

第二十八回国会 衆議院 商工委員会 議 録 第二十六号

昭和三十三年四月三日(木曜日)

午前十時三十二分開議

出席委員

委員長 小平 久雄君

理事阿左美廣治君 理事笹本 一雄君

理事島村 一郎君 理事長谷川四郎君

理事加藤 清二君 理事松平 忠久君

有馬 英治君 大倉 三郎君

川野 芳滿君 菅 太郎君

神田 博君 齋藤 憲三君

櫻内 義雄君 南 好雄君

村田 勇君 横井 太郎君

山手 滿男君 伊藤卯四郎君

佐竹 新市君 田中 武夫君

田中 利勝君 多賀谷眞穂君

水谷長三郎君 横錢 重吉君

出席國務大臣 前尾繁三郎君

出席政府委員 通商産業 白濱 仁吉君

政務次官 通商産業 小笠 公昭君

政務次官 通商産業 齋藤 正年君

通商産業事務官 (大臣官房長) 松尾泰一郎君

通商産業事務官 (通商局長) 岩武 照彦君

通商産業事務官 (重工業局長) 村田 恒君

通商産業事務官 (官(石炭局長) 小岩井康朗君

通商産業事務官 (通商局長) 小岩井康朗君

通商産業事務官 (通商局長) 小岩井康朗君

通商産業事務官 (通商局長) 小岩井康朗君

通商産業事務官 (通商局長) 小岩井康朗君

通商産業事務官 (通商局長) 小岩井康朗君

通商産業事務官 (通商局長) 小岩井康朗君

通商産業事務官 (通商局長) 小岩井康朗君

通商産業事務官 (通商局長) 小岩井康朗君

通商産業事務官 (通商局長) 小岩井康朗君

通商産業事務官 (通商局長) 小岩井康朗君

通商産業事務官 (通商局長) 小岩井康朗君

通商産業事務官 (通商局長) 小岩井康朗君

本日の会議に付した案件

参考人出席要求に関する件

石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一四八号)

航空機工業振興法案(内閣提出第一五三号)

ガス事業に関する件

参考人 (石炭鉱業整備事業団理事長) 田口 良明君

参考人 (石炭鉱業整備事業団理事長) 田口 良明君

参考人 (石炭鉱業整備事業団理事長) 田口 良明君

参考人 (石炭鉱業整備事業団理事長) 田口 良明君

参考人 (石炭鉱業整備事業団理事長) 田口 良明君

参考人 (石炭鉱業整備事業団理事長) 田口 良明君

参考人 (石炭鉱業整備事業団理事長) 田口 良明君

参考人 (石炭鉱業整備事業団理事長) 田口 良明君

参考人 (石炭鉱業整備事業団理事長) 田口 良明君

参考人 (石炭鉱業整備事業団理事長) 田口 良明君

参考人 (石炭鉱業整備事業団理事長) 田口 良明君

参考人 (石炭鉱業整備事業団理事長) 田口 良明君

参考人 (石炭鉱業整備事業団理事長) 田口 良明君

参考人 (石炭鉱業整備事業団理事長) 田口 良明君

参考人 (石炭鉱業整備事業団理事長) 田口 良明君

参考人 (石炭鉱業整備事業団理事長) 田口 良明君

参考人 (石炭鉱業整備事業団理事長) 田口 良明君

参考人 (石炭鉱業整備事業団理事長) 田口 良明君

参考人 (石炭鉱業整備事業団理事長) 田口 良明君

参考人 (石炭鉱業整備事業団理事長) 田口 良明君

参考人 (石炭鉱業整備事業団理事長) 田口 良明君

参考人 (石炭鉱業整備事業団理事長) 田口 良明君

参考人 (石炭鉱業整備事業団理事長) 田口 良明君

参考人 (石炭鉱業整備事業団理事長) 田口 良明君

参考人 (石炭鉱業整備事業団理事長) 田口 良明君

参考人 (石炭鉱業整備事業団理事長) 田口 良明君

参考人 (石炭鉱業整備事業団理事長) 田口 良明君

参考人 (石炭鉱業整備事業団理事長) 田口 良明君

参考人 (石炭鉱業整備事業団理事長) 田口 良明君

参考人 (石炭鉱業整備事業団理事長) 田口 良明君

参考人 (石炭鉱業整備事業団理事長) 田口 良明君

能率炭鉱を買いつづし、いわば不況対策として、この法律は制定されたのであります。従って、買い取りも、すでに三百万トン以上という、予定以上の成果をあげておるようであります。ところが、このたび提案されております同法の一部改正法案は、新たな炭田の開発をする、いわば、増産対策として提案されたものかと思ふのであります。それならば、なぜ石炭の計画開発、増産対策として、単独法としてこれを出しにしないのかということをお考えの必要があります。買いつづして整理をする法律に、開発増産計画を組み合せるということとは、矛盾をしておるのじゃないか。そういう点から、法律案自身としてもはなはだ権威がないし、また、そういう点に自信を持ち得ないところから、いわば整備法案に増産計画を便乗させてやるがごときは、私ははなはだ遺憾であると思ふのであります。今度の一部改正の提出というものは、石炭の開発の年次計画というものが、これに作られてあるようでありまして、こゝろのものを一部改正案として出して行くという点は、何として了解に苦しむのであるが、この点について、われわれの納得のできるような答弁をしてもらいたいと思ひます。

○前尾國務大臣 合理化臨時措置法の出されましきとき的情勢といたしましては、多少の食い違いがあるかと思つております。しかし、合理化という考え方の中には、非能率的なものは排除しながら、極力能率化し、従つてそのことは、われわれから考へて、増産を

していくという考へ方のもとにあるのであります。従つて、今後の行き方としましては、能率的なものは、あくまで開発して参らなければなりませんし、また非能率的なものは、ある程度押えていかなければなりません。そうして、總体として増産もされ、しかも割安になる、こういう二つのねらいがあると思ひます。従つて、いろいろ錯綜しておる事情で、たとへば、この事業団のごときにつきましては、現在進行中であり、この一部改正が行われまして後におきまして、存続するわけでありまして、目的は、結局先ほど申し上げました能率のものを広げ、非能率的なものを押える。ときによつて、どちらに重点が置かれるかの違いはありまして、私は合理化というこの法律の範囲外のものであるとは考へておりませんので、この一部改正をお願いしておるようなわけでありまして。

○伊藤(卯)委員 今の大臣の御意見では、私はこの買いつづし時限立法に、増産計画の長期法案ともいふべきものをからめて出されたということ、法の体系の上から見て、行わんとする事業の目的の上から見て、これが矛盾しないとおっしゃるのは、大臣の頭はどうおぼつかぬかと思ふのです。が、どうですか。こんなばか法律は、今までありません。この事業団の整備事業の法律は、このまゝあつていいと思ふのです。期間一ぱいおやりになつたらいいと思ふ。すでに目的の三百万トンを達成して、なお金が残つておるし、幾らか時間もあるから、なお

○小平委員長 お諮りいたします。本案の審査のため、参考人として石炭鉱業整備事業団理事長田口良明君より、質疑応答の形式により意見を聴取いたします。と存じますが、御異議ありませんか。

○伊藤(卯)委員 今、議題にされております石炭鉱業合理化臨時措置法の一部改正等の問題について、若干質問をいたしたいと存じます。

まず最初に、さきの石炭鉱業合理化法制定の目的は、御存じのように、非

○小平委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

○小平委員長 質疑に入りませう。伊藤卯四郎君。

○伊藤(卯)委員 今、議題にされております石炭鉱業合理化臨時措置法の一部改正等の問題について、若干質問をいたしたいと存じます。

まず最初に、さきの石炭鉱業合理化法制定の目的は、御存じのように、非

○小平委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

○小平委員長 質疑に入りませう。伊藤卯四郎君。

○伊藤(卯)委員 今、議題にされております石炭鉱業合理化臨時措置法の一部改正等の問題について、若干質問をいたしたいと存じます。

まず最初に、さきの石炭鉱業合理化法制定の目的は、御存じのように、非

○小平委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

○小平委員長 質疑に入りませう。伊藤卯四郎君。

○伊藤(卯)委員 今、議題にされております石炭鉱業合理化臨時措置法の一部改正等の問題について、若干質問をいたしたいと存じます。

まず最初に、さきの石炭鉱業合理化法制定の目的は、御存じのように、非

○小平委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

○小平委員長 質疑に入りませう。伊藤卯四郎君。

○伊藤(卯)委員 今、議題にされております石炭鉱業合理化臨時措置法の一部改正等の問題について、若干質問をいたしたいと存じます。

まず最初に、さきの石炭鉱業合理化法制定の目的は、御存じのように、非

○小平委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

○小平委員長 質疑に入りませう。伊藤卯四郎君。

○伊藤(卯)委員 今、議題にされております石炭鉱業合理化臨時措置法の一部改正等の問題について、若干質問をいたしたいと存じます。

まず最初に、さきの石炭鉱業合理化法制定の目的は、御存じのように、非

○小平委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

○小平委員長 質疑に入りませう。伊藤卯四郎君。

○伊藤(卯)委員 今、議題にされております石炭鉱業合理化臨時措置法の一部改正等の問題について、若干質問をいたしたいと存じます。

まず最初に、さきの石炭鉱業合理化法制定の目的は、御存じのように、非

○小平委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

○小平委員長 質疑に入りませう。伊藤卯四郎君。

○伊藤(卯)委員 今、議題にされております石炭鉱業合理化臨時措置法の一部改正等の問題について、若干質問をいたしたいと存じます。

まず最初に、さきの石炭鉱業合理化法制定の目的は、御存じのように、非

○小平委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

あと何十万トンか、事業として買いつぶすというのがあるのもいいと思う。

これはこれで目的が終るのです。そこで、さらに今度の案は、長期増産計画、新たな開発計画を作られているのであるから、これをどうして独立立法として出すわけにいかぬのですか。この辺は、何かそこに割り切ることで

きないものがあるわけで、その意味をもっと明確にしたらぬと、われわれはこの法案の審議というか、あるいは通過の上に、協力できないと思うのです。やはり法というものは、体系といふものがあるから、その体系の上に立つて、筋を通したものでなければならぬと思う。こういう点を明らかにしてもらわなければ、われわれは、簡単にこの法案というものの審議に協力することはできない。一つ、もつとはつきりして下さい。

○前尾国務大臣 私は、合理化というのは、何も整備するだけが合理化だとは思っておりません。先ほど来申しますように、合理化という名前につきましては、長期的に能率的な開発をやるということも、私は合理化の定義の中に十分入ると思う。また非能率なものを整備するというのも、私は合理化の一つだと思ふ。従つて、現在の合理化法の改正によりまして、これは便宜の問題でありまして、従つて、目的につきましても、今度は追加することにはなりますが、またそのときによつて、やることは違ふかと思ひますが、しかし、合理化という考え方の範疇に十分入れている事項だといふふうに考へておられますので、必ずしもこれは矛盾しておるものではないと思つております。

○伊藤(卯)委員 どうもあなたのお答では、はつきりしないのですが、くどく申し上げるようですが、さきの合理化法案の制定の目的は、不況対策として、非能率炭鉱といふかそういうものを買いつづけて、そうして要らざるものを制限していき、こういう目的で作られたのです。ところが、この一部改正は、増産計画として、いわば経済景気に備えるために、順次年次計画として増産をして、経済計画にこたえていくというために作られてあるのです。これは矛盾しませんか。片方は、不況対策として買いつづけて、それで炭鉱を整備していき。今度の一部改正は、経済の景気に備えるために、新たな炭鉱を開発して、増産年次計画を立てていくというのだから、これは違ひませんか。

○前尾国務大臣 要するに、合理化といふことは、先ほど来申し上げておりますように、一面においては能率的なものを開発し、一面においては非能率的なものを整備する、こういう両面を持つておるわけでありまして、むしろ私は、二本の法律にいたしますと、かえつて、その間の矛盾があるのではないかと、その間にお考えになりやすいのといふふうにお考えになることについて、かえつてわかりにくくなる。一本の法律にしておきましたら、その両面について、そうして法律の各条項に矛盾したことがありましたら、直さなければならぬ。しかし、矛盾せず合せて一本といふ姿にすることに就いては、私は矛盾とは考へておらぬのであります。あるいは、当時は不況なときであつた、あるいは現在がその当

時とは事情が變つたという点はあるにしても、これは法律の各条項に矛盾がなければ、その法律は継続して何ら差しつかないと思つておるのであります。その間、観念的には、おっしゃるようなことも、わからぬわけではありませんが、私は合理化という中に一本にして、そしてその両面が相矛盾しないような姿においてやつていった方が、むしろ混同がなくなる、こういうふうに考へておるのであります。

○伊藤(卯)委員 どうも大臣が答弁しておられるその程度の内容では、私、承服はできません。これは、あなたと、この問題だけで押し問答しておつたところで、仕方がないのですが、おそれく大臣も、今おっしゃる通りに、どうも矛盾しておるようにも思ふけれども、まあ一本の方がいいのじやないか、こういうことを言われておる点に、私ははつきりした強い自信をお持ちになつて出されていらないといふことだけを、うかがい知ることができるのです。それはそれでいい。片方は、殺してお葬式を出していき、もう一方の人間を、今度は、同じ棺おけの中に、またもう一べん生かして元氣をつけていき、こういうのだから、これは法の体系からいって、全く間違つています。しかし、これはあなたとここで議論をしても、水かけ論で、いたずらに時間をとりますから、私はこれは了解できないものとして、あとあとのためにここにはつきりしておきます。いずれあとでこの法案の討論などという問題が出てくると思ひますから、そういう場合において、私は、もつとこの点は筋を通してやるべきであるといふことを、明らかにいたしていきたいと思

います。私は、新たな炭田開発増産計画を立てていくことに反対じやないのです。そういう国策ともいふべき新たな一つの目的を持つものであるから、単独立法を出されて、それでやられたらどうかといふことを言つておるのであります。だから、そういう点からお考えになれば、それは大臣も、伊藤君、君の言ひことの方がどうも筋が通つておるようには思ふ、きつと私は腹の中では思つておられると思うのだ。だから、私はそういうことで、あとであなたも考え直して、私どもの方から筋を通していく場合に対しては、その方に多分御賛成をされるだろうと思ひから、この点は私の質問、意見等を留保しておきます。

それから、新たな炭田開発をするには、炭鉱の整理統合を必要としなければならぬ。そのために炭鉱の調整協議会といふものを設けて、これにやらしたい。これは、私はいいと思つております。そこで、たとえば何十年といふうちに炭区を持ち続けておる場合、しかも、それが採掘炭区であれば、整理統合の問題について、なかなか問題があるもので、政府としても、なかなかやれないでおる現状でございます。ところが、古い既設の炭田では、最も接近をしておる炭区といふか、あるいは上層と下層があれば、その上層と下層を別の人々が鉱業権を持つておるといふところから、やはりそういう点に絶えず問題が起つておる。それからまた、計画的な増産計画も立てられなければならぬ。さらに炭害の問題も、どつちの炭害かといふことが、なかなか判定がつかないので、そのために、被害者は絶えず困つておる。そういう問題が非常に

に起つておることは、私は大臣もお聞きになつておられると思ひます。そこで、これらの既設炭鉱において、炭区の整理統合をしなければならぬといふことは、これは何十年来叫ばれておる問題であるのです。たとえば、業者の中でも、あるいは政府みずからの直接の関係者の人々の中でも、このことは言われておることです。新たな炭田開発のための炭区は統合も必要であるが、既設の炭田の炭区こそを整理統合することが、経済出炭の上から見ても非常に大事なことです。こういう点等を、なぜお入れになつておらないか。しかも、さつき大臣が、買いつづす、いわゆる整備法案の中に、増産計画開発計画の一部修正を加えることは、矛盾しないのだとおっしゃるならば、なおさうのこと、これをなぜお入れにならぬのか。この点は、先ほどから御答弁になつておること、切々として叫ばれておる国家的見地からやらなければならぬ。これをお入れにならぬといふことは、どういふわけですか、この点も一つ明らかにしていただきたい。

○前尾国務大臣 古い炭区についての炭区調整の問題につきましては、すでに規定があるわけでありまして、その規定が、實際言いますと、確かに今までもかなり発動されておらぬといふことであると思ひます。それにつきましては、もつと強力に行政指導を行わなければならぬといふふうにも考へておるのであります。さしあつては、とにかく最も必要性もあり、またある地域を指定する、いわゆる指定地域につきましては、強力に進めなければならぬといふふうな考え方をいたしまして、指定地域だけについては、さらに、議

渡につきましても、勧告だけではなしに、決定ができるということにしてあるのではありません。あるいは鉱区の増減についても、範囲を広げるとかいうようなことをいたしておるのであります。もちろん、私は、鉱業権についていろいろ検討しなければならぬ問題があると思います。それらにつきましては、極力行政指導を強く推進して、根本的な検討を早く進めていきたい、かように考えておるわけでありま

す。

○伊藤(卯)委員 大臣も、すでに、古い炭田における既設のそれぞれの鉱区が、ばらばらになっておったのではない、だから、何とかこれを整理統合しなければならぬということは、お認めになっておるようであります。それから、従来からやらんとしてやれないでおるということも、お認めになっておる。こういう点は、もつとはつきり、行政の権威というか、そういう一つの政治の力でこれを解決してやらなければ、できないことです、こういう点を、全然取り上げないでおられる。いわんや新鉱区の開発等の点について、先願権というようなものについて、全然お触れになっておられないようであるが、鉱業権というものは、先願権というものが優先して権利を持てるところに、どんなに国家的に見て損失を与えておるか。また関係のそれぞれの人に、いかに迷惑をかけておるかということも、これは御存じであると思うのです。そういうことも全然触れられておられない。一部改正の中に説明されておられる点は、先ほどから申し上げるように、法の体系からいっても矛盾しておるし、問題の重要な点とい

うものを、全くそれぞれ取り上げておられないのである。何のためにやられているのか、私は全く、何かセミの抜けがらみたようなものを一部改正として出されておるような気がしてならぬのであるが、今申し上げたような点等の総合的なものを、この鉱区の調整協議会というものに、相当従来から問題として解決できないでおるそういうものもろの鉱区の問題を、ここで取り上げますようにするというものについて、なぜ加えることができないのか。そういう点等を、一つはつきりお聞かせを願いたい。

○前尾国務大臣 鉱業法につきましても、いろいろ問題があると思います。また私は、根本的に改正しなければならぬというふうに考えておるものであります。ただ、これはよほど慎重に、他の法律との関係もありますから、省内におきましても、十分な調査をする反面、審議会というようなものを設けて、根本的に検討してやらなければならぬというふうに思っております。ただ、ただいま申し上げましたような今度の合理化で改正をお願いしておりますのは、新炭田の開発という点について、予算もとる。これは相当長い期間にわたって準備が要るわけでありまして、早くこの点については手を付けておきませんと、将来にいろいろ禍根を残すという点も考慮されて、部分的な改正をお願いしたわけでありまして、これですべてが事足りるというふうに考えておるのではあります。全般的な鉱業法の改正という点については、早く推進していきたい、かように考えておるわけであり

○伊藤(卯)委員 やはり私には、なかなか了解ができません。というのは、私は、鉱業法の改正とかなんとかいふ、そういう鉱業法といふべき基本の問題を論じておるのじゃないのです。今度の一部改正というものは、国の年次増産計画を立てられておるのである。その目的を達成するために、かくなければならぬというもろのものが、これを総合して解決をされなければ、合理的なことは進行しないと私は言うのです。先ほどから言うように、この鉱区の問題などについて、十分検討するべきだとか、あるいは古い炭田における、先ほど申し上げたような接近鉱区の整理統合の問題であるとか、そういう問題を総合的に取り上げてやられるところに、一つの年次増産計画というものが立つのであって、それらをそのままばらばらにさせておいたならば、新たな炭田開発というような問題について、絶えずいろいろな問題が、国全体の立場からいって、起ってくる。陸路が起ってくるのです。それを私は言っておるのです。だから、一つの国策として、年次増産計画を立てるなら、それにすべてを集中して、それが完全にやられるようにするということに、私は法の改正なり国の予算を投入していくという目的が達成されると思うのです。そういう点がどうも一貫してないが、これは十分検討されて改正案をお作りになったのですか、どうですか。何かにちよつと追われたような形で、急場の間に合うようなことで作られたような気がしてならないが、こういう点について、もつと基本的な考え方を一つお聞かせ下さい。

○前尾国務大臣 先ほど来申し上げておりますように、鉱業法の改正ということ、を、全般的に考えていかなければならぬと思ひます。いろいろなたぐいのお話のような問題も、やはり鉱業権の根本に触れる問題であります。従つて、部分的な改正を、鉱業法にただいますぐ加えるというわけには参らぬと思ふのであります。これは、先ほど来申し上げておりますように、鉱業法の根本的改正ということは、別個にまた並行してやつていかなければならぬのであります。とりあえずのところは、新炭田の開発ということについて、どういう考えかによつてやつていくかというところを明らかにして、今後極力早く準備をしていかなければなりません。ことに予算的にも調査費をとり、その目的はどこにあるかという点もありますので、その関連いたしました点を、この合理化法の中に取り入れたのであります。これと根本的改正とは、私は並行していくべきだというふうに考えておりますので、その点は、これで事足りるという考えでやつていくわけではありません。今後、これをわれわれも推進することについては、十分努力して参りたい、こういふように考えておるわけでありま

す。

○伊藤(卯)委員 この鉱区の問題を調整機関にかけて扱わせようといわれるのは、これはやはり鉱業権の問題にも関連するのです。私はそれをききよう追及してやろうとは思ひませんが、大臣の考えは、そういう鉱業法の改正という基本的な問題には触れたくないのだというところをおっしゃつておられますが、鉱区問題というものは、鉱業権の問題に触れることなのです。そういう点か

らも、われわれが見て、今度の一部改正のみでいろいろことを扱おうということ、は、そういう相当重大な根本問題にも触れる問題を、軽く扱われておるという点から見ても、私、今、大臣のおっしゃつたような考え方というものでは、了解できない。だから、これを議論すれば、私は言ひ分がたくなさんあけれども、時間の関係で言ひませんけれども、それは、これをやること自身も、鉱業法の基本権にも触れるのです。だから、そういう問題にも触れる問題、それなら、私がさつきから質問しているように、もつと根本的な問題にも触れて、総合的にこれを調整するよりな形でやつたらどうかと言ひたい。必要とあらば鉱業法改正の法案も、国会に出さなくても、次の国会ぐらに出して、そういふことも十分持っている立場からこれを扱つておるのだとおっしゃるなら、話はまだわかるのです。そういう点どうですか。

○前尾国務大臣 大体、おっしゃるような考え方で、私は、とりあえずのところこれを提案しておるのであります。ただいまお話しのような点は、十分並行して検討し、極力早い機会に、あるいは御審議願いたいという考えは、私自身も持つておるわけではあります。○伊藤(卯)委員 次に御尋ねしたいと思ひますのは、御存じのように、この石炭鉱業は、地下資源の産業といふから、従つて、生産というものに、計画的な弾力性というものが非常に乏しいわけですね。それだけに、景気の変動に對しても、また実は非常に弱いのです。それだから、たとえば好況の場合

には、非常な乱舞をやっている。これはもう絶えず行われている事実です。ところが、今度、その反面に不況になって参りますと、今度は、原価を全然無視して、いわば乱舞競争をやっている。こういうことが、石炭鉱業というものを健全化し得ないという事は、これはもう前尾通産大臣も、百も御存じであらうと私は思うのです。こういう点から、一方面的な見方でやりますと、需給の關係とか、そういう点においても、従って非常な不安定といつか、そういうことが、絶えずこの需要關係にも問題が起つてくるわけです。

ふりにお考えになつてゐるか、この点を一つ伺いたい。

それから、そのためには、競合をしていきます他のエネルギー、たとえば重油であるとか、こういうものの需要關係、こういう点も、どういふふうにしていくかというところが、はつきりしたことが示されておられません。こういうものも、当然私は考へべきことだと思ふのであるが、一向加えられておりませんが、なぜこういう点等も無視されてゐるのかという事も伺いたい。

それから、最近、この問題等を閣議で論議されてゐることを、しばしば新聞などにも拝見したことがあります。そのとき前尾通産大臣は、燃料としては石炭を主とし油を従として取扱ひをしていきたい、こういうことを言われたようでありまして、ところが、これも閣議決定になるものかと思つておりましたところが、閣議決定になりました。了解事項ですか、何かそういうことでやるのだということ、始まりは相当石炭關係の者に期待をされておつたやうであるが、何だかあとから妙によろめいてきたやうになつてしまつておられます。もつとも、よろめきということとは、岸内閣のお家芸ですから、やむを得ませんけれども、こういう点も、もう少しはつきりされる必要があると思ふ。そんなことでは、私はとても経済性を持つ石炭の増産計画というものに期待ができません。石炭の長期増産計画対策というやうなものについて、ほんとうに今度こそは年次計画に信念を持つて、確固不動のものとして計画性を持つてやるのだというやうなことに上立つてやつておられるやうな気がしないが、日本の石炭政策とい

るか、総合エネルギー政策といふか、こういう点について、一つはつきりした点をお示し願ひたいと思ふのです。

○前尾國務大臣 エネルギーの総合的な考え方につきましては、すでに十二月に策定されました新長期経済計画の中にありまして、これは、これまたその必要量につきましても、これまたその中に言われておるのであります。

また、今後の石炭政策について、どういふ考え方を持つか。ただいまお話しのように、そのときによつて需給が非常に變つてくる。それに対する対策をいたしましては、私が前からしばしば申し上げておりますやうに、極力国内資源は依存する、そこに重点を置くという事は、これは外貨節約の問題からいひましても、当然のことでありまして、それで、炭主油従という考え方でいきますことについては、何ら疑ひのない問題であります。ただ、どうしても石炭で足りないという場合には、これはもちろん輸入エネルギーに待たなければなりません。従つて急速に開発をやるにいたしまして、足らざるところは輸入に待つていかなければならぬ。またエネルギーの必要量が非常にふえて参りましたので、輸入エネルギーが非常にふえて参りましたので、昭和五十年程度であつたかにつきましては、十五億ドルの外貨で輸入エネルギーに待たなければならぬというやうな状況でありますから、極力国内資源によつていくということについては、当然のことでありまして、これは、今後だれが考へても、變ることはい、かように私は信じておるわけであり

う、いろいろな場合が多からうかと思ひます。それに対する対策は、十分考へていかなければなりません。それについては、極力長期契約をしてもらひ、あるいは貯炭場を作るといふやうなことで、需要の少ないときに対する対策も考へていくわけでありまして、この考え方につきましても、それに対して政府資金を極力投入するといふことも当然のことです。また、この考え方を閣議決定とするかどうかということにつきましても、当然のことでありまして、それを閣議決定するといふことになりまして、ほかの問題についても、すべて閣議決定をとらなければならぬ。あるいは各省も、みんなそういうやうな閣議決定という形式をとるといふことになりまして、戦時中のやうな、ああいう閣議決定の誘発といひますか、あまりにも多くの閣議決定ということになりますので、私が従来考へておりましたのは、一つよろめいておるわけでも何でもありませんし、これはどなたがお聞きになりましたか、当然のことです。また、確固不動の考え方だといふやうに考へておられますので、特に閣議決定という形式をとらなかつたにすぎないのであります。今後におきましても、あくまでそういう考え方で行つていきたいと思います。

○伊藤(卯)委員 よろめいちゃおらぬ、確固不動の信念でやつておるといふ、なかなか前尾さんにしては珍しく強いことをおっしゃつたが、さてなかなかそうじゃありませんわ。私がその事実をここであげますから、お聞き取り下さい。大体おやりになつてゐることは、場当たり主義です。それだから、事実は、絶えず後手々々を打つておると

いうのが、大体あなたのところをやつておられることである。たとえば、御存じのように、今、貯炭が六百万トン以上もあつて、およそ日本に炭鉱開発して以来、こんなに貯炭がたかくさんできたことはないと言われておるのである。そういう膨大な貯炭が三十二年程度にできておる。そこで、原料炭であるとか、もしくは無煙炭であるとかいふやうなものは、日本に足らざるものを入れることは当然です。ところが、一般炭は、御存じのように、それこそあなたの方でおっしゃる神武以来の貯炭になつておるはずだ。ところが、三十二年程度に一般炭の外來炭を八十二万二

トン入れておるじやありませんか。国内炭が六百何十万トンもあつて、開闢以来の貯炭といふのに、何で一般炭の外來炭を八十二万二トンも入れなければならぬのですか。そうしたら、今度はびっくりして、三十三年程度には輸入しませんが言つておる。これは後手じやありませんか。鉄鋼の場合も、そうじやありませんか。去年、私があれほどやかましく言ひました。ところが、去年どうであるかといふと、鉄鋼を、しかも輸入関税を免税をして、特例を設けて鋼材を五十万トン入れていまして、それで、日本の鉄鋼界といふのは、御存じのように鉄鋼が余つて、いかにしてこれを操短して在庫を少くするかといふところから、業者も青息吐息でしよ。従つて、昨年度行われた鉄鋼労働争議のときも、このために、労働者側の要求といふものは、ゼ口回答で、いわば惨敗という形になつておるではありませんか。争議団を惨敗に陥れたり、切りくずしたといふことは、ある程度政府の無計画からだ

た事実を、私はいまだかつて知りません。そういうことでございますから、今度のこの一部改正についても、いろいろのことを、大臣が趣旨説明の中にも申されておられますが、こういう今私がお尋ねしたやうな大事な点において、これをどう扱うか。年次増産計画と需給關係においての総合的な立場から、どう扱うかという点等が、一向述べられておりません。こういう点から見まして、今後、石炭鉱業を合理化しつつ生産を高めていく、わが国の総合エネルギーの政策といふものはつきりされること、燃料対策として、いろいろ問題を起す点を解決される上に、重要なことだと思ひが、大臣はどうい

うか、総合エネルギー政策といふか、こういう点について、一つはつきりした点をお示し願ひたいと思ふのです。

○伊藤(卯)委員 よろめいちゃおらぬ、確固不動の信念でやつておるといふ、なかなか前尾さんにしては珍しく強いことをおっしゃつたが、さてなかなかそうじゃありませんわ。私がその事実をここであげますから、お聞き取り下さい。大体おやりになつてゐることは、場当たり主義です。それだから、事実は、絶えず後手々々を打つておると

いうのが、大体あなたのところをやつておられることである。たとえば、御存じのように、今、貯炭が六百万トン以上もあつて、およそ日本に炭鉱開発して以来、こんなに貯炭がたかくさんできたことはないと言われておるのである。そういう膨大な貯炭が三十二年程度にできておる。そこで、原料炭であるとか、もしくは無煙炭であるとかいふやうなものは、日本に足らざるものを入れることは当然です。ところが、一般炭は、御存じのように、それこそあなたの方でおっしゃる神武以来の貯炭になつておるはずだ。ところが、三十二年程度に一般炭の外來炭を八十二万二

トン入れておるじやありませんか。国内炭が六百何十万トンもあつて、開闢以来の貯炭といふのに、何で一般炭の外來炭を八十二万二トンも入れなければならぬのですか。そうしたら、今度はびっくりして、三十三年程度には輸入しませんが言つておる。これは後手じやありませんか。鉄鋼の場合も、そうじやありませんか。去年、私があれほどやかましく言ひました。ところが、去年どうであるかといふと、鉄鋼を、しかも輸入関税を免税をして、特例を設けて鋼材を五十万トン入れていまして、それで、日本の鉄鋼界といふのは、御存じのように鉄鋼が余つて、いかにしてこれを操短して在庫を少くするかといふところから、業者も青息吐息でしよ。従つて、昨年度行われた鉄鋼労働争議のときも、このために、労働者側の要求といふものは、ゼ口回答で、いわば惨敗という形になつておるではありませんか。争議団を惨敗に陥れたり、切りくずしたといふことは、ある程度政府の無計画からだ

いうのが、大体あなたのところをやつておられることである。たとえば、御存じのように、今、貯炭が六百万トン以上もあつて、およそ日本に炭鉱開発して以来、こんなに貯炭がたかくさんできたことはないと言われておるのである。そういう膨大な貯炭が三十二年程度にできておる。そこで、原料炭であるとか、もしくは無煙炭であるとかいふやうなものは、日本に足らざるものを入れることは当然です。ところが、一般炭は、御存じのように、それこそあなたの方でおっしゃる神武以来の貯炭になつておるはずだ。ところが、三十二年程度に一般炭の外來炭を八十二万二

トン入れておるじやありませんか。国内炭が六百何十万トンもあつて、開闢以来の貯炭といふのに、何で一般炭の外來炭を八十二万二トンも入れなければならぬのですか。そうしたら、今度はびっくりして、三十三年程度には輸入しませんが言つておる。これは後手じやありませんか。鉄鋼の場合も、そうじやありませんか。去年、私があれほどやかましく言ひました。ところが、去年どうであるかといふと、鉄鋼を、しかも輸入関税を免税をして、特例を設けて鋼材を五十万トン入れていまして、それで、日本の鉄鋼界といふのは、御存じのように鉄鋼が余つて、いかにしてこれを操短して在庫を少くするかといふところから、業者も青息吐息でしよ。従つて、昨年度行われた鉄鋼労働争議のときも、このために、労働者側の要求といふものは、ゼ口回答で、いわば惨敗という形になつておるではありませんか。争議団を惨敗に陥れたり、切りくずしたといふことは、ある程度政府の無計画からだ

いうのが、大体あなたのところをやつておられることである。たとえば、御存じのように、今、貯炭が六百万トン以上もあつて、およそ日本に炭鉱開発して以来、こんなに貯炭がたかくさんできたことはないと言われておるのである。そういう膨大な貯炭が三十二年程度にできておる。そこで、原料炭であるとか、もしくは無煙炭であるとかいふやうなものは、日本に足らざるものを入れることは当然です。ところが、一般炭は、御存じのように、それこそあなたの方でおっしゃる神武以来の貯炭になつておるはずだ。ところが、三十二年程度に一般炭の外來炭を八十二万二

トン入れておるじやありませんか。国内炭が六百何十万トンもあつて、開闢以来の貯炭といふのに、何で一般炭の外來炭を八十二万二トンも入れなければならぬのですか。そうしたら、今度はびっくりして、三十三年程度には輸入しませんが言つておる。これは後手じやありませんか。鉄鋼の場合も、そうじやありませんか。去年、私があれほどやかましく言ひました。ところが、去年どうであるかといふと、鉄鋼を、しかも輸入関税を免税をして、特例を設けて鋼材を五十万トン入れていまして、それで、日本の鉄鋼界といふのは、御存じのように鉄鋼が余つて、いかにしてこれを操短して在庫を少くするかといふところから、業者も青息吐息でしよ。従つて、昨年度行われた鉄鋼労働争議のときも、このために、労働者側の要求といふものは、ゼ口回答で、いわば惨敗という形になつておるではありませんか。争議団を惨敗に陥れたり、切りくずしたといふことは、ある程度政府の無計画からだ

いうのが、大体あなたのところをやつておられることである。たとえば、御存じのように、今、貯炭が六百万トン以上もあつて、およそ日本に炭鉱開発して以来、こんなに貯炭がたかくさんできたことはないと言われておるのである。そういう膨大な貯炭が三十二年程度にできておる。そこで、原料炭であるとか、もしくは無煙炭であるとかいふやうなものは、日本に足らざるものを入れることは当然です。ところが、一般炭は、御存じのように、それこそあなたの方でおっしゃる神武以来の貯炭になつておるはずだ。ところが、三十二年程度に一般炭の外來炭を八十二万二

トン入れておるじやありませんか。国内炭が六百何十万トンもあつて、開闢以来の貯炭といふのに、何で一般炭の外來炭を八十二万二トンも入れなければならぬのですか。そうしたら、今度はびっくりして、三十三年程度には輸入しませんが言つておる。これは後手じやありませんか。鉄鋼の場合も、そうじやありませんか。去年、私があれほどやかましく言ひました。ところが、去年どうであるかといふと、鉄鋼を、しかも輸入関税を免税をして、特例を設けて鋼材を五十万トン入れていまして、それで、日本の鉄鋼界といふのは、御存じのように鉄鋼が余つて、いかにしてこれを操短して在庫を少くするかといふところから、業者も青息吐息でしよ。従つて、昨年度行われた鉄鋼労働争議のときも、このために、労働者側の要求といふものは、ゼ口回答で、いわば惨敗という形になつておるではありませんか。争議団を惨敗に陥れたり、切りくずしたといふことは、ある程度政府の無計画からだ

いうのが、大体あなたのところをやつておられることである。たとえば、御存じのように、今、貯炭が六百万トン以上もあつて、およそ日本に炭鉱開発して以来、こんなに貯炭がたかくさんできたことはないと言われておるのである。そういう膨大な貯炭が三十二年程度にできておる。そこで、原料炭であるとか、もしくは無煙炭であるとかいふやうなものは、日本に足らざるものを入れることは当然です。ところが、一般炭は、御存じのように、それこそあなたの方でおっしゃる神武以来の貯炭になつておるはずだ。ところが、三十二年程度に一般炭の外來炭を八十二万二

いうこともいえる。そうして、日本の鉄鋼業界を今日の状態に陥れたというの、やはりあなたの無計画の結果がさしているのじゃありませんか。申し上げると、石炭だって、今、貯炭をどうすることもできないというときに、外国炭の一般炭を八十二万二千トンも入れておいて、それで確固不動でございす、よろめいちゃありません、後手じゃありません。それなら、なぜことしも入れませんか。ことしは入れないようになっているじゃありませんか。こ

ういう無計画、無方針で、一体やれすか。これで一体、確固不動でござい、よろめいちゃいないということが言えますか、ちよつと聞かして下さい。何いましょう。

○前尾國務大臣 御承知のように、昨年八十二万トンの石炭を入れましたのは、上期であります。下期以降におきましては、入れておりません。あの當時といたしましては、それだけの需要があったわけでありす。鉄鋼にしましても、石炭にしましても、それだけの需要が実際にあった。しかし、他の面から、御承知のように国際収支の悪化という面から、今度は事業を繰り延べさすというやうなことをやりましたので、そこから起りまして、今度は経済活動を縮小した。従って、石炭の計画というものは縮小して需要が縮小して参ったのです。これは、鉄鋼につきましても同様であります。これは當時として、何も入れたくて入れたというのではない、それだけの需要があつて、やむを得ず入れた。鉄鋼につきましても、石炭につきましても、相当な値上りをし、需要が足らぬというこ

濟計画全部が、国際収支というやうな点についての配慮が足りなかつたといふことは、言えると思ひます。しかし、そのために石炭政策が變つたとか、あるいは鉄鋼政策が變つたといふものではないのであります。そういうことのないやうに、今後増産をいたしまして、そうして少々のことでは何も外国からあつて入れなければならぬというここのないやうにしようというものが、現在の新長期經濟計画の考え方でありす。

○伊藤(卯)委員 どうも、今あなたのおっしゃることを伺つておると、自民党あるいは岸内閣政府等が、いろいろの長期經濟計画、長期石炭政策、そういうものを発表されるのを、私は非常に矛盾しておられるやうな感じがする。今あなたのおっしゃることを伺つと、それならば、自民党や政府の方から、經濟や燃料やら、そういうものについて長期計画を発表するといふことは、あれはみんな自信のない、いいかげんなものを発表しておるのだと、私はいわざるを得ないと思ひます。たとえ

か。鉄にしても石炭にしても、私は何年も先のことを言うのじゃありません。少くとも半年や一年ぐらゐの見通しを立ててやれなかつたら、政權をとつておる資格はありませんよ。そうじゃありませんか。上期には必要だつたから八十萬トン入れた、ところが、下期になつたら六百四十萬トンも貯炭になつた。これは、もうすでに去年の上期からわかつておることじゃありませんか。それを、もしあなたがわからなかつたというなら、これは岸内閣の經濟政策の大敗だ。一萬田さん

の中に、計面を昭和五十年まで書いておられる。昭和五十年までお書きになるほどの計画を持つておやりになつておると、上期は必要だつたが下期は要らなくなつた。何カ月の先じゃありませんか。二カ月か三カ月の先で、もう見通しが立たなくてどうすることもできない。そういうその日暮しのことをやつておつて、一体長期計画を立てるとは何ごとですか。あなた方には、長期計画を立てる資格はありませんよ。まるでその日暮しじゃありません

を立てることは、私は非常に大事なことでと思ひます。そこで、そういう点において、一つの大きな國策、といつても、あなたの方でやつておられるのは、國策なんといふのは、あなたもおっしゃることもなかなかできないだらうが、私も、國策でございすかといつて何う勇氣がちよつとなくなりましたか、しかし、こゝろの点においては、やはり國策の見地からお立てにならなければならぬ。それをまた実行するの熱意と勇氣を常に持つて、やはり責任を持つてやるといふことをやられなかつたら、國民は信用しなくなると思ひます。そこで、油も近來、工業燃料として、また原料として非常に重要な役割を勤めておるエネルギーであります。これは、申すまでもありません。しかし、これはおのずから制約をされるものがございす。たとえば、日本の外貨といふものに、おのずから限度があります。従つて油の輸入といふものは、國際収支が許す範囲内ではなければなりませんから、おのずから非常な制約があることは申すまでもありません。そういう点からして、やはり一応

国内資源といふか、国内エネルギーといふか、こゝろの点に、それこそ確固たる方針を立ててやられるといふことではなければ、經濟界に与える動搖も大きいのですから、そういう点においての点も一つ十分お考えになるやうに、私は御注意を申し上げたい。現在、各國とも、やはりその國の燃料、原料といふものに重点を置いてやつておることも、申すまでもありません。そこで、政府が今度、今あなたが出出したにやつておるこの計画を見まして、昭和三十七年、昭和三十七年といふと

あと五年目になります。そうすると、五年後には六千四百萬トンまで石炭を出炭さす。そうしますと、これは現在の出炭量からいいますと、年々二百萬トン以上の増産をしていかなければならぬといふことになります。そうすると、現在六百四十萬トン以上の貯炭がある、それに年々二百萬トン以上、昭和三十七年までに六千四百萬トンまで増産していくといふのであるが、この消費について、それこそ、あなたの

おっしゃる確固不動たる需給調整においての問題を起さないやうに解決していくといふ自信の上に立つてお出しになつていますか。この昭和三十七年までに六千四百萬トン、年々二百萬トン以上増産をする。それから今度は昭和五十年、これはなかなかえらいことを書いています。昭和五十年には七千二百萬トンまで出す。これは年間六千四、五萬トンずつ増産をしていくといふことになります。そうすると、これは三十七年までは年々二百萬トン以上、それから三十七年以後昭和五十年までは年間六千四、五萬トンぐらゐずつふやしていく。こゝろの段階をつけれられておられますが、これは日本の經濟界の計画、見通し、これに対する石炭の需要、こゝろの点を相当組み合せて、それこそ確信を持つてお出しになつておるのかどうか。これらの目標量、政府がお出しになつておるのだから、やはり日本經濟の全体の總合計画の上から出されておるだらうと私は思ひますが、さうであるかどうか。それとも、いやさうじゃない、大体日本の炭田の上から見て、こゝろの程度なら採掘能力が可能だ。これは經濟とかみ合せで出しているのじゃない、經濟出炭

じゃない、探掘可能な数字を出しておるのだというお考えであるのかどうか。この辺を、一つはつきりお聞かせを願いたいと思います。

○前尾国務大臣 長期計画と短期経済とはマツチいたしません。経済は一本調子にいくわけではありません。いろいろな小波動を描きながら、全体としてはそういう長期計画に近いといくことであるとして、ある短期の間だけを取って見て、それが長期計画に合致するかどうかというようにすることは——もちろんそこに多少の食い違いが出てくることは当然であります。が、しかし、長期計画は、長期計画としてそれだけの理由を持ち、また総合的に考えて、ただいまお話しのように、三十七年において六千四百万トンの出炭を、また昭和五十年年度については七千二百万トンという数字を掲げておるのは、御承知のように、鉱工業生産につきましては、長期計画として年率大体六・五%の経済成長率がある。これは、今までの経済成長率の実績をとってみますと、可能であり、またそこまできかなければならぬ、こういうふうなことをおるわけでありまして、ただ、石炭につきましては、実際に採掘できるというものを基盤にして考えていかなければなりません。そして他の輸入エネルギーも、どういふふうになるかという計算をいたしておるわけでありまして、一々これを積み上げて計算をいたしておらずし、また一面におきましては、他の経済の全般の成長率なり、経済の動き、大ききといふようなものを頭に入れて、総合、関連的に策定されておるのであります。そのこまかい数字の点につきましては、

ては、政府委員から説明いたさせます。

○伊藤(卯)委員 なるほど経済界は、日本が孤立してやっておるわけでもありませんし、世界経済の影響を最も敏感に受けやすいのは、貧弱な日本経済の現状ですから、やむを得ないが、しかし、そういう波動的ないろいろな問題が起つてくるといいたしても、やはりこういう計画を出しになる場合には、もつと説明が十分つくような資料を出しになつて、そしてあなたの説明等も、もつとわれわれが聞くに値するものを説明されるのであれば、なかなかわれわれは納得できないと思ふのです。それは自民党や政府が、選挙対策として外にお出しになるなら、自由ですけれども、少くとも法案を提出され、それからからませてお出しになる場合においては、もつと権威のあるものをお出しにならないと、国会審議の権威の上からいって、われわれは認めるわけにはいかぬと思うのであります。私は、今あなたの答弁をだんだん何つておつて、はなはだ遺憾にたえぬという気がいたしております。

それから、政府がこの法律の一部改正による事業を行うためにお出しになつていろいろの資料によりまして、この振興開発計画で増産するため、昭和三十一年度までの五カ年間に、一千六百億円の資金を必要とするといふことがあるのであります。この膨大な資金を調達されるには、政府もよほど強い力を持って、そして協力されないと、これも絵にかいた数字に終つてしまふのではないかと気がします。そこで、この膨大な資金調達については、いかなる困難があろうと

も、前尾通産大臣は必ず責任を持つてやる。もつとも、今度選挙になると、その結果もどうなるかわかりませんが、あなたが現在大臣でおられるわけですから、国務大臣として責任ある答弁をしておかれると、選挙後だれが通産大臣になろうとも、あなたのおっしゃつたことは生きていくわけでありまして、それは、そういう意味において、私は、それこそあなたの確固不動の資金調達についての信念をお聞かせ願いたいと思ふわけだ。

それから、たとえば昭和三十一年度までに六千四百万トンを出していく、この期間における日本の石炭の価格は一体どういふふうに見ておられるのか。それから、三十七年以後五十年までに七千二百万トン、こういうふうに変つてくるに従つて、日本の炭価というものは一体どういふふうにしていくとお考えになつておられるのか。これは単に炭価の問題だけではなくて、日本の経済界に与える重大な影響があるわけですから、そこで、増産計画とこの炭価、これらについて、どういふ見通しを持つてこれをおやりになろうとしているのか、この点も、一つはつきりお示しを願いたい。

○前尾国務大臣 この長期計画におきまして、三十七年度までの五カ年間に、一千六百億の資金を調達するといふことも、これはみな総合されて作つていふのでありまして、もちろん前提は、貯蓄いかにかわるわけでありまして、私といたしましては、あくまでもこの計画に従つて、それを守つていくという強い決心をいたしておるのであります。もちろん、そのときの事情によりまして、短期においては、多少

のそういう波動はあるかもしれませんが。本年におきましては、財政資金としましては百億でありましたが、極力それを確保したのであります。その他民間資金につきましても、これは政府が命令をするわけには参りませんが、その確保につきましては、あらゆる努力をいたしておるわけでありまして、また炭価等の点につきましても、政府委員からお答え申し上げます。

○村田(恒)政府委員 ただいま昭和三十一年度の実際の炭価がどういふ数字になるかという資料は、持ち合せてお参ります。すなわち、昭和三十一年におきます炭価は、御承知のように一五・五トンでございますが、昭和三十一年におきましては一八・八トン、昭和四十二年におきましては二〇・七トン、昭和五十年に参りまして、二二・六トン、こういうふうな上昇を示すと考えております。

また特に現有炭鉱は、昭和四十年を契機といたしまして、逐次減産の態勢に入るわけでありまして、これからこの法律をうしろだてといたしまして、高効率の炭鉱を作つていく。そういうものの能率は、これよりさらに高くなつて参りまして、新炭鉱につきましては、昭和三十一年におきまして炭価は二二・二トン、昭和四十二年におきましては二六・九トン、昭和五十年におきましては二九・五トン、こういう高い能率を考えております。

前提として考えますと、昭和四十二年におきましては、現在の炭価の二五%減、昭和五十年におきましては二五%低くなる、こういうふうな想定をいたしておきます。

○伊藤(卯)委員 炭価の問題についてですが、この合理化法を制定しました当時、炭価をかくするといふことを當時の通産大臣並びに政府側は明言しました。それは、これによって炭価を下げることができるといふことも言つていました。ところが、その後に至つて、炭価は下つていません。もちろん、石炭が足らなかつたのだから、炭価の上るといふことはやむを得ないでしょうが、政府がこの法案を制定された当時、ちょうどこの部屋でした、ここで私も質問しました。それについては、合理化することによつて、相当炭価を下げることができると明言されたのだが、実は炭価はウナギ登りにだんだん上つてきた。これは自由主義経済の法則に従つて自由奔放という形であつて、政府は、これに対して、何らの政治的な手も打たなかつた。また手を打ち得なかつた。それは全く問題にならない。そこで今度は、現在は貯炭が非常にできてきておるから、炭価不況といふことが言えます。そうすると、だんだん今また下りつつある。これでは、政府が一つの法案を制定するときに、いや、炭価はこう抑制しますと言つても、これがかつて行われた例がない。これは、もう自由主義経済の法則に従つて、自由自在に動いておる。上るも下るも、政府の抑制干渉によるものじゃない、これは全く民間経済界の自由奔放にまかされておる。こういう状態でありまして、従つて炭価問題に

ります。なら、価格が安定をされる。また、新炭田の開発あるいはそれに対する合理化の仕事を進めることによって、

化というのも必要であるが、その他輸送であるとか、あるいは貯炭場であるとか、港であるとか、そういうような

はそれがつけ目だ」と呼ぶ者あり）しかしそれは与党のつけ目かもしれないぬけれど、時間の関係がございますし、

ろで、置くところがない。そういうところから、貯炭場を増設してくれということで、あなたのところにも相

お聞かせを願いたい。

○村田(恒)政府委員 実は、この貯炭場の問題につきましては、ただいま

伊藤委員からお示しのごさいます。また、特に過剰貯炭の場合のみならず、また非常に逼迫して参りました場合にも、ここにある程度のストックを持つておられますことは、需給のバランスをとりまします上、非常に大事なことであります。当初、石炭の一番多い需要者である電力部門を中心として、貯炭場の問題を研究し始めたわけでございます。そのうちに、また石炭業界の方としまして、自分たちの方からも、やはりこういう貯炭場の増強——現在石炭業者の持つておる貯炭場には、相当余力がございますので、これらについて、あわせて両者相談の上で進めたいという話がございます。まだはつきり具体的な結論は出ておりませんが、終局目標としまして、ただいま大臣から申し上げましたように、九州で五十万トン、また北海道地域に五十万トン、合せて百万トンの貯炭の施設を拡充したいと考えております。いつごろできるかというお話でございますが、これは一挙に五十万トンまでの能力に今年のうちにいくわけには参りませんので、さしたつてそのうちの若干のものを、部分的にその二割くらいのもので、本年度中にこれを完成していきたい、そういうふうに考えております。

○伊藤(卯)委員 この貯炭増設については、一番大口需要家は電力会社ですが、その電力会社が、ここ数年間、非常に雨がよけいに降っておりまして、従つて湯水準備金が、全体として三百十四億ですが、今出ているようでありま。この湯水準備金というものは、これは、いわば天が与えた幸いである。その後を見ると、ずっと湯水準備金というものはふえてきている。これは決して電力会社が私すべきものじゃない。これこそは、やはり貯炭場を作るとか、あるいは石炭鉱業のいろいろなさういふ方面にこれを使わせるようにするとか、こういう配慮は当然なされるべきであらうと思つております。ところが、最近のなを見ますと、電力会社は、公益事業として独占的に非常な保護等を受けておられます関係上、東北、北陸を除く以外には、御存じのように、経営状態が非常にいいことは申し上げるまでもない。そういう電力会社自身の金が非常に余つてきておるといふところから、あるいはダム建設とか、あるいは建設会社に投資をする、あるいは機械工業に投資をする。あるいは、最近中東方面の油田の方に投資をする、こういうことをどんどんやっておるようでありま。電力会社といふものは、電力を公益として国家国民に奉仕をするといふのが目的でなければならぬ。それが、いろいろ関連産業に、膨大な金を投資をしていくつある。この国家の資金を受けておる、援助を受けておるものが、こういうことを勝手にやっておるようには思われが、これは政府と相談をして、政府がそういうことにどう金を使つてよいといふことといったかということをお伺いしたい。

それから、この湯水準備金で、貯炭場の問題あるいは炭鉱に対するいろいろなものをどう扱つてやるのか。あるいは、今申し上げるようなことで、関連産業に膨大な金をどんどん投資をしていくようであるが、そういうことは、政府は認めておるのであるか。こういう点を、はつきり伺いたい。

○前尾國務大臣 電力会社が、その資金を、目的外にいたしますか、逸脱した方面に出すといふことについては、私は厳に戒めなければならぬと思つておられます。ただ、今後非常に重油の需要があるといふ場合におきまして、その油田開発のためにだれも投資に応じたくないといふような場合に、極力援助をするという意味で投資をしますことは、これはやむを得ないことかと思つておられます。もちろん、これが外部に流れたのではないと思つておられます。事情は聞いておられますが、おそらく政府にも御相談があつたことかと思つておられます。また、ただいま石炭の関係についてお話がありました。私は、そういうことは、場合によつては考えていくべき問題じゃないかといふふうに考えておるのであります。

○伊藤(卯)委員 電力会社が、今申し上げるようないろいろな関連方面に投資をやつていくことを、政府の方には話しておるかも知れないけれども、おれは知らないと言われるが、あなたは、主管大臣ではないか。あなたが知らないのにやつておつたといふことになつたら、あなたは決して承認がなければ、やれぬはずだ。そんなあなたは無視されているわけではないはずだ。だから、そういう点は、もつとお調べになつていただきたい。いづれ後日伺います。今の油等の問題については、日本の国内油田の開発の問題が、非常に重要ですが、これについても、大蔵省あたりからの引き締めで、これが思うように計画通りやれないで、おつて、外国にどんどん投資しているといふこととは、はなはだわれわれとしては遺憾である。こういうことは、あわせて後日伺いますから、あらかじめ今の件についても、あなたの方で調べおきを願いたいと思つておられます。

それから、もう一つ答弁漏れになつておられます。この湯水準備金というもので、電力会社みずから、貯炭場を相当作らせておるといふことについて何つておられますが、この点はどうですか。

○前尾國務大臣 私が就任しましてからの問題は、みな私は承知いたしておられます。それ以前の問題については、実はあまり確かめておりませんから、ただいま申し上げたようなことを言つたのであります。湯水準備金を、全部というわけには参りませんが、貯炭場等に振り向けるというふうなことは、場合によつて考えていいのではないかと私は考えておられます。

○伊藤(卯)委員 まだ何件かありますけれども、あと一点だけいたします。最後に、一つお伺いしたいのは、これは前尾通産大臣、百も御存じです。去年、私も、国会であなたに御質問申し上げた。それは炭鉱ばかりではありませんが、地上権と地下権との調整をしなければならぬといふことです。近代国家、重化学工業日本としては、どうしてもそういう地区においては、地下と地上との調整法を作つて、国家がこの問題の調整解決をしてやらなければならぬといふことは、これはもうあなたが十分御存じです。すでに、昨年私があなたにお伺いしたときも、やはり八幡の問題がありました。ところが、最近また小倉の問題も起つてお

ります。こういうことは、次から次へ何か所かに、重要地区に起つてくると思つておられます。そういう点から、あなたも、ぜひこの国会に、地上と地下との調整に関する法案を提案して、そして新たに起つてくるこれらの問題について、十分一つ問題の解決用になつておきたいという意図のことをお答えになつておられます。そういう点から、私も、多分今国会にお出しになるものであらうと期待しておつたところが、なかなかそれが出てきません。これは、何も地下権を持つておる者を圧迫する意味において、また極度に制限する意味において、私は言つておるのではありません。これは国家として当然やらなければならぬ大事な仕事である、こう思つておられます。現にヨーロッパ各国においても、今、日本を取り上げなくてはならぬといふこの問題については、それぞれ問題を取り上げてやつておられます。これは今後どうしてもやらなくてはならぬ重大な問題です。だから何も、たとえば炭鉱業者をそのために制限するとか、あるいは圧迫するとか、あるいは地上者のみを特別に保護するといふ意味でなく、こういうような現状に立ち至つておる国としては、国として、地下の資源といふものを大事にし、しからばといつて、地上の公共的なもの、あるいは工業用水とか、あるいは重工業、そういうものがどうなつてもよろしいといふわけにはいかぬのである。当然私は、それらに対して、国として地上と地下との調整関係をはかつて、それで、地下資源が大事なら、地下資源に對しても、十分これはやり得るようには方法を考えなければいかぬ。しからばといつて、地上のことを

全然考えないで、むちゃくちゃにやらすわけにもいかぬ。そこで、当然、石炭などを採掘していきまますと、陥落し、鉱害も起ってくることは明らかであるから、そういうものについては、最小限度どのようにしたら食い止めることができるか。あるいはまた、地上が重大なところがあれば、掘らしてはならぬというところがあれば、これらに對してはその鉱区を国家が買い取るというか、そういう形で地上を守つてやるとか、あるいはまた、どうしても地下資源を掘らなくてはならぬというところであるならば、そういう地上には、公共施設のやうなもの、あるいは工業用水道、あるいは重化学工業というやうなものを作らせないようにするとか、いろいろそういうあんばい調整をやらなければならぬのです。これは、何もどつちを重く見るとか、軽く見るとかいうものでなくて、国家的見地から、これはやらなければならぬのです。放任しておけぬのです。これは、おそらくあなたのごころの石炭局長は、そこにおられるが、なるべく石炭をよけい掘りたいから、地上のことはいくら問題にせぬで掘らしてくれと言うだろうし、そこに重工業局長がおられるが、これは、どうもそんなことをやられちゃ困るということになるだろう。その辺は、通産大臣、あなたが国家的見地から、こういう問題を調整解決するということは、これは当然やらなければならぬことです。いろいろ、あなたはやるということ、私にも相当回答され、あるいはその関係者にも、あなたは相当やりますということを言われておったが、その後一向お出しにならぬようである。どうい

理由でそういうものを作つてお出しになるのであるか、その辺の一つはつきりお聞かせ下さい。

○前尾國務大臣 鉱業の採掘と地上権の関係、その点につきましては、実に重要なものであることを認識をいたしておられます。従つてまた、これは石炭だけに限りませんが、あらゆる鉱業権そのもの、鉱業法そのものの根本的な問題だと思ひます。従ひまして、省内に調査会を設け、その結論、また従つて、今後審議会というやうなものを設けまして、そして根本的に私は鉱業法の改正をやらなければならぬ、かように考へておるのであります。御承知のように、非常に広範囲にわたつての検討を要しますので、極力進めて参りたいと思ひのであります。ただいまのところ、まだ調査会の結論というやうなところまでいってありませんので、今後極力推進していきたい、かように考へておる次第であります。

○伊藤(卯)委員 その推進をするためには、何か特別な機関でも、あなたのごころで検討されて、それで一つ具体案を作つて、近いうちに法案としてお出しになるおつもりであるか。あるいはまた、鉱業法を改正しなければならぬから、鉱業法改正とあわせておやりになるつもりであるか。あるいはまた、何かそういう研究促進の機関をお作りになって、臨時特別立法のやうな形で、この調整方法をお考へになるつもりであるか。その辺のあなたの構想を、一つ聞かせていただきたい。

○前尾國務大臣 これは各局にわたりますので、省内に調査会を持つてもらつて、いろいろ検討してもらつてい

るのであります。また臨時立法にするか、根本法にするかは、結論が出ておりません。しかし、私は、やはりこれは鉱業法全般の根本的問題であるといふふうに考へておられますので、鉱業法全般の改正というやうなことで審議会を設けまして、その結論を得るべきであらう、かように私自身は考へておるわけでありませう。

○伊藤(卯)委員 それでは、審議会は、近日のうちに作りになることにしておられますか。もしくは、そういう他にも関係があるものであるから、通産省だけが提案者になるということでは、いろいろ問題があるからというのであれば、あるいはその他の関係方面との間にお出しになるつもりであるか。あるいは総合的な意味で、企画庁あたりがそういう責任者になつてやつた方がよいという考へであるかどうか。その辺の点を、もう少しはつきりとお聞かせ願つておきたいと思ひます。

○前尾國務大臣 審議会そのものは、やはり民間の方に入つてもらひますので、極力これも早い機会に作りたいと思つております。しかし、この法律そのものは、あるいは企画庁に所属することになるかも考へますが、それにつきましても、一番大きな利害関係を持つておられますのは通産省でありますので、通産省が主体になつて推進したい、かように考へておられます。

○伊藤(卯)委員 次期国会には、いづれにしても、そういう調整に関する法案としてお出しになるという積極的な考へを、あなたは持つておられるかどうか。この点を最後に何つておきたい。

○前尾國務大臣 私自身としましては、極力早くやりたい、鉱業法自身の改正は、私は急いでやるべきだ。先ほどお話しになりましたように、いろいろな面に、古い法律でありますから不備がある、それがみな根本問題に触れてくると考へておられますので、極力早い機会にやりたい、かように考へております。

○伊藤(卯)委員 大体本日のごころは、この程度で終ります。

○小平委員長 お諮りいたします。この際、ただいま本委員会に付託された航空機工業振興法案を議題とし、審査に入りたいと思ひますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと稱ふ者あり〕

○小平委員長 御異議なしと認めます。

航空機工業振興法案を議題とし、審査に入ります。まずその趣旨の説明を求めます。前尾通商産業大臣。

航空機工業振興法案
航空機工業振興法
(目的)
第一条 この法律は、航空機等の國産化を促進するための措置を講ずることにより、航空機工業の振興を図り、あわせて産業の技術の向上及び國際収支の改善に寄与することを目的とする。

(定義)
第二条 この法律で「航空機等」とは、次に掲げるものをいう。
一 航空機製造事業法(昭和二十七年法律第二百三十七号)第二

条第一項に規定する航空機
二 前号に規定する航空機の一部を構成し、又はこれに裝備される機械器具であつて、通商産業省令で定めるもの
三 前二号に掲げる物の部品及び材料であつて、通商産業省令で定めるもの

(航空機工業審議会の設置)
第三条 通商産業省に、航空機工業審議会を置く。
(所掌事務)
第四条 航空機工業審議会(以下「審議会」という)は、通商産業大臣の諮問に應じ、次の事項を調査審議する。
一 輸送用航空機その他航空機等の國産化に關すること。
二 その他航空機工業の振興に關する重要事項に關すること。
(組織)
第五条 審議会は、委員二十人以内で組織する。
2 特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、審議会に、臨時委員を置くことができる。
3 専門の事項を調査させるため、審議会に、専門委員を置くことができる。
第六条 委員、臨時委員及び専門委員は、関係行政機関の職員及び航空機工業又は航空運送事業に關し學識経験のある者のうちから、通商産業大臣が任命する。
2 通商産業大臣は、委員のうち一人を会長として指名し、会務を総理させる。
(任期)
第七条 學識経験のある者のうちか

ら任命された委員の任期は、二年とする。

(勤務)

第八条 委員、臨時委員及び専門委員は、非常勤とする。

(部会)

第九条 審議会に、部会を置くことができる。

2 部会に部長を置き、会長の指名する委員がこれに当る。

3 部会に属すべき委員及び臨時委員は、会長が指名する。

4 審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもつて審議会の決議とすることが出来る。

(通商産業省令への委任)

第十条 第三条から前条までに定めるもののほか、審議会の組織及び運営に關し必要な事項は、通商産業省令で定める。

(国有施設の使用)

第十一条 政府は、政令で定めるところにより、航空機等の國産化を図るため特に必要があると認める場合において、航空機等に関する試験研究を行う者に国有の試験研究施設を使用させるときは、その使用の対価を時価よりも低く定めることができる。

(資金の確保)

第十二条 政府は、航空機等の國産化のための設備の設置に必要な資金の確保に努めるものとする。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項の表中

航空機生産審議会

航空機及びその関連機器の生産に關する重要事項を調査審議すること。

航空機工業審議会

航空機工業の振興に關する重要事項を調査審議すること。

理由

航空機工業の振興を図り、あわせて産業の技術の向上及び國際收支の改善に寄与するため、航空機工業審議会を設置する等航空機等の國産化を促進するための措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○前尾國務大臣 航空機工業振興法案につきまして、その提案理由と法律案の概要を御説明申し上げます。

航空機工業が代表的な総合工業であり、かつ、きわめて高度の技術を必要とする精密工業であることは、よく知られておるところであります。すなわち、航空機は、機械、電気、化学その他あらゆる技術の総合の上に成り立っており、その生産には、これら関連諸産業の緊密な協力を必要といたします。また航空機工業の技術は、産業の技術の最先端をいくものでありまして、これは航空機が、きわめて高度の性能を必要とし、かつ、その進歩が著しいことによるものであります。このような航空機工業の基本的性格から、これが発達し、同時に一國の産業技術の水準向上に資するところをきわめて大なるものがあるといえるのであります。

また、従来わが國の航空機、特に民連機器の生産は、ほとんど全部輸入して

る状況であります。航空機、特に輸送機の國産化を促進することにより、航空機とその補用部品の輸入を防遏し、さらに進んで國産機とその部品を輸出することも考えられますので、將來における國際收支の改善のために、航空機工業の振興をはかる必要性が痛感される次第であります。特に、航空機は、その構造の複雑性、精密性から、その生産に當つてきわめて多くの部分を熟練した作業に依存しなければならぬので、多くの勞務者を雇用することとなり、コスト中に占める付加価値の比率もまたきわめて高いのであり、わが國情に適した産業と称し得るのであります。

戦前において世界の第一流に属していたわが國航空機工業は、戦後約七年間の空白により、世界の水準から全く立ちおくれるのやむなきに至りました。昭和二十七年四月講和条約発効後、ようやく航空機の生産が再開され、その後官民一致の協力により、ようやく再建の軌道に乗り、その技術の進歩、工場設備等も著しく、特に最近ではジェット機及びジェット・エンジンの國産化に手を付けるに至り、これに伴い関連機器の國産化も、着々進展しつつある状況であります。もっとも、その内容をきさいに検討すれば、生産再開以来今日までの航空機及び関連機器の生産は、ほとんどすべてが外

國との技術提携によるものであり、わが國独自の試験研究、設計研究によるものではないのであります。しかしながら、これらの経過を通じて、関係企業の技術水準も、かなり高まりましたので、この際國際收支対策上、最も急がれております中型輸送機の國産化を推進することとし、昭和三十三年度及び昭和三十三年度において所要の補助金交付の予算を計上し、必要な設計研究のほか、さらに木型製作等の段階にまで進ましめんとしつつあることは御承知の通りであります。

以上のような航空機工業の現状にかんがみ、今後政府及び民間の総力を結集し、できる限りすみやかに航空機等の國産化を促進するための措置を講じて、航空機工業の振興をはかるべく、各方面からの検討を加えた結果、ようやく成案を得て上程する運びとなつた次第でありまして、その骨子は、おおむね次の通りであります。

まず、本法案の対象となる航空機等とは、航空機のほか、その関連機器、部品及び材料で、このうち関連機器、部品及び材料につきましては、別途通商産業省令で定めることになっておりますが、それぞれ当面最も急を要する重要なものを取り上げていきたいと考えております。

次に、航空機工業審議会の設置につきましては、前述のごとく航空機工業の振興が、政府及び民間の総力をあげて行われるべきであるとの趣旨により、航空機工業のみならず、將來の需要者側たる航空運送事業に關する学識経験者をも加えて組織した審議会において、國産化の促進のための諸措置を検討していくこととするもので、特に輸送

用航空機の國産化に重点を置く旨を、規定の上でも明らかにした次第であります。

最後に、航空機工業振興のための具体的措置として、国有試験研究施設の使用に關する優遇措置と設備資金の確保について、特に規定を設けております。もともと国有試験研究施設は、その設置の目的に反しない限り、民間の使用をも認める建前になっておりますが、航空機等の國産化を促進するため、特に必要があると認める場合は、航空機等に關する試験研究を行う者に、時価よりも低い対価で使用させる旨の根拠規定を設けたもので、その施設の種類、使用条件等につきましては、政令で定めることとしております。また、資金の確保につきましては、政府がいたしましては、如上の航空機等の國産化の必要性にかんがみ、そのために必要な設備資金の確保に努める所存であります。

以上、本法案の提案理由及び内容の概略につき御説明申し上げますが、何とぞ慎重御審議の上可決されますよう切望する次第であります。

○小平委員長 本案に關する質疑は、後日に譲ることにいたします。この際、午後一時三十分まで休憩いたします。

午後零時三十分休憩

午後二時九分開議
○小平委員長 休憩前に引き続き會議を開きます。

午前の會議に引き続き、石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を継続します。多賀谷貞松君。

出されたわけでありますが、その際の
政原は、昭和三十年度に本法案を提
見通しと現在の髣髴の状態が、非常に
著しく変動があります。これは、単に
一般景気の変動ともいえない、それ以
上深刻なものがあつて、それ以上大き
な変動があると思つておりますが、
この点について、石炭独自にその要素
があつたのか、ただ一般景気変動の見
通しのあやまちと同じように並行して
あつたのか、この点、どういふように
お考えであるか、政府から御答弁願
いと思ひます。

○村田(恒)政府委員　石炭鉱業も、もちろん全産業の中の一環として、一般的な景気変動による影響を大きくこうむっておくことは、申すまでもない次第であります。特に石炭鉱業は、御承知の通り、景気の変動に対する弾力性がきわめて乏しい。ある程度の施設を作りました場合に、簡単にその生産制限というものが、それ以外の一般製造工業と違いまして、景気が悪いときに生産縮小をするというようなことが、容易に行われないという特殊性がございまして、その意味におきまして、石炭鉱業は景気の上昇あるいは下降という場合に、ほかの産業以上に、その本質的な性格から、特に打撃を大きくこうむってきたと申し上げられると存じます。

○多賀谷委員 私は、打撃をこうむったという問題を、指摘しておるのではありません。需要の問題について、非

○村田恒政府委員 御存じの通り、当初に計画いたしました消費見込みというものと現実の消費との間に、数字の狂いを生じておろことは事実でございます。ただ、石炭の生産の向上というものは、合理化の促進とあわせて、若干の増産態勢を過去においてもつておるわけでございますが、それ

らの関係は、やはりそのときどきにおきますいろいろな客観的条件の変化、たとえて申しますと、三十二年度にお

○多賀谷委員 私は、石炭独自に、やはり別の要素があつたのではなからうかと思ふわけです。それは、一番不況

○村田(恒)政府委員 一番端的に石炭固有の事情として影響を受けましたのは、スエズの動乱によりまして、非常に油の輸入が枯渇したということだと考えております。

○多賀谷委員 この合理化法案を出すときには、見通しが僅少に過ぎたのではありませんか。

たところによると、石炭の消費効率、いわゆる石炭を使う場合の効率、たとえば、電力用炭なら電力用炭、こういうような石炭を使う効率が、いわゆる需要者側の研究が非常に進んだ結果、非常によくなつて、需要が減つたという面がある。ところが、それが一定の限界に來たものですから、今度は一般的の景気に従つて伸びてきた。ところが、石炭の需要を見通す場合には、鉄鋼なら鉄鋼一つをとらましても、鉄鋼の需要の伸びと同じような需要の伸

びを、石炭には必ずしも見なかった。こういうところにも、原因があるのではないかと思いますが、どういうようにお考えですか。

○村田(恒)政府委員 仰せの通り、三十年代当時におきまして、石炭の方の伸びが非常におくれておったということは、事実でございます。しかしな

がら、その後回復いたしましたして、一般鋳工業生産の伸びに対応した伸び方をいたしておるのが、現状でございます。

○多賀谷委員 私は、石炭政策を樹立する場合に、こんなに見通しのつかないことでは、政策の樹立はできないと思ふのです。いかに石炭というものが、需要に弾力性がなくて、あるいはまた供給にも弾力性がなくて、そうして常に景気変動の波にさらされておるか。こういうことは、現実です。しかし、政府がお立てになる必要あるいは供給の見通しが、これほど差がありますと、石炭政策は、立てない方がいいのです。むしろ、これはある方がマイナスになる、あとは全部業者におまかせになった方がいい。と申しますのは、昭和二十九年には四千八百万トンあるのだと言った。それがたがたと落ちて四千二百萬トンぐらゐになった。一体、わずか半年の間に、どうしてあれだけ見通しが狂ったか。あるいは三十年から三十一年、あるいは三十二年にかけますと、それは一般の鉄鋼材、その他の生産の向上もあります、あるいは需要の拡大もあります。しかし、石炭ほどひどくはない。一体、石炭産業というものは、大体的に計画的に立つ産業であるのかないのか、自由経済ではできないのか、こういう点を簡単に承わりたい。

○村田(恒)政府委員 基本的な石炭政策、しかも恒久的な石炭政策の樹立が、可能であるかどうかという点でございますが、これは現象的に短期々々の現象を見て参りますと、いかにも石炭政策というものは、景気の変動に対して弾力性がない産業であるだけに、恒久的な政策というものは立ちにくいような印象を受けるわけでございます。と同時に、従来におきまして、ややもすれば輸入エネルギーとの競合

の関係におきまして、必ずしも国内炭の増産絶対が必要であるというようない強い踏み切りという点も、今までには見られなかったのじゃないか。こういう点が、むしろ今お話しのように、基本的な恒久的な石炭政策の樹立というものを困難にできたことは、事実でございます。しかしながら、ただいま申し上げましたように、あくまで、国際収支の改善及びそれに伴います外貨消費の節約と、さらに、日本の各産業に対して、国際競争力に耐えるようなエネルギーを供給していこう、こういう方針が最高の方針としてきめられました以上、今後におきます石炭政策というものは、確立したものと見て、動かないものとしてこれを盛り立てていくというところは可能である、こういうふうに考えております。

○多賀谷委員 今後は石炭政策として確立しておるのだから、大丈夫だという話であります。私は、三十三年度の上期についても、確立された石炭政策がその通り行われていないということ、後ほど指摘したいと思う。輸入エネルギーとの競合の問題については、すでに本法案が発足する三十三年度の上期において十分でない。一体この点について発言したいと思ひますので、先に進みますが、こういうようにに第一歩から誤まつておるのです。

そこで続いて、三年前に石炭合理化法が実施された、その実績について、私は質問をしたいと思ひます。一体、石炭合理化法の買上額というものは、

ほんとうに本法が考えておつたような方向で行われたものであるかどうか、そしてそれが日本の石炭政策の合理化に役立ったかどうか。こういう点、どういふように御判断になっておりますか、局長から御答へ願ひます。

○村田(恒)政府委員 昭和三十年におきまして、この合理化法が制定されましたときにおける合理化の根本となります基本計画の場合に、三十四年度の目標を立てたわけでありまして、その場合に、石炭産業整備事業団を設置いたしました。この整備事業団が買取ります数量を、年間出炭にいたしまして三百萬トンというふうにこれを予定したわけでありまして、それで、一体現在までの結果がどうなつておるかということでございますが、本年三月中旬までの売り渡しの申し込みは、百五十七萬噸、三百六十五萬噸であります。このうち契約が締結されたものが九十七萬噸、数量にして百八十一萬一千噸というふうな数字を示しております。

従ひまして、整備事業団の事業に關しましては、当初この合理化法制定のときに予想されました通りの目標を買取り、また本年中にはこの契約を締結する予定であります。所期の目的を達成している、こう申し上げていいのではないかと考えられます。

○多賀谷委員 三百萬トンの買上げそのものは、なるほど達成しておるのですが、これは炭鉱政策としての合理化の方向にいつていのかどうか。一体、石炭合理化臨時措置法という名前にふさわしい買上げの状態になっておるか。買上げは達成しておるかもしませんが、買上げたこと自体

によつて、石炭政策は確立され、炭鉱は立ち直つたかどうか、これをお聞かせ願ひたい。

○村田(恒)政府委員 石炭産業の合理化を進めますには、この整備事業団の買上げという一事のみをもつてしては全きを得ないというところは、当然のことでありまして。御承知のように、合理化法が考へておられますことは、合理化工事、坑坑工事等を進めるといふこと、能率を上げていくこと、生産費を極力引き下げていくこと、さらにそれらのいろいろな施策の一環として、この三百萬トンの買取りが行われておるわけでございます。単に買取りがうまくいったという一時のみをもつてしては、決して全体としての石炭産業の合理化の施策を完全にしたといふことは言えないと思ひます。ただし、買取りがなかつた場合を考へました場合には、おそれるまでも昭和二十八、九年ごろにおけるところのような、低品位炭のダンピングが行われるということも考えられます。またそれに伴ひまして、整備事業団が買取り取つたからこそ、炭害の復旧にいたしたとしても、あるいは労務者の賃金の支払いにいたしたとしても、ある程度の措置が国家としてできたのであつても、それがなかつたならば、炭害復旧なり労務者の救済措置について、あれだけの措置はできなかったであらうというふうに考へております。

○多賀谷委員 買上げの方は、確かに順調にいつておると思ふ。お説のように、炭害の問題とか、あるいは労働者救済の点は、比較的良好にいつておると思ひます。大体においてよくいつて

おる。問題は、法が最初考へておつたように、とにかく炭鉱は不況であつて、合理化をするためには、今後合理化された炭鉱における出炭を、少くともどこかで減らさなければならぬ。その非効率炭鉱があることによつて、一般の合理化が阻害をされてはならぬというところが、本法であつたと思ひます。ところが、なるほど買上げられる炭坑は、確かに救済の面があつたでしょう。あるいは社会的には、あまり摩擦がなく行われたと思ひます。しかし、問題は、需要がずっと伸びたのでありまして、少くとも石炭が足りないという状態になつたわけでありまして、本法が出ました少くとも半年ぐらゐ、あるいは八カ月ぐらゐは、確かに効果があつたと思ひますが、その後におきましては、そういう一般的な石炭の合理化には、あまり役に立たなかつたのではないかと。こういうふうに考へるわけですが、どういふふうに御判断になっておりますか。

○村田(恒)政府委員 一つの心理的な問題といたしまして、今、多賀谷委員の御指摘の通り、とにかく非効率であつた、あるいは経営がまずかつたという場合に、これを事業団に買取り取つてもらうということは、心理的な面におきまして、御指摘のように、合理化の非常に力強い前進というものに対する若干の妨げはあつたかもしれないが、私どもは実はこの買上げという方策をも含めまして一連の合理化方策というものは、石炭産業全体の合理化に、非常に大きな貢献をなしたと考へております。数字をもつて申し上げますと、さらに、今まで事業団が買取り取つて参りましたような非効率な低品

年間生産數量は百八十五万五千二百五十四トン、これの勞務者數が一萬二千六百四十九人となっております。

そこで、ただいまの御質問の買上代金あるいは離職金、そういう問題でございますが、これに支払いました大体の金額はトン当り千八百円ぐらいになっております。今ここに数字を持ち合せておりませんので、大体の数字を申し上げますと以上の通りであります。また離職金の問題にしましては、ただいま申し上げました一万二千人の労働者の中で、二月末日現在で事業団が離職金として支払った金額は約一億二千五百万円、労働者数が約一万人でございます。

それから、未払い賃金の問題でございますが、未払い賃金の問題は、的確なところが、事業団といたしましてはわからないわけでありまして。と申しまして、それぞれの買い上げました炭鉱のうちで、特に債権債務の問題がうるさい炭鉱だけが、事業団がその間に処して、仲裁あるいはあつせんという面をやっておりますので、未払い賃金については、事業団で取り扱いました炭鉱数は、ただいま申し上げた約百炭鉱のうちで、半分の五十炭鉱ぐらいでございます。そのうちで事業団が代位弁済、あるいはあつせんて払ってやつた額が、ただいま数字ははっきりいたしておりませんが、未払い賃金総額に対して約九五％ぐらいになっております。この数字につきましては、御必要があれば、いずれ歸りまして後刻御報告申し上げます。

○多賀谷委員 資料が手元にありませんでしたら、後ほどお届け願いたいです。

思います。と申しますのは、われわれが法律を制定いたしました際に、法律を制定いたしました後の法律の執行というものについて、とかく立法の機関ではあまり審査をしていない。そこで、私はこの機会に、ことに経済立法については、その後どういう情勢になり、どういう点に法案の欠陥があったか、こういう点は、将来のためにやはり参考にしたい、こういう気持ちから、過去のことをかなり詳しく聞いておるわけでありますから、一つ提出願いたいと思います。

そこで、金融機関に対する債務は、かなりあったと思いますが、大体どの程度それが支払われましたか。

○田口参考人 ただいままで事業団で買い上げました炭鉱は、おおむね債務過多でございまして、平均いたしまして、買い上げ代金に対して三倍ぐらいいふ債務過多の傾向を示しております。

これも、後刻詳細な数字は申し上げませんが、立法当時に、この法律は金融機関の救済以外の何ものでもないというふうなお話もございましたが、ただいま申しましたように、買上げの旅費は、ほとんど三倍ぐらいの債務過多である。従いまして、これにつきまして

は、政府当局におきましても、関係各
省との十分な打ち合せのもとに、たゞ
ある一部門のみが債務の完済を強要す
るということなしに、互譲の精神を
もって、お互いに、何と申しますか、
泣くというような方針のもとに、買
上り炭鉱の債務過多を処理して参りま
したので、金融機関あたりは非常に弁
済率が悪くございまして、第一が、先
ほど申し上げましたように、未払い賃
金の返済が九五%以上を占めておる。

それから公租公課、こういう面が大体四割から五割程度、金融機関その他の一般債務が二割前後を往復しておると思います。なお、この詳細なデータにつきましては、後刻提出いたしたいと考えております。

○多賀谷委員 労働省にお尋ねいたしますが、解雇された労働者に対する失対事業というものは、政府が発表されましたようにその後施行されましたかどうか、これをお尋ねいたします。

○三治説明員 大体当初計画したよりか、若干失業者の出方が少いわけですが、閣議決定いたしました数に大体において合うように、主として公共事業、災害復旧事業の予算を、昨

年並びに本年度の措置としまして、この石炭合理化に関する特別地域対策といたしまして、北九州におきましては、三十二年度四十九億三千六百万円の事業費をやるようにいたしまして、現在われわれの方でわかつておるところの資料によりますと、二十八億五千万円の事業を本年度実施しておるといふに承知しております。実際においては、吸収人員が実人員で二千二、三百人程度就労しておるといふに承知しております。

○多賀谷委員 当時の労働大臣は、昨年だったと思いますけれども、結果的にみると、かなり詳細にお話になったわけです。しかし、よくもこれだけ確信を持って話したものだと思います。三十年代においては、この法律で買ひ上げ対象になる炭鉱の失業者は四千七百名。それを電源開発工事に四百名、河川改修その他に千七百五十、遠賀川に五百名、その他に千二百五十名、道路工事に千五十名、それから鉄

道建設改良に九百名、合計四千百名、初年度からこの失業対策を行ひ、こう言つたのです。この法律は、施行後すぐ買い上げができませんでしたから、あるいは三千年度はそれほどひどくな

かった。しかし、道路の建設事業などというのできたのは、ごく最近ですよ。しかも、まだそれほど人を使っておらない。よくもこれほどずうずうしく言ったものだ、われわれは驚くわけです。やはり国会で、法案のときに

失業者を心配したわけでありますから、その心配したときに斧弁なさったことを、実施してもらいたい。国会が法案を審議する際には、詳細報告しておいて、法案が出てしまうと、全く知

らぬ顔をしてゐる。法案の直接担当の役所は、比較的熱心ですけれども、ほかの省は知らぬ顔をしてゐる。そこで、駐留軍と石炭労働者、これは国の政策によつて失業するのであるから、

特別に見るということ、何回もおっしゃっておられる。そうして、石炭のこの臨時措置法によって出るところの失業者は、当時「マル石」といまして、特別扱いとして一般の失対外に扱ふ。ところが、今日はマル石というものはありません、廃止されておる。

ありますから、一世帯で二人の従業員がおつて、二人とも失業しておるといふ場合には、一人しか日雇いに行けなない。一人は就労することができない。要するに、日雇い労働者になることができない、登録ができないという現状である。そこで私たちは、当時非常に心配して、現在の失対事業というものは、一世帯について一人しか稼働ができない状態になっておるから、一世帯について二人、三人とこの従業員がお

る場合には、困るじゃないかというところを言いましたところが、いや、それは心配ない、こう言っておきながら、現実はそのいう処置をされていらない。一体これはどういうことですか。

○三治説明員　その三十年の法律の御審議のときには、通産省とも連絡して、政府としてその失業対策の万全を期するといふので、そういう案を立てたので、御説明したことを思います。従つて、現実においても、三十年の五月二十

四日には「石炭鉱業の合理化に伴う失業対策について」というふうな閣議決定まで、あらかじめしておいたのですが、事業団の実際の行動がおくれたために、失業者が出ないために、閣議決定

は空文に帰した。実は失業者が出ないのですから、空文に帰してもやむを得ないと思うのですが、三十一年度に入りまして実際に事業団ができました、その買い上げが始まって、現実に

失業者が出るようになって参りましたので、通産省ともお話しして「石炭鉱業の合理化に伴う失業対策について」といふ、またあらためて三十一年十月十九日に閣議決定をして、その具体的な対策をとっておるのでございまして、三十二年につきましては、石炭鉱業は

かりでなくて、さらに、御承知のように駐留軍、国連軍の離職者に対しても、特別の多発地域対策として、先ほど多賀谷委員のお話しのように、政府の責任において出る失業者についての特別措置として、当該地域に公共事業を特別配賦し、その公共事業に吸収して、しかも当該土地における産業開発の基盤を育成する事業に資するといふふうに、政府としては対策をとっておりました。先ほど申し上げましたよ

うに、一般の失対のほか、そういうふうな各省関連した予算を持ち寄つて、当該地域にそれぞれ出しておるわけでございます。各省におきましてはおるといふことではなくして、この政府の責任としての失業対策については、できるだけ対策をとっているつもりでございます。

なお、先ほどマル石ということも禁止したというお話でございますが、いろいろふりに、われわれの方としては、たとえば多発地域特別対策についての公共事業の施行につきましては、従来通りの措置をとってやっております。決して禁止した覚えはございません。

○多賀谷委員 現在もやっておりますか。

○三治説明員 はい。

○多賀谷委員 三十年代には実際出なかったというお話でございますが、三十年の下期には出てきたわけですね。当時、最初出たのは直方地区でありましたけれども、非常に困ったわけですね。特別失対があるじゃないかというお話をしますけれども、なるほど、特別失対があるのですけれども、その特別失対の個所が、必ずしも通動できる個所ではない。これは、建設省は建設省で、道路五カ年計画に沿ってその地域を指定するものですから、労働省の間と大きく異なる。そして失業者がいな

いようなところに特別失対のワケがいく、こういうようなきわめて不合理なことが、現実には行われたわけです。今、いかにも失対は完璧なような話がありましたが、当時法案ができる時には、市町村には迷惑をかけません、こういう話である。市町村は、これに

よって鉱産税も少くなるし、その他のいろいろな福利厚生施設も見なければならぬ。生活保護法の適用者も多くなる、ですから、市町村の財政は非常に窮乏するということをお話ししましたところから、いや、政府の方で全額見ると、政府は、全額補助率の法案を出しても、それが、全額補助率の法案を出しても、政府手前は、全然振り向いてくれないうい、わずかの高率の行政措置がなされたという程度なんです。これも、当時の答弁とその後の実施が違ふ、かように考へるわけです。一体、その後どうなつておるか、お聞かせ願ひたい。

○三治説明員 その全額補助とか、高率補助の点につきましては、私よく存じております。先ほど申し上げましたように、多発地域対策としての特別地域対策は、先ほど御説明したようにやっております。その全額補助、高率補助の点につきましては、各省から予算が流れますので、私よく存じております。

○多賀谷委員 三治さんは、御存じなかったかもしれないが、当時そういう論議が繰返された。私はここへ持ってきておきますけれども、当時町村からのものすごい陳情があった。それは、合理化法案施行後の問題として、市町村財政はこういうふうな窮乏する。そして失業者については万全な措置をとってもらいたい。現在の補助率では少いから、全額見てもいい。これに対して、労働省は、イエスという返事をしておるのです。そうしてこの法案が通過したわけですね。その後になって、そういう高い率ということは言うけれども、全額とは言つて

いないというのです。ところが、法律は全部または一部国家補助ということになっていきますから、全額というものは当然ですね。法律では、何も全額出して違反にならない、そういう法律のシステムになっている。これは別の機会に追及いたしますけれども、とにかく法律が通過する時には、非常にいい作文を発表されましても、実施後きわめて不親切である。このことを指摘しておきたいと思つたわけです。ましてや、合理化法案が出ましてから二年、三年とたちますと、この法律によつて今ごろ失業して行く人は、どこか官庁でも、きわめて不親切に扱ふ。最初この法律が施行になつて出ました失業者は、確かにじめじめした。その中間ごろ出ましたのは、率直に一般的にいいますと、神武景気という景気に乗りました。比較的よかった。ところが、今ごろ買い上げられる炭鉱から出る失業者というものは、これはまた非常に悲惨な状態になる。ですから、こういう事情も十分一つ勘案していただきたい、こういうことを要請しておきます。

そこで、理事長にお尋ねいたしますが、住宅問題は、一体労働省との間は円満にいつておるのかどうか、これをお聞かせ願ひたい。

○田口参考人 事業団がたいたいますで買い上げました炭鉱住宅の数は、約二千戸でございますが、すでに事業団が買い上げ業務を開始いたしましたから、二年と二、三カ月たつておるわけでございます。もとより、この中で、早く買い上げた炭鉱もあり、また最近買い上げた炭鉱もあるわけでございます。その中で、ただいままだその前の炭業権者の時代からおつた労働者が住

んでおるのが、約七割でございます。その七割以外の三割につきましては、これが処理について、事業団は努力しておりますが、ただ困つたのは、買い上げるときに、前の炭業権者は、全部きれいにし出すから買い上げてくれ、こういうことで、私どもの方は買い上げたわけでありまして。しかるに、実際は、この失業者の中には、職もなく、また職にありついても、非常に難儀をしておるという者もございまして、この人々を強制的に立ちのかせるといふことは、社会問題を起すおそれもございしますので、私どもも、できるだけ穏便な措置をもつてこれが配置転換に協力してまいらう、こういうふうにしておるわけでございます。結局この問題も、失業者の就職問題に帰するかと思います。しかし、長年住みなれた今までの炭鉱住宅を移るというところは、いろいろな面から見ても、困難であるといふことも、私どもも承知しておるわけでございます。しかし、また一方、私どもの方は、買い上げましたこの炭鉱住宅を、そのまま放置しておくこともできないといふことで、昨年の暮れに、初めて、この出な人たちに、できるだけ一つ早く明け渡ししてくれという内容証明を出しました。とにかく、事業団の所有権を明らかにしておく必要があるといふことで、出したわけでございます。しかし、これも全部に出したわけではございまして、中には、ぜひ一つ安く払い下げてくれという希望のある人もあるわけでありまして。そういうところでは、事業団の買取業務の非常に忙しい中ではございますが、逐次そういうものは、比較的安い値段で、その希望者

に優先的に払い下げるという方法をとっております。その間に一部、去年新聞や何かで、事業団が非常に冷酷なことをするといふような新聞記事も出たこともございしますが、私どもは、何も腕力や何かそういうことで、この人々を出すといふような考えは毛頭ないのであります。そういうことで、若干の意思疎通を欠くという点もございしましたが、まあまあというところで今日に来ておるというふうに、私は考えております。

○多賀谷委員 この労働者の住宅の問題は、きわめて深刻な問題であります。そこで、私どもも一、二タッチした問題もありませんけれども、この合理化法案が制定されます際には、従業員のことが第一大きな問題として取り扱われた。その点を十分勘案されて処置されるようにお願いしておきます。

さらに、続いて局長に御答弁願ひたいのは、かなり埋蔵量を持つ炭業権があるわけですが、一体これはどういふふうに考えられておるのか、この点法律制定当時から懸案として残されておりました。すでに三年の月日がたつておるわけですが、合理化法の一部改正をなさるについては、もうすでにこの炭業権の問題については、十分お考えであると思つたのです。一体この炭業権をどう処置されるつもりでありますか。

○村田(恒)政府委員 公団の買い上げました炭鉱の中には、全くもろ低品位であり、自然条件が悪くて、あるいはもう終掘に近くなつてこれを買い上げたものと、さらに今お話しのように、相当まだ使い方によつては使えるような山であつて、経営の方針がうまくないといふような関係で事業団に売り渡

したもの、この二つの玉石が混濁して
いると思われまゝ。従いまして、その
いい品質の方のものを、ただもう坑口
を全部閉鎖し、中を水没さしてしま
うという事は、国家の大事な資源をむ
だに使うことになりまゝです。今後こ
れらのものをいかに有効に利用してい
くかという事は、考えなければなら
ない問題であります。そこで、事業団
といたしまして、現在事業団が、買
取った以上鉄業権者になつてゐるわけ
であります。事業団がそういうふう
な営利行為をやることは、まだ許され
ておりません。しかしながら、今後こ
れをどういうふうにしていくか。たと
えば国有財産として大蔵省の方に引き
渡すといった場合におきましても、今
後それをどういうふうにしていくか。
ただそれを捨ててしまふというわけ
に参りませんので、それを何とか有
効に利用していきたい。有効利用でき
るかどうかという事は、まずその前
提として、どういうふうにそれが企業
的に価値があるものであるかというこ
とを、やはり徹底的に調査しなければ
ならないわけでありまゝ。買い上げま
すときには、ともかく一つの客観的な
基準に基づきまして、急いで買い取つ
ていくというふうな買方をしておりま
す。関係上、その山自体が、一つの企業
の対象としてどの程度の価値があるも
のかという徹底的な調査は行われてお
りません。そこで、本年始めたわけ
でございますが、事業団としては、その
山の経済的価値を、全部炭鉄の専門家
にお願いいたしまして調査いたしてお
ります。また今後買い上げていきます
炭鉄は、従来の買い上げ方と違ひまし
て、それを今後企業のにどういうふう

に有効に活用していきけるかという点
を、あわせて調査するようにいたして
おります。この結果がまとまりました
ときに、初めてこの山とこの山はこれ
だけの有望な山である、だとすれば、
この鉄業権を今後どういうふうにして
するか、あるいは民間の人に払い下げ
ていくとか、あるいは場合によつては
事業団がそういう山を経営していくと
か、いろいろな方法があると思ひまし
けれども、これは今後の宿題として残
されてゐる問題であります。さしあ
たつては、その企業的な利用価値とい
うものを徹底的に調査しておるとい
うのが、現在の段階でございます。
○多賀谷委員 現在でも保坑して
いる山があるのですか。私は全部水没し
てゐるのかと思つたのですが、保坑して
いる山があるのですか。
○村田(恒)政府委員 私の説明、間違
ひました。現在買い上げた山は、
全部水没してあります。今申し上げ
ましたのは、これから買つていきま
す山につきましては、徹底的な企業的な
価値調査を並行してやつていくとい
う意味で、申し上げたのであります。
○多賀谷委員 非能率炭鉄として、あ
るワケがあり、基準があつたわけ
でしょう。ですから、今からまた水没し
た炭坑を、水を揚げてさらに保坑し直
して使うという事は、これは絶対困
難じゃないですか。
○村田(恒)政府委員 完全水没いたし
ましたものを、今までの姿のままでこ
れを復活していくという事は、仰せ
の通り困難でございます。しかしなが
ら、すでに鉄業権者としての立場をと
りました以上、たとえば、隣接鉄区と
あわせて、自分の方から採掘してい

たら、この方が有利な採掘ができるの
だというふうなケースが出て参りま
す。そういうふうな非常にはかの鉄区
との関連性、抱き合せにおいて、今後
いかにそれを有効に利用することがで
きるかという事の調査をやつてゐる
わけでありまゝ。
○多賀谷委員 それでわかりました。
実は買い上げた炭鉄の周囲にある鉄区が
えらく評価が上つてゐるのです。そ
れで、どうして買い上げた炭鉄の周囲に
ある鉄区が評価が上つてゐるかとい
うので、私、疑問に思つて質問してみ
たのですが、なるほど、将来あるいは鉄
区の一部が譲渡されるのではないだろ
うか、こりいう予想が、思惑といま
すか、あるいは官庁の若干の意思が漏
れてゐるのかもしれないが、そうい
うことで、かなりその付近の鉄区をあ
さうとする連中が多くなつてきてい
ることは事実です。私たちは、非能率炭
鉄であるから、これは鉄業権をつぶし
て政府自体が鉄業権を持つことが不可
能であるならば、永久に石炭の鉄区は設定
させない、こりいう禁止区域にでもす
るのかと、こり考えておつたわけであ
ります。今承つたところによります
と、こりいう事情のようであります。
しかし、私はあとから質問いたしま
す。日本は、炭量が少いという状態に
はないわけですか。埋蔵炭量からい
えば、かなりあるわけですか。ですから、
こりいふ点は、あまり当面の姑息な
政策をとる場合に、非常に支障があ
る、こりいふことを考へるわけです。
こりいふ点も一つ十分に考へていた

いて、研究していただきたい、かよう
にお願いをしておきます。
そこで、今までの経過はわかりまし
たので、一応この改正案について質問
してみたいと思ひますが、輸入エネル
ギーに、昭和五十年年度においては四
八%も依存するというのが、今度の計
画になつてゐるわけでありまゝ。この
四八%も輸入エネルギーに待つとい
うことになりまゝと、十五億ドルも外貨
を要します。将来こりいふ基礎的
な産業、基礎的なエネルギーが、外国
にこれほど依存度が高いということに
なりまゝと、やはり外貨危機を招来す
る憂いが非常に大きい。あるいは国内
の資源の活用からいつても、これはむ
だである。また最近における雇用量の
拡大を考へてみましても、なかなか雇
用量の拡大の産業というのはありません
。最近のようないまのオートメーシ
ンに代つて、雇用量を維持すること
がやつとであるという産業が非常に多
い。一億円の投資をいたしても、
水力発電で一人から一人半ぐらしか
雇えませんし、火力で三人から三人半
ぐらしか雇えません。あるいは鉄鋼に
ついては、十七人ぐらしか雇えます。け
れども、バルブその他の化学工場では八
人ぐらしか雇えます。こりいふ中で、機
械工業と石炭鉄業は、雇用量から見
まして、非常に多くのものを吸収するわ
けであります。最近三菱の古賀山とか
あるいは明治佐賀のようない新し
い炭田でも、大体一億円の投資に對し
て、四十七、八名雇用してあります。で
すから、雇用拡大の面から見ても、
石炭鉄業の開発ということとは、非常に
重大なことであると思ひわけであり
ますが、一政府は、四八%も輸入エネ

ルギーに待つという政策を本気に考へ
ておるのか。一体これはどういふよう
な積算からこりいふものが出てきたの
か、これをお聞きかせ願ひたい。
○村田(恒)政府委員 積算の基礎は、
新長期経済計画におきまして、産業の
成長率を、毎年六・五%ずつ上つてい
く。しかし、産業の成長率の中には、
農業を含んであります。で、実際の鉄
工の生産の伸びというものは八・二%
ずつ毎年上つていく。こりいふことを
基礎にいたしまして、総エネルギーの
所要量は、昭和五十年年度において石炭
に換算いたしまして二億七千六百万ト
ンという算定をいたしておるわけ
でございます。これが積算の基礎でござ
います。それでは一体七千二百萬トンの
出炭をいたしたときに、たゞいま
御指摘のように四八%、第一次的なエ
ネルギーの輸入に對して、十五億ドル
もの外貨を使うというふうな国際収支
の姿であらうかどうかという事は、
非常にむづかしい問題であります。が、
ただ一つの目標として、こりいふもの
を立てておるわけでございます。しか
しながら、ただ単に、輸入のエネル
ギーに漫然と依存しておるといふ形
ではございせんので、非常な困難を含
んでおりますけれども、七千二百萬ト
ンは国内炭で出していこう。さらに油
の關係でございまして、油の方も製品
としての重油の輸入は極力押えまし
て、昭和五十年年度においてはこれを
ゼロとするという計画にいたしてお
ります。またその場合、原油の輸入は
ふえて参りますけれども、製品としての
重油輸入は昭和五十年年度ゼロでござ
います。さらに石炭の輸入でございま
すが、これは一般炭につきましては石炭

の輸入というものは、昭和三十年の下期以降においては、特殊な、たとえば日ソ交渉でありまつか、あるいは日中貿易の問題でありまつか、そういう特殊の關係の問題は別といたしまして、一般炭の輸入というものは考慮いたしておらないわけでございます。主として鉄鋼その他の部門の生産の伸びに対応いたします原料炭の輸入及び無煙炭の輸入、これはヴィエトミンの關係もございしますが、それらの關係を考慮しての輸入の増大でございます。従いまして、たまたま日本におきましては、強粘結炭は、御承知のように非常に少い。弱粘結炭においても、外国に依存せざるを得ないという現状において、国内で間に合う一般炭については、輸入いたしませんけれども、どうしても国内で間に合わない分だけを、油なりあるいは外国炭でまかなっていくというにいたしておるわけでありまつか。さらに、問題を複雑化するかも知れませんが、将来におきまして、やはり原子力発電というものが相当程度伸びてくるということも、考慮に入れての計算でございます。

○多賀谷委員 石炭局長に聞くのは非常に無理ですから、これはあとから大臣に聞きたいと思ひます。石炭だけとしまして、若干国内生産がございしますけれども、石炭に換算して約一億トンの石油を使う。石油だけでいいますと、原子力エネルギーもありまつかけれども、一応それを換算に入れますと七千六百万キロワット、こういう状態でありまつか。そして石炭換算が一億トンというのですから、同じカロリにいたしますと、日本の精炭六千三百七十万トンに比べますと、優に

一・五倍の石油を使うわけです。なるほどこういう数字はできておりますけれども、一体エネルギー政策として、確立されているかどうかという点を見ますと、私は、どこの国の政治家がこれを作つたのかというのを、疑わざるを得ないので。これは率直に言いますと、国内石炭の供給の面からの制約ではないかと考えますが、どういふようにお考えですか。

○村田(恒)政府委員 現在、景気の短期的な観点に立ちまして、多少景気の上昇、下降というものを、ある程度考慮に入れますと、現在われわれの考えておりますのは、昭和五十年七千二百万トン、これを最高の出炭量と考えております。しかしながら、今後におきまする技術の革新、あるいは総合的な今後の開発計画が合理的に行われるという点、特に今後における最大の問題は、技術の革新だと思ひますが、それらの点を考え合せますと、この七千二百万トンはマキシマムだということは言い切れないのでございします。埋蔵炭につきましましては、御承知のように十分なものがございますので、さらに努力次第によつては、七千二百万トン以上の出炭も不可能ではない。そういう場合におきましては、当然輸入エネルギーというものは、それに充てて減らさるべきものだ、かように考えております。

り点があるのではない。供給は何かという、各社が、一体昭和五十年になると、どのくらいのところが出せるかというのを全部集めて、最初は六千五百万トン、やがて七千七百万トン、二百五十万トン、こういうことで、これは、あつものにこりてなますを吹くという、それで今の業界が積算をしたのであつて、これは率直に言いますと、何も政府の供給見通しじゃないでしよ。業界の全部集めてきて、政府においてこうだと言つていけるのであつて、これは政府自体が、かくあるべきだという数字じゃないでしよ。

○村田(恒)政府委員 仰せの通り、積み上げました七千二百万トンの数字は、当初六千五百万トンが、業界の数字でございしました。それが、その後、五十年度におきまする総エネルギーの所要量が增大してくるという見通しのもとに、七千二百万トンまで上つて参つたわけでありまつか。これは、単に業界の考え方を、そのまま繰で、右から左へ移したものでございしません。政府におきましては、これを十分検討した上で、七千二百万トン出炭可能というふうな考えのもとに、こういう数字をはじいておるわけでありまつか。

れていなかったために、増産態勢に陥り、国内でできるものならば、しかも、それが日本の各産業の国際競争力を阻害しないという範囲における価格に於いて出るものであるならば、絶対に国内を優先させて、輸入というものを思い切つて切るべきであるというところは、全然だれも異存のないところだと存じます。そういう点で、先ほど申し上げましたように、今後におきまして財政投融資、あるいは財政のみならず、一般のものも全部含めまして、相当大幅な投融資というものが今後継続され、同時に、短期的な変動に対する需給安定策というものを考慮していくならば、七千二百万トン以上の出炭というものは、現在の企業形態をもつてしても、不可能ではない、こう考えております。

○多賀谷委員 少くとも電力については、政府が、しっかりとおりませんけれども、計画通りやると、石炭の供給力というものは、かなり大幅に増大すると思ひます。率直に言いますと、今だつて、石炭政策はどつちを向いていくか、わからないですよ。一体、日本の石炭政策はどちらに向いて走つておるか、われわれ石炭に關係している者ですから、わからない。三十三年の上期が、現実においてはつきりしないでしよ。大きな線で、大体の大ワクでずつと行くならば別です。しかしながら、この七千二百万トンというものは、むしろ現在の事情から、非常に不況を経験した経営者が、一番安全な経営として七千二百万トン、こう踏んだ数字であらうと思ひます。でありますから、政府の政策としては、四八%も外国のエネルギーに待つ。しかも、その石油を使うのが、石炭の一・五倍のものを要するといふやうな、ばかな政策を立てられるべきでないと思ひます。もう少し大胆率直に、日本の埋蔵量からいふならば、このくらいは可能である、こういう政策が必要ではないか。かように考えるのですが、局長はどういうようにお考えになりますか。

○村田(恒)政府委員 これは仰せの通り、国内でできるものならば、しかも、それが日本の各産業の国際競争力を阻害しないという範囲における価格に於いて出るものであるならば、絶対に国内を優先させて、輸入というものを思い切つて切るべきであるというところは、全然だれも異存のないところだと存じます。そういう点で、先ほど申し上げましたように、今後におきまして財政投融資、あるいは財政のみならず、一般のものも全部含めまして、相当大幅な投融資というものが今後継続され、同時に、短期的な変動に対する需給安定策というものを考慮していくならば、七千二百万トン以上の出炭というものは、現在の企業形態をもつてしても、不可能ではない、こう考えております。

○多賀谷委員 一体、局長は、石炭政策を行う場合に、日本の資源を最大限活用するといふ意味で、いわば、永遠に石炭というものは必要があるから、最大効率で常に掘らうと思はれておるのか。少くとも、原子力エネルギーが予想される今日においては、石炭はここ二、三十年が山だ、だからどんどん掘つていくという態度でいかれるのか、一体どういふ考えであるのか。

で先ほど申し上げましたような段階で、合理的なものである限り、石炭資源の続く限りは、国内炭をもつて需要に充てるべきである、こう考えております。

○多賀谷委員 石炭資源の続く限りということは、一体どういふことですか。率直に言いますと、ここ二、三十年から、長くても五十年くらいの間は、日本の石炭をほとんど掘りつしまえ。掘りつしまえといえ、語弊がありますけれども、ほとんど開発せよ、資源愛護で少しでもむだなく掘りついでという態度でいくのか、これを聞いておるのです。

○村田(恒)政府委員 私は、資源を愛護して、けちけち掘るといふ考え方は、間違つておると思います。といって、短期間の間に、無理をして、あるだけ、いいところだけ掘りつしまつて、あとは捨ててしまふという考え方も、これは絶対に間違つておると思います。あくまで鉱業法に規定しておりますように、鉱業法の基本精神というものが、地下資源の残つておるものを合理的に、経済的に開発していくという建前をとつておりますので、そういう方針で、石炭鉱業の開発ということを考えております。

○多賀谷委員 言葉はりっぱですけれども、実際問題として、新鉱を開発して価格が高くなるようなら、開発しない方がいいのです。しかしながら、今から予想される新鉱開発というのは、安くつくだろうという想定のもとに行われておるのです。ですから、今からほとんど掘るといふことになる、私はそう高い価格というものは考えられない。やはり価格は、十分ペイする価値

格であるべきである、かように考えるわけですから、そういう面について積極的に、とにかく四八%の輸入エネルギー依存率を打破するような考え方でいかれておるのか、それとも、企業家にまかせて、安全経営の範囲内でぼつぼついいことと考へられておるのか。一体日本の石炭政策は、どちらに向いておるのか、これをお聞かせ願いたいと思つておるわけですが。

○村田(恒)政府委員 旧鉱業法におきましては、はつきり書いてございまして、未開発の鉱物は国の所有とするという規定がございました。それから今の鉱業法におきましては、鉱業権設定以後六ヶ月以内に事業に着手しないときは、鉱業権を取り消すという規定があります。また各国の今までの考え方を見ましても、地下資源というものを対しては、単に一企業の利益追求だけの立場においてこれを律すべきでなく、あくまで国家としてそれだけの貴重な資源を持つておるのだから、国家的観点から開発すべきである、あるいは育成すべきであるというふうに、すべての主張は流れているように了解しております。ただいまの数字で申し上げますならば、七千二百萬トンというのは、最低の出炭量であつて、今後、技術の革新なり経営の合理化なりが進むことによって、七千二百萬トン以上の出炭は、ぜひやりたいと考えております。

○多賀谷委員 長期エネルギーの供給見通しで、なぜ石炭だけが最低ですか。ほかのものが上つたり下つたりするでしょう。石炭だけが最低だというのは、どういふわけですか。

○村田(恒)政府委員 決して石炭だけを最低に扱つたわけではございませんで、総需要二億七千六百萬トンの中で、先ほど申しましたように、一応現在の客観的情勢のもとにおいて、各企業が積み上げて、昭和五十年まで今後出炭できるというものを全部集計した結果が、七千二百萬トンという数字になつたわけでございます。ほかのエネルギーに比較して、これだけが最低であるということには、決してならないと思つております。

○多賀谷委員 局長は、最低七千二百萬トンだといふ意味だ、こつちおつしやられるから、それじゃ石炭だけが最低ですか。ほかの方は一応目標を掲げておるのに、石炭だけが最低目標を掲げておるというのには、おかしいじゃないか、こつち聞いておるわけですが。

○村田(恒)政府委員 最低という言葉は、少し表現が強過ぎたかも知れませんが、少くとも、私の心がまえを、少くともこのくらいは出したいということをして、最低と申し上げたわけでございます。現在のところ、われわれの目標としては七千二百萬トンでございますけれども、これが引き上げられるに従つて輸入エネルギーは減らすべきだ、これは当然のことだと考えます。

○多賀谷委員 私は、やはりここ二、三十年が、石炭の山ではないかと思つてありますから、むしろ徹底的に開発すべきではないか、こつち考えるわけですか。と申しますのは、一体四八%も外国からエネルギーを買わなければならぬというふうなエネルギー政策があるか。しかも、水力はだんだんその単価の基点が高くなつてきておる、あま

りよくない、こつちいう状況において、石炭だけが、いわば日本の伸び得るエネルギーだと思つて、もちろん石炭といひましても、火力発電を含めてそうですが、ですから、そういう場合には、もう少し石炭というものは大幅に開発していいんじゃないか。とにかく輸入する重油の七割程度ということでは、私はどうしても石炭政策が確立したとは考えられない。輸小生産で確立したといへば、確立しておるかもしれない、安定したといへば、安定しておるかもしれない。しかし、国全般から見ますと、これは大きな損失を持つておる。しかも、今申しましたように、生産性の向上をしました今日、雇用量を十分吸収し得る産業は、あまりないのです。機械工業か、あるいは石炭工業といふものが、まだ比較的雇用量を多くかかえられる。だから、今からの政策といふものは、雇用量の吸収度を無視しての産業政策といふものは、できないと思つておる。そういう点から考えても、また資源の点から考えても、五十億トンくらい埋蔵量を持つておりますフランスでも、御承知のような出炭です。安全炭量とか、その他いろいろ確定炭量とかいうことを言へば、また問題がありますのでしやうけれども、とにかく、あなたの方で調査された埋蔵量は二百億トンで、その比率から申しましても、非常に少ないじゃないか、こつち考えておるわけですか。この点は、やはり石炭局長が踏み切らなければ、日本の行政官庁において踏み切る人はないのですから、四八%も外国のエネルギーに待つというふうなエネルギー政策が一体あるか、こつち言つておるのです。

○村田(恒)政府委員 ヨーロッパにおきましても、今お話がありましたように、原子力の発電を早急に伸ばしていくという、原子力グループの中から、油の依存をだんだん減らしていつて、ヨーロッパの中における石炭の増産をはかるべきである。その意味において、ポーランドの石炭を大いに注目して、今開発をやつておるといふ現状のように承知いたしておりますが、今後、日本における原子力発電というものが、どの程度伸びを示すかということとは、非常に予想のむずかしい問題だと存じますけれども、それとの関連におきましても、石炭が一番確実であり、一番安定した供給ができる。つまり、そのときだけのフレイトによつて左右されない、あるいはそのときだけの外国のいろいろな政治情勢等によつて左右されない、国内にある資源という意味におきまして、今、お話がございましたように、国内炭の増産を徹底的にやるべきだ、こつち考えております。

○多賀谷委員 そこで、徹底的にやるべきであると局長は考えても、徹底的にできないものがあるでしょう。局長はいかに旗を振つても、ついでいけなシステムになつておる。やはり、制度的なものが必要ではないか。その制度的な改革が必要ではないかと私は思ふ。それは、今の日本の経済が、ただ自由経済であるということだけではな

いと思ふのです。それは、根本的にいへば、計画経済にして、われわれの言う通りにすればいいのです。しかし、それだけではない。ただ自由経済であるからということだけではな

いと思ふのです。自由経済である国にお

ても、やはりそういった点は、十分政策が確立し、調整ができておる。そこで、一体日本の増産態勢がでないガソリンというのは、何と考へられておるか、これを一つ率直にお聞かせ願ひたい。

○村田(恒)政府委員 増産態勢の今までは、どこまでか、一番大きなガソリンというのは、やはり調査が不十分であつたといふことだと思ひます。それは、今までです。埋蔵炭量の調査は、実施いたして参つたわけですが、さうにそれをもう一歩踏み込んで参りまして、ほんとうにその埋蔵炭量のあつても、非常に有望な地域について、企業としては企業化調査をしておるが、どの程度調査してきたかといふと、ほとんどそれぞれ個々の企業にゆだねられておる。個々の企業にゆだねておる限りにおいて、個々の企業としては、先ほど来何へんも申しましたように、過去における景気の変動に伴ういろいろな痛目にあつておる。また大幅な設備投資に対する意欲に欠けておつたといふ点もございまして、思い切つた調査もできない。調査ができないところには、非常に不安感も伴ひまして、そして大幅な増産ができなかつたといふことにあると思ひます。

いま一つは、過去におけるエネルギー政策というものは、そのとき、そのときのいろいろな客観情勢によつて、絶えず動いてきた。すなわち、国内炭を主として、足りないところは輸入エネルギーで補つていくのだという態勢が、はっきり確立されていなかったために、なかなか踏み切りがつかなくつたといふところにあると思ひます。

す。今回、妙な表現であります。炭主油従というふうな政策が、はつきり国策として定められておりますので、今後は思い切つた増産態勢がとれる、こういうふうな確信をいたしております。

○多賀谷委員 炭主油従といふことは、どこまでか、実際どういふ実効が上つておるのですか。三十三年度の原油の輸入を見てもらひなさい。三十三年の下期、上期に比べても、著しく大幅に輸入されておるやありませんか。しかも、一般経済の伸びというものは、御存じのようにわずかに三%、厳格にいうと二・三%という伸びを示しておる。そういう状態の中に、重油はものすごく大幅な外貨の割当が、すでに三十三年の上期に行かれておるのではありませんか。炭主油従という言葉はいいですけども、三十三年のきめた当初から、実効が伴つていない。これで石炭政策確立というわけにいきますか。まず外貨の割当から、一つ御説明願ひたい。

○村田(恒)政府委員 最近策定された外貨予算の中におきまして、仰せの通り、原油につきましては、三十二年度が七千八百一十萬バレルに對しまして、三十三年度は一億二千二百十八萬バレルという大幅な増加を示しております。しかしながら、成品の輸入の方を見ますと、二十二年度が二百七十四萬キロリットルに對しまして、三十三年度は二百二十五萬キロリットル、こういうふうな成品の輸入は削減いたしております。

主とする政策は打ち出されなかつたやうでございしますが、下期におきましては、相当程度はつきりした形でこれが出て参る、こういうふうな考へております。

○多賀谷委員 成品の輸入減を入れましたも、全般的にいいますと、三十三年度の上期、三十二年の下期よりも、著しく伸びておるでしよう。金額で言ひまして、石油は一億四千五百三十萬ドル、これは三十三年度上期の外貨割当です。三十二年の上期は一億九百萬ドル、三十二年の下期は九千六百萬ドル、ですから、この点から見ましても、三十二年の上期にも下にもなかつたやうな大幅な輸入外貨の割当になっておる。一体これはどういふわけですか。あなたの題目と違ひやありませんか。

○村田(恒)政府委員 数字で申し上げますと、三十二年三十三年度の重油の消費の見通しでございしますが、トータルでは、三十二年が九百三十三萬キロリットルに對するのに対して、三十三年度はこれが九百二十八萬キロリットルと増加いたしております。その中で、増加している部門は、どういふ部門かと申しますと、水産の部門が百三十七萬キロリットルが百四十九萬キロリットルにふえております。また機帆船等の海運部門が百七萬キロリットルが百三十三萬キロリットルにふえております。それから、都市生活の向上その他に關連いたしまして、ガスの部門が十七萬キロリットルが十九萬キロリットルにふえております。その他鉄工業につきましては、四百六十萬キロリットルが四百五十八萬キロリットルと若干減つておりますが、大体横ばい

でございします。そういう關係で、これをまとめて申し上げますと、公益事業の部門とか水産、海運、そういったやうな特殊な部門を除く一般工業部門につきましては横ばい。それに反しまして、石炭の需要は、六・八%三十三年度には引き上げておる。まだ徹底したあれにはいきませんけれども、方向として第一年度においてこれを踏み出しておるといふことは、申し上げられるのではないかと存じます。

○多賀谷委員 どうも初年度から踏み出したとは考へられませんか。公益事業といひましても、今後エネルギーの伸びる最も大きなものは、公益事業です。からね。しかも、今申しましたやうに、三十二年の上期にも下期にもなかつた大幅な原油が、三十三年度の上期には割当になっておる。しかも、炭主油従という政策が掲げられてきたといふのですからね。どうも掲げられていないのじゃないですか。普通の状態よりも悪くなつたのに、どうしてこれだけの政策が確立しておるのですか。これは言葉と実体が伴わない。羊頭狗肉といふことを、盛んに国会でも言われるけれども、全くこれは羊頭狗肉です。ほんとうはどこに原因があるのですか。

○村田(恒)政府委員 今、数字で申し上げましたように、原油につきましては増加いたしておりますが、成品輸入の面においては、石炭を主にいたしまして油を従にするといふことが、上期及び下期の見通しにおきましてもはつきり出ておる、こう申し上げられると存じます。

なつて困つておるでしよう。ですから精油を入れちゃ大へんですよ。それだけでなく、原油の割当がその生産能力に及ばないといつて、わんわん言つておるのですからね。ですから、成品を入れるというやうなことは言語道斷。ただ、ガソリンと重油との差があつて、日本の場合には、一般の国のようにはガソリンを多く使用しない。この点から原油の割当のみでなく、成品を入れざるを得ない、こういう事情があるといふのならわかります。しかし、何か成品を入れないことを盛んに強調されますけれども、それは全く聞えません。それでございまして、さうなつても、われわれはごまかされませんよ。やはり、どこにその原因があるのか。それは三十三年度の上期だけの問題か。たとえば、船の契約の問題で上期はやむを得ぬ、こういう事情であるのか、それを率直におしやつたらどうですか。船の都合で、契約を全部違約すれば、違約金をとられるから、やむなくタンカーの問題で、この際、上期には原油を入れるのだけれども、あるいは原油を入れるのだけれども、しかし、三十三年度の下期からはそうはいかない、こういう見通しがあるのかどうか。そういう点、率直におしやつていただきたい。

○村田(恒)政府委員 原油の輸入が増加いたしております主とした理由は、石油化学の発展、それから航空機用ガソリンの消費が増加して参りましたこと、さらに輸出の増加を考へております。それにある程度の在庫の補てん、いわゆる在庫の補てんを三・二カ月程度に持つていきたいという観点から、原油の輸入がふえておるわけでありま

○村田(恒)政府委員 この法律は、今御指摘のように、やはり今要請されております客観情勢を反映しておると思えます。すなわち、長期エネルギーの増産態勢を、一面において推進しながら、なお一面において、合理化というものを推進しなければならぬという客観情勢を、正直にそのまま反映して、両方をまぜ合せたもののように考へております。

○多賀谷委員 未開発炭田の開発について、地域指定をされて、通産省としては、どの程度開発されるのですか。どの程度まで通産省がおやりになり、さらに鉱業権者はどの程度からおやりになるのですか、具体的に聞かせ願いたい。

○村田(恒)政府委員 政府は、直接開発をいたさないようになっております。すなわち、政府が策定いたしますのは、開発の基本計画を樹立いたしますために、それに必要な調査を実施いたしますわけでございします。もちろん、これは政府が単独でいたすわけではございませんで、ボーリングにいたしましても、抱き合せまして、業界に委託いたしますボーリングというものも、あわせ実施をいたすことになっております。もう一度申し上げますが、直接開発をいたすのではなくして、開発基本計画を策定した後に必要な調査を、政府が実施したすわけでありま

○多賀谷委員 そういたしますと、開発計画を実施するに必要な調査をやるにとどまらず、それ以上は鉱業権者がやる、こういうことになりませんか。

○村田(恒)政府委員 政府がまず作りますのは、開発計画を作るわけでござ

います。それからあと、業者にまかせきりではありません。指定地域内に鉱区を持つております業者は、その政府の立てました開発計画に準拠して、具体的な開発の計画を届け出なければなりません。届け出ました場合に、それに対して、政府が不満があります場合には、変更すべきことを指示することができ、こういう規定になっております。

○多賀谷委員 そういたしますと、届け出を行わないものについては、どういう処置が考えられておるわけですか。

○村田(恒)政府委員 あとの方に書いてありますが、それに対しては、罰則がついております。

○多賀谷委員 鉱業権の取り消しは、○村田(恒)政府委員 八十六条でございします。それから、なお、それに関連いたしまして、この指定地域内におきましては、届出をさせて、届出に対して不満がある場合には、変更の指示を行なっております。これらに違反した場合には、八十六条の罰則を適用いたしますが、同時に、同じく今度の改正の中にいれておりますように、指定地域外に鉱業権を持つておりますものは、現在、一般的には、石炭については、着手義務を、鉱業法の規定にかかわらず、これをはずしておりますが、この指定地域内には、石炭の鉱業権者に対しては、着手義務を負わしております。着手義務を負わすことは、言いかえますと、六カ月以内に事業を着手しないときには、鉱業権の取り消しを命ずることができ、こういう鉱業法の規定が適用されるわけでありま

○多賀谷委員 この法律の裏づけになります融資とかそういったものは、どういうようになっておりますか。ことに、指定地域内において、あなたの方で計画を策定され、公示されて、そして届出を求めておられますが、この開発計画の届出に対しては、どういう裏づけを持つておられますか。

○村田(恒)政府委員 どういうふうな金額をどの程度出すかということにつきましては、主として自己資金なり市中なり、それらの面は、できるだけ業界でやってもらうわけでありますが、それ以上に、これだけの大きな義務を負わす以上は、大幅な財政投融資というものを今後考えていかなければならぬと考えております。さしあたり、一例をとって申し上げますと、昨年度におきましては、開採の融資は三十八億のワケにとどまったわけでございしますが、三十二年度の末から三十三年度にかへましては約百億程度の財政投融資が行われる、こういうふうな見通しを持つております。なお、どのくらいの金額が今後必要かということではございしますが、これは財政投融資のみならず、全開発資金を含めて、三十三年から三十七年までに一千五百八十四億、三十三年から四十二年までは三千二百七十二億、三十三年から五十年までは五千五百八十七億、これらの大幅な投資が行われるわけでございしますが、これらに対しては、この法律の裏づけもあることであり、また着手義務等の相当強い規定もございします。あるいは鉱区調整等の強い規定もございします。今後できるだけ財政投融資の大幅な投入ということについて努力いたしたい、こう考えております。

○多賀谷委員 政府がいかに規制をされようとしても、自由経済における企業、自由性を持つ私企業が行なっておるわけですから、そこで、私企業として、単独の山でありますと、問題ないでしょうけれども、各地に山を持つておる。Aという山はだんだん老朽に近づきつつある。そこで、このAという山の老朽化を見て、新しいXならXという鉱区を開発したい。この時間的なずれ、これをいかに調整するかというのが、現在労働者をかかえておる大きな企業家の悩みである。そういった場合に、単にあなたの方で規制をされるだけで、果して実効が上るかどうか。こういう点は、どういうようにお考えであるか、この点をお聞かせ願いたい。

○村田(恒)政府委員 たとえば、北九州におきまして山が、だんだんあがり山になってきた、しかし、たまたま同じ会社は北海道に鉱区を持つておる。従って、九州の労働者を、将来北海道に配置転換していく、こういうことは、特に炭鉱労働者は定着性が強いという実情から見まして、非常に困難な問題を含んでおると考えられます。この法律は、こういう問題は、今ここで取り上げておりませんので、とりあえず、国家的な要請に基づきまして、指定地域における積極的な開発、増産というものを、主体として考えておるわけでありま

○多賀谷委員 政府がいかに規制をされようとしても、自由経済における企業、自由性を持つ私企業が行なっておるわけですから、そこで、私企業として、単独の山でありますと、問題ないでしょうけれども、各地に山を持つておる。Aという山はだんだん老朽に近づきつつある。そこで、このAという山の老朽化を見て、新しいXならXという鉱区を開発したい。この時間的なずれ、これをいかに調整するかというのが、現在労働者をかかえておる大きな企業家の悩みである。そういった場合に、単にあなたの方で規制をされるだけで、果して実効が上るかどうか。こういう点は、どういうようにお考えであるか、この点をお聞かせ願いたい。

○多賀谷委員 政府がいかに規制をされようとしても、自由経済における企業、自由性を持つ私企業が行なっておるわけですから、そこで、私企業として、単独の山でありますと、問題ないでしょうけれども、各地に山を持つておる。Aという山はだんだん老朽に近づきつつある。そこで、このAという山の老朽化を見て、新しいXならXという鉱区を開発したい。この時間的なずれ、これをいかに調整するかというのが、現在労働者をかかえておる大きな企業家の悩みである。そういった場合に、単にあなたの方で規制をされるだけで、果して実効が上るかどうか。こういう点は、どういうようにお考えであるか、この点をお聞かせ願いたい。

○村田(恒)政府委員 たとえば、北九州におきまして山が、だんだんあがり山になってきた、しかし、たまたま同じ会社は北海道に鉱区を持つておる。従って、九州の労働者を、将来北海道に配置転換していく、こういうことは、特に炭鉱労働者は定着性が強いという実情から見まして、非常に困難な問題を含んでおると考えられます。この法律は、こういう問題は、今ここで取り上げておりませんので、とりあえず、国家的な要請に基づきまして、指定地域における積極的な開発、増産というものを、主体として考えておるわけでありま

○多賀谷委員 政府がいかに規制をされようとしても、自由経済における企業、自由性を持つ私企業が行なっておるわけですから、そこで、私企業として、単独の山でありますと、問題ないでしょうけれども、各地に山を持つておる。Aという山はだんだん老朽に近づきつつある。そこで、このAという山の老朽化を見て、新しいXならXという鉱区を開発したい。この時間的なずれ、これをいかに調整するかというのが、現在労働者をかかえておる大きな企業家の悩みである。そういった場合に、単にあなたの方で規制をされるだけで、果して実効が上るかどうか。こういう点は、どういうようにお考えであるか、この点をお聞かせ願いたい。

○多賀谷委員 政府がいかに規制をされようとしても、自由経済における企業、自由性を持つ私企業が行なっておるわけですから、そこで、私企業として、単独の山でありますと、問題ないでしょうけれども、各地に山を持つておる。Aという山はだんだん老朽に近づきつつある。そこで、このAという山の老朽化を見て、新しいXならXという鉱区を開発したい。この時間的なずれ、これをいかに調整するかというのが、現在労働者をかかえておる大きな企業家の悩みである。そういった場合に、単にあなたの方で規制をされるだけで、果して実効が上るかどうか。こういう点は、どういうようにお考えであるか、この点をお聞かせ願いたい。

○多賀谷委員 政府がいかに規制をされようとしても、自由経済における企業、自由性を持つ私企業が行なっておるわけですから、そこで、私企業として、単独の山でありますと、問題ないでしょうけれども、各地に山を持つておる。Aという山はだんだん老朽に近づきつつある。そこで、このAという山の老朽化を見て、新しいXならXという鉱区を開発したい。この時間的なずれ、これをいかに調整するかというのが、現在労働者をかかえておる大きな企業家の悩みである。そういった場合に、単にあなたの方で規制をされるだけで、果して実効が上るかどうか。こういう点は、どういうようにお考えであるか、この点をお聞かせ願いたい。

○多賀谷委員 政府がいかに規制をされようとしても、自由経済における企業、自由性を持つ私企業が行なっておるわけですから、そこで、私企業として、単独の山でありますと、問題ないでしょうけれども、各地に山を持つておる。Aという山はだんだん老朽に近づきつつある。そこで、このAという山の老朽化を見て、新しいXならXという鉱区を開発したい。この時間的なずれ、これをいかに調整するかというのが、現在労働者をかかえておる大きな企業家の悩みである。そういった場合に、単にあなたの方で規制をされるだけで、果して実効が上るかどうか。こういう点は、どういうようにお考えであるか、この点をお聞かせ願いたい。

○多賀谷委員 政府がいかに規制をされようとしても、自由経済における企業、自由性を持つ私企業が行なっておるわけですから、そこで、私企業として、単独の山でありますと、問題ないでしょうけれども、各地に山を持つておる。Aという山はだんだん老朽に近づきつつある。そこで、このAという山の老朽化を見て、新しいXならXという鉱区を開発したい。この時間的なずれ、これをいかに調整するかというのが、現在労働者をかかえておる大きな企業家の悩みである。そういった場合に、単にあなたの方で規制をされるだけで、果して実効が上るかどうか。こういう点は、どういうようにお考えであるか、この点をお聞かせ願いたい。

○多賀谷委員 政府がいかに規制をされようとしても、自由経済における企業、自由性を持つ私企業が行なっておるわけですから、そこで、私企業として、単独の山でありますと、問題ないでしょうけれども、各地に山を持つておる。Aという山はだんだん老朽に近づきつつある。そこで、このAという山の老朽化を見て、新しいXならXという鉱区を開発したい。この時間的なずれ、これをいかに調整するかというのが、現在労働者をかかえておる大きな企業家の悩みである。そういった場合に、単にあなたの方で規制をされるだけで、果して実効が上るかどうか。こういう点は、どういうようにお考えであるか、この点をお聞かせ願いたい。

を必要といたさないわけでありませう。それぞれの企業におきましても、また全体としての石炭業界を見ましても、そういうものが山となるといつても、いきなり、すぐあした、あさってからあがり山になつてしまふものではない。その間には、相当時間的なずれが、新しく開発するものについても、また次第に衰えていくものについても、あるわけでありませう。その時間的なずれを十分考えあわせまして、労働者の配置転換を円滑に行うことは、最も必要であると思ひます。この七千二百万トンの出炭計画におきましても、将来において雇用の大幅増大ということは、決して考えておりません。

○多賀谷委員 実は大増大でないから、質問しているわけです。どんな雇用が吸収されるという状態であるならば、何も問題は無いわけですが、大幅な増員はない。そこで、自分が今、全企業として雇用しているのを維持するのがやつとだ。しかも、新鉱を開発する、それを予定してやつとだ。こういう場合があるわけですね。そういうようなときに、早急に開発しようといつても、新たにそこで雇用するといふことになる、せつかく今まで企業計画として持つておつたA山の老朽化あるいは廃山に伴う失業者の吸収という点が欠けるではないか。こういう点は、どういふふうにお考えであるのか。

○村田(恒)政府委員 炭鉱の開発が、今まであまり進まなかつたとか、あるいは炭鉱の開発に関連して、きわめて重要な、今後なされなければならない大きな問題としましては、関連産業施設の整備ということが、非常に重要な

問題だと思ひます。従来、関連産業施設の整備というものが、出炭態勢といふものと見合はない。そういう見合はないような形で、片方では出炭をする、片方ではその計画に合わないような新しい鉄道の敷設あるいは港湾の整備計画といふものが行われてきたところに、非常に片手な状態があつたわけでありませう。ところが、こ

ういふふうな総合的な計画を樹立いたしますと、必ず関連産業施設の整備といふものが、どういふふうな形になるかといふことを、全部計画に載せて、そこで出炭が何年から始まつて、どういふ出炭態勢になるかといふような問題が出てくるわけでありませう。また、これを裏返して申し上げますと、関連産業施設がこゝろいふに整備されるならば、従来や後順位に置いておつたところの開発地域であつても、この指定地域におきまして有望であるといふことになれば、これはむしろ順位を繰り上げて開発してこゝろ、こゝろいうことが、企業内部においても可能であります。具体的な例を申し上げますと、三井鉱山におきましては、たとえ三池等の大幅な増産計画を、一時若千頭を押えまして、そのかわりに、思ひ切つて北海道の芦別を開発を行うといふふうな、資金的な配分を振りかえておるような現状がございます。これは何に基くかと申しますと、新しい鉄道路線が明確に引けるのだといふことを前提として、初めてこゝろいふ資金計画の変更を行つておるわけでありませう。こゝろいふ状態から見ますと、あくまでこれを計画的にやりませう場合には、決してダブつて労働者を雇用し、その結果不必要なる失業者を出すとい

うような事態は起らない。また起してはならない、こゝろいふに考えております。

○多賀谷委員 私は、むしろ政府の態度は逆であると考えておつたわけですね。増産のためにはやむを得ないのだ、まあこゝろいふお考えであつたかと思ひますが、起してはいけないのだといふことは、言葉では納得しますけれども、しかし、その対策はその対策として、別個に国家の要請に沿つてやるのだ。政府があとと見るのだ、こゝろいふ態度であつてはしなかつたわけですね。何か積極的なやるのかやらないのか、はっきりしないような事態になつてしまつたことを、直感に思ひます。この点は、非常にむずかしい点でありますから、その点、政府がいかに計画をされても、なかなか困難な点がある、こゝろお察しするわけですね。

そこで、今、関連産業の話が出ましたが、工業配置の開発ですね、たとえは、有明炭田を開発するについて、あるいは天北炭田を開発するについて、あるいは天北炭田を開発するについて、ただ石炭の開発だけを考えられておるのか。やはりこゝろいふ点に、総合的な工業立地条件をそろえて、その炭田地帯の高度な工業計画を持つておられるのか、これを一つお聞かせ願ひたい。ただ石炭を掘るといふだけであります。

○村田(恒)政府委員 今度の新長期経済計画は、数量だけを出しておりますが、私どもがこゝで法律の改正までお願いいたしました、積極的に地域を指定して、重点的な増産をやつていくといふことを、国会にお願いいたしました大きなゆえんのは、根本的に、関連産業施設を、どういふふうな計画

的に整備していくか、一つの地域としての発展をどうしていくかといふことが、最大の眼目でござります。従いまして、今申し上げましたように、単に無計画に、将来の出炭態勢と関係なく鉄道路線を引いてみたり、港湾の整備をやつてみたりするようになつてくると、あくまでこれを計画的に実施してこゝろいふお考え方でございまして、すでに、毎年度の出炭計画におきまして、港湾局あるいは国鉄、それらと絶えず連絡をとりまして、われわれの要望をいれたような形において、それぞれの官庁におきましては、今後における港湾整備計画あるいは鉄道の路線あるいは道路の建設といふものをやつていただくように、今進めております。

○多賀谷委員 輸送の問題は、当然重要な問題でありますから、私、山の中の貯炭を持つておくといふことを言つておるわけではありませう。それは当然なされることですから、そのことを聞いているわけではありませんが、その産炭地域の産業誘致計画といふものがあるのですかといふことを、お聞きしているわけですね。

○村田(恒)政府委員 私、申し落しましたけれども、積極的に開発していく場合の関連産業施設の整備について、今申し上げた通りでございませうが、ただそれは、仰せの通り、単に開発ばかりで、産炭地域に近いところにおいてそれぞれの需要がなければ、これは非常にロスが多くなるわけでありませう。一例をとつて申し上げますれば、たとえば、私どもは、本年度はできませんけれども、将来におきまして、北海道の天北地域の天北炭の開発といふことも考えております。天北炭

は、これはきわめて距離的に遠い、しかも、非常に粉化しやすい炭でござります。これをどうかして、現場に近いところで利用させるといふことを考えなければ、あそこ大きな電力を興すとか、あるいは大きな化学工業を興すといふことをやらなければ、天北炭の消費といふものは、全きを期し得ないわけでありませう。また、さらに九州におきましても、相当程度一般炭の増産なり何なりの増産に伴ひまして、極力産炭地に近いところにおける、たとえば低品位炭を利用して発電をやるとか、あるいは製塩をやるとか、さういふふうな石炭を利用するといふ面を、徹底的に並行して進めまして、それをできるだけ産炭地に近いところで消費を喚起して、こゝろいふ政策をあわせて行方方針でございませう。

○多賀谷委員 次に、天北地域の問題は、あのカロリーの低い、粉化しやすい石炭を、長距離に輸送しても、あまり意味がないと思ひます。そこで、あの産炭地において消費する産業が必要ではないか。こゝろいふれば、とてもあの原料炭を使ひまして長距離を輸送しても、引き合ふものではない、こゝろいふに私もお考え、質問をしておるわけですね。そこで、このことは、やはり国が総合的な計画を立てなければ、できないと思ひます。最近の工業配置の状態を見ますと、やはり需要地に近いところに工場ができる。原料地よりも少々遠ざかつて、こゝろいふ状態が、起つてきておる。これは日本全般的に、さういふ問題が起つてきておる。ですから、需要地中心主義にとくなりやすいわけ

すね。ですから、ほうっておきますと、二五%も鉄道の輸送を使っている石炭が、さらに開発するに従って、鉄道の伸びよりも、石炭の方がよけいに伸びて、そうして、それが三分の一も鉄道で送らなければならぬ、こういうようなことがあつては大へんだと、一例であります、考えるわけです。ですから、少くとも総合的に未開発地域の開発をやるのならば、これはやはりその産炭地でかなり消費していかなければだめだ。こういうふうに考えて、質問をしたわけですが、そういう計画は、企画庁その他で総合的に考えられておるのですか、ただ局長の頭だけでですか。

○村田(恒)政府委員 ただいま天北炭について申し上げましたが、さらに、これを詳細に申し上げますと、実は私も、本年度の予算要求の中に、天北炭の利用につきまして、この天北の炭をドイツのルルギーに送りまして、ルルギーでもって、あれを完全ガス化するテストをやつてもうその予算を要求したわけでありました。これは、本年度は見送られました。本年度は、さらにこれを要求いたすつもりでおりますが、あそこでもって、その完全ガスを化をやりまして、そこで化学工業に使つていくということが行われるならば、天北炭の将来というものは、非常に明るくなつていくということが考えられるわけでありまして。そういう意味におきまして、私も、できるだけ産炭地に近いところにおける需要を興していきうという、そういう方針をとつております。たとえば、最近における傾向といたしまして、北海道炭を大阪から西に送るといふような、ばかなことは、だんだんやめるといふ

りな方向に、指導もいたしておりますし、業界も、そういう方向に動いていくわけでありまして。

○多賀谷委員 日本石炭の炭価の問題を考えた場合に、今、御指摘のように、運賃の問題を考えずには論ぜられない。ですから、この運賃問題というのは、きわめて重大な問題である。ところが、そのことよりも、むしろ山元のコストというところに重点が置かれておる。これは、無理からぬ話でありまして、これも、運賃の面が非常に軽んぜられておる。こういう点は、非常に遺憾であると考えるわけですが、今御指摘がありましたから、その点について、十分推進をしていただきたいと思います。

そこで、私は、次に質問をするわけですが、私の質問は、まだ三時間くらいかかるわけですが、そこで、田中君が質問をしたいのでありますから、一応私の質問は保留して、続いて質問いたしたいと思ひます。

○小平委員長 この際、ガス事業に関する件について調査を進めたいと存じますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○小平委員長 御異議なしと認めます。よつてガス事業に関する件について調査を進めます。

質疑に入ります。田中武夫君。

○田中(武)委員 この際、天然ガスの料金の問題について、若干の質問をいたします。通産省の公益事業局長が来ていないようですから、次長に、公益事業局長の考え方をたゞしてみたい、と申

しますのは、すでに次長も御承知のことと思いますが、千葉県茂原市にある大多喜瓦斯株式会社、今回天然ガスの家庭用及び工業用の値上げをしようというので、地元住民あるいは市会その他消費者から、大きな反対を受け、いろいろ問題になっておるわけでありまして。そこで、お伺いしたいのですが、会社がガスの料金の値上げを申請して参りましたのは、一体いつでございましょうか。それから、その値上げの理由は、どういふところにあつたのか。その内容は、どういふことであつて、現在当局としては、どのように考へておるのか。そういう経過等を、お伺いしたいと思ひます。

○東説明員 ただいまお尋ねの大多喜天然瓦斯の料金値上げの申請は、本年の一月十七日に正式の申請が提出をいたしました。ただ、これにつきましては、会社側から、料金改定の要望がございまして、昨年夏ごろから、ぼつぼつそういうお話があつたかと記憶をいたしております。その改定を必要といたします理由も、設備の改修、改善、新設等が主たる理由になつておられますが、そのほかに、副産物として売つておられます圧縮ガスの市況と申しますか、そういう副産物収入の前途が非常に暗くなつてきたという、ようなことも一つの理由になつております。主たる理由は、先ほど申し上げましたような、いわゆる資本費の高騰というものが、おもな理由になつております。

○田中(武)委員 正式には一月十七日に申請がなされたが、実は昨年の夏ごろから、私は昨年の八月と聞いておりますが、そのころから値上げの運動と

いいですか、動きが当局に対して出たことは明らかであります。ところが、この大多喜天然瓦斯会社が、消費者代表ともいふべき人に、そういう点を明らかにしたのには、ごく最近であつて、ここに茂原市の市民代表ともいふべき市長に対して、そういうことを公的に話したのは三月十一日の由であります。そういうところから、この問題が大きな波紋を擴く一つの理由になつたのではなからうかと思ひます。と申しますのは、昨年八月から、すでにそういうことを用意をし、当局に対して、いろいろ陳情あるいは運動をしておる。しかるに、その消費者であるベキ人たちが、関係を持っている人たちに對して、これを極秘と申しますか、明らかにせず参りました。茂原市民の家庭経済に、最も大きな影響のあるガス料金値上げについて、市民の意見と聞きますが、消費者の意見等を、全然無視した形において行われておると考へるのですが、そういう動きに対して、公益事業局としては、どのような見解を持つておられますか。

○東説明員 一般に、ガス会社等が料金改定を希望いたします場合には、これは家庭の必需品でありまして、非常に重要なウエイトを占めておるわけでございます。従ひまして、これが改定ということになりましたと、これは法律的な要件ではございませぬけれども、地元消費者各位の理解を得るよう、できるだけ努力をする。いわゆるPRをして、自分たちの立場を理解をしてもらふということが、必要なわけでございます。法律的要件であるといふことにかかわらず、そういうことが必要である。一般にそういう申請が

あります会社につきましては、地元に対してPRを行なつておるものが、常でございますが、お話しのように、この大多喜天然瓦斯については、できるだけ地元の理解を得るようになつておることを申しております。実際は、そういう措置がとられておりませんことは、はなはだ遺憾であると思ひます。

○田中(武)委員 大体、こういった家庭経済に大きな影響を持つ電気料金あるいはガス料金の値上げは、とかく問題を起しがちであります。従つて、こういった性格のもの、いわばあなたの局で担当しておられるのは、名の示すごとく公益関係でございます。従ひまして、そういうものの値上げについては、今まで、どういふ行政指導をしておられるのですか。

○東説明員 ただいま少し申し述べましたように、私も地元の意見を聞きますのは、法律的には、公聴会等の措置によりまして聞くわけでございますが、やはり地元の理解を得ることが、民主的なやり方でございます。料金の改定を申請いたします会社は、できるだけその理解を深めるようなPR活動をするのを勧奨いたしております。また私どもは、公聴会を通じて、法的に意見を聞くわけでございますけれども、そのほかにも、陳情等がございまして場合には、公聴会で伺いますと同じ程度に重要性をもつて、その陳情の趣旨をよく考へて措置をいたすことになつておるわけでございます。

○田中(武)委員 聞くところによると、この大多喜天然瓦斯会社から供給を受けている世帯数は、茂原市は、人口三万六千で、世帯数が三千

戸、そのほかに市外の五百戸があるが、そのほか、考えてみると、供給地域が狭いというところから、この問題について、当局としては、安易な考え方を持っていないかどうかが、性格からいえば、東京瓦斯の事業もこの大々天然瓦斯、これは、いわば中小企業かも知れませんが、こういったところの事業の性格は、一緒だと思ふ。ただ、供給の範囲が小さい。こういったところから、当局の扱いの上において、何らかの安易な考え方がないか、そういった手抜きはなかったか。今後、そういったことについては、どういふように考えておられるか、そういった点をお尋ねします。

○東説明員 私どもは、需要戸数が多い会社であつても、小さい会社であつても、これは影響を受ける消費者各戸から申しますと、同じでございます。すので、会社の大小によつて軽重あるいは態度を改めるといふことは、やつて参りませんでしたし、今後、そういった意図はございません。

○田中(武)委員 今までもそうであつたし、今後ともそうである。すなわち、大きな地域に關係のある電気料金、あるいは供給地域の広い、たとえば東京瓦斯というところの値上げも、こういった一地方に關係を持つた大々天然瓦斯というところの値上げについても、同じように考えていく。こういったことは、確約を得たと見てよろしいですね。

そこで、お伺いしたいのですが、さつぱらんに言つて、そういった申請をすることについて、下相談があつた場合、法律的には、地元の了解を必要とするといふことは、ないと思ふ。

思ふ。しかし、民主的に物事を運ぶというところ、ことに、消費者に大きな關係を持つところの公益事業については、そういった話のあつたときに、どうだ、地元の方では少し了解をしてもなことを、さつぱらんに聞かれた方がよいのじゃないか。あるいは、そういったことがなければ、まずそういったことをやつてから考えたかどうか、こういったことを言う方が、いいのじゃないかと思ふのですが、實際問題としてはどうでしょうか。そういったことがないとなれば、この申請書は当然受けつけられない、こう言うことが、ほんとうの民主的な行政じゃないかと思ふのですが、いかがでしょうか。

○東説明員 私どもの側から、改定することに決定するかどうかということ、まだきまつておりませんが、消費者、特に地元の方に直接お話しする、あるいは呼びかけるということも、一つの考え方でございますけれども、今までのやり方といたしましてはむしろ申請をいたします会社が、自分でPRする、こういったふうにしようとしておるのだというのを地元へ話をし、またそれが新聞等にも掲載されるのが普通でございます。従つて、そういった動きがございます。むしろ地元からそういった話があるのが一般でございます。これは、ほかのケースにおきましても御承知の通りでございますので、そんなやり方ではないか。

それからまた、公聴会については、われわれ正式に意見を聞くことになるわけですが、今回は残念ながら事前のPRが非常に不足でございましたか

ら、地元の方々が公聴会に参加をなさるといふような機会を失せられたのは、はなはだ遺憾でありますことは、先ほど申し上げた通りでございます。今後におきましては、私どもの公聴会の法律的要件は、官報に告示すれば、それでいいのですけれども、予算的な制約があつて、われわれの側から新聞に公告することは不可能ですが、できるだけ新聞発表——書いて下さるかどろかわかりませんが、記事等に書いていただくというようにことを講じてみたら、より参加の機会も得られるのじゃないか、こんなふうにも考えたりいたしております。

○田中(武)委員 そういたしますと、ともかく、この大々天然瓦斯株式会社、料金を値上げについて申請をしたことに關しまして、その経過について、これは法律上には必要條件ではないが、いわゆる民主的なものの運び方といふべきか、あるいは物事をスムーズに運んでいくという上立つて、十分な手が打たれていなかったといふか、今の次長の言葉をもちつてすれば、十分なPRも行われていない。従いまして、この申請には、ある程度法律上には問題はないとしても、實際上手抜きがあつたといふことは、お認めになつておられるのでしょうか、どうでしょうか。

○東説明員 手抜きと申しますと、少し語弊がございますが、法律的には、ずっと筋が通つてゐるわけでございます。先ほど申したように、私どもの方としては通常の態度で、そういった改定の希望がございます。むしろ会社の会計監査あるいは経理監査、そういったものをずっと厳重に夏以降行なつて参つたわけでありまして、会社側が、従来のような一般的なやり方をしなかつたのが、實際問題として、はなはだ遺憾であつた、こういったような結果を生じてしまった。これは、ほかにはあまり例がないものですか、はなはだ残念だと思ひます。

○田中(武)委員 申請の経過について、次長自体も、万全の措置を講じていなかったという点については、お認めになつてゐるわけですね。そこで、法律的問題です。それは公聴会といふものがあるのですが、一体公聴会といふ開かれて、どういふメンバーが来て、どういった内容であつたか、それを伺います。

○東説明員 言葉を返すようでございますが、私どもの方は、先ほど申し上げましたように、会社側に対しては、十分に理解を得るためにPRをせよといふことを、ほかの会社の場合と同じように言つてあるわけでございます。私どもの方には、別に手抜きという点はないかと思つておられます。

それから、公聴会の点でございますが、公聴会には、正式公述人といつたしましては、大々天然瓦斯が参加をいたしました。そのほか傍聴には、市会の方も、おくれはせながら見えておられました。そのほかガス協会の方、その他傍聴の方は、相当多数あつたように記憶いたしております。

○東説明員 私どもは、公聴会といふもの設置されている趣旨からいいますと、できるだけ広く目につくように、一般市中の新聞等にも掲載したいのでございますけれども、これは予算的な制約があつて、ほかの公聴会あるいは新聞会といったものと同じように、政府側としては、官報だけにしか告示ができないのです。それは、一般の場合には、会社側がそういった動きのあることを、地元の新聞などが知つておられますから、いつ公聴会が開かれるかといふことが、自然に知れ渡り、それで、関係者の各位においては、そのニュースを見まして、それによつて法律的手続をとられるというのが、一般であつたわけでありまして。

○田中(武)委員 法律的に言つたら、政府としては官報に掲載する。だが、實際問題としては、官報なんて読んでゐるのは、一体何人いるか。特に、家庭においてこういったものの値上げに一番關係を持つ主婦の人たちが官報なんて読まないことは、次長もよくお認めになつてゐると思ふ。そこで、政府としては官報の掲載告示だけでは、少くとも会社は、そういった公聴会の行われたいことを、自分のところの供給範囲の消費者たちには知らしめる必要があると思ふ。そういった措置はとつておられないかと思ふ。従つて、公聴会も知らないうちに行われた、こういったことになつておられますので、そういった点についても、会社の手続といふべきか、配慮をいたしますか、そういったことにおいて万全

でなかったと思いますが、いかがでしょうか。

○東説明員 会社側の配慮については、仰せの通り、十分でなかった、遺憾な点があったということでありま

す。

○横銭委員 関連して。

今の田中委員の質問に対して、御答弁は、要望は昨年の夏ごろあって、一月の十七日に正式の申請が出た、こういうのであるが、要望があつてから正式の申請書が出るまでに、こういうような事業では、通常、当局の了解を得ることが必要になつておるわけです。従つて、あなたの方では、正式の書類を出してもよいという了解を与えたものと思う。この点はどうか。

○東説明員 先ほども少し触れましたように、そういう要望がございましたから、私どもの職員を直接派遣をいたしまして会社の経理監査、会計監査等を行いました。その結果、先ほども、値上げの理由になつておると申しました資本費の高騰その他経費等、ある程度の料金改定はやむを得ないではないか。ただし、これについて幾ら料金率を上げるかどうかという点については、もとより別問題でございますが、正式の申請を出しても差しつかえないという了解は、われわれは与えたわけでございます。ただし、これについて慎重研究の上に、どのような時期にどのような額を認めるかという点については、もとより別問題でございます。

○横銭委員 それでは、あなたの方では、監査をした結果、経理上値上げもやむを得ない、こういうような了解点に達して書類を受け付けた、こういう

わけですね。そうすると、値上げの理由となつておるものを、どういふ点で、これはやむを得ないと考えたのか、その点について伺いたい。

○東説明員 たとえば、会社の設備の改善という問題がございます。これはガスを引っぱります導管などが、従来は、非常に緩きはぎのものと申しますか、古いものを使いましていたり、あるいはサイズのまちまちであるものを使いましていたり、そういうことをいたします結果、ガスが漏れたり、あるいはまた圧力の自動調整装置がないとか、あるいは圧送機、ブローアでございますが、そういうものを設置をしておりませんとか、そういうために、家庭で使いますときのガスの圧力がまちまちになつてしまつたという点がございます。これを修整をいたしますために、パイプ等の取りかえを行い、ブローアあるいは自動調整機等の設置をするという点を行つていたものと、また東洋高圧等の進出に伴ひまして、新しい需用家が相当数ふえて、それに対する供給設備を新設しなければならなかつたという点がございます。従つて、従つて、それに九十人そこそこの会社でございますが、もとより小さい会社であり、設備等もそれほど巨大ではない、しかも従来使つておりましたものが償却済みのような資材を使つておつたわけでありまして、従つて新しいものと取りかえまして、資本費の増高ということがやむを得ない結果と、われわれとしては認められるわけでございます。

○横銭委員 その設備の改修あるいは新設に要する当面の費用は、大体どの程度必要と見込んだのか。それからま

た、会社の申請によるところの値上げというものは、どの程度値上げになり、増収になる、こういうふうに見込まれたのか、その点はいかがですか。

○東説明員 会社が申請をいたしておりましたのは、これは工業用と一般家庭用とでございますが、家庭用について申しますと、一九〇〇あまりの料金値上げを申請をいたしております。なお、内容の経費項目について、どの程度これを認めるべきかということについては、先ほど来御指摘の通り、このよう

なガス料金という問題は、家庭生活にも及ぼす影響が非常に重要でございますので、われわれの側において、目下慎重に検討いたして、値上げ要因があるといはしめても、できるだけこれを少な目に押さえることが必要でございますので、目下検討を加えておる段階でございます。

○横銭委員 大体、会社の方で申請したところの新設、改修に要する費用は五千万円と思われる。そしてこの値上げの金額を見れば、一年間の増収は二千万円に達する。そこで改修に要するいわゆる投下資本といふ点から、それは増収によつて二年半でまかなわれる勘定になる。ところが、この投下資本は、一度おろしたならば、これは五年、十年というように、相当程度持つところのものでありますから、相当長期にわたつて回収すべきものであると思ふのです。ところが、これが申請の内容によると、これを一立方メートル当り十一円三十五銭を一元九十銭上げて十三円二十五銭にする、こういうような方法が行われた。これは、き

わめて会社に都合のよい解釈のもとに、値上げの申請が行われておるが、

こういうような点については、検討を加えないのかどうか。

○東説明員 値上げ申請のおもな理由は、ただいま申しましたような資本費の増高でございますが、これについては、御指摘のように、会社側からの申請によりまして、五千万円の評価をいたした、こういうことでございます。

これについては、われわれの方が料金の算定をいたします場合には、仰せの通り二年、三年でこれを償却するのでなく、おっしゃいましたように、それぞれの耐用年数がございまして、その償却年限十年のもの、二十年のもの、二十年のものは二十年というふう

に区別をいたしまして、その償却一年間の経費として計上されるものは、償却に必要なだけを計上いたしました。ただ会社側からの申請によりまして、そのほかに、労務費の高騰でございますとか、あるいは副産物収入の減退でございますとか、そういう事実も入つておりまして、あわせて検討を要するかと存じております。

○横銭委員 設備の減価償却は、ガス事業の場合には、大体何年と見ておるのですか。

○東説明員 導管につきましては、約二十年になつております。

○横銭委員 あなたの方で、正式の書類を受け付け、また値上げの理由を認めておる中に、こういう二年半で投下資本を全部償却できるという点、少くすさんだ手続の仕方ではなかつたか、こういうふうに思ふのですが、何かそれ以上に、あなたの方で、値上げはやむを得ない、この程度の料率は出さしても差しつかえない、こういう

ような内定を与えた理由がござい

○東説明員 私の言葉が足りませんでした、誤解をお与へしたような感じがございまして、その五千万円の資本費の投下に対しましては、決して二十年のものを三年で償却するといふふうには、いたしておりませんわけござい

まして、二十年のものは二十年の減価償却費のみしか、査定の場合には見ませんわけでございます。なお、会社側から申請がございまして、これについては、われわれの方が、それを認めようという前提に立つて申請を受け付けけるわけはございまして、出てきたものに対して、いろいろな観点から、先ほど申しましたように、できるだけ低位に押さえることを目途といたしまして、それぞれの項目について査定を加へることになるわけでございます。それについて、目下そういうような趣旨から、慎重に検討を加えておる段階でございます。

○横銭委員 先ほど、そのほかの理由として、あなたの方では、労務費の高騰ということと、それから圧縮ガスの市況が暗くなつてきたという点を言われておる。そこで、労務費の高騰とは、大体どの程度上つてゐるのか。それから、圧縮ガスの市況が暗くなつたと言われておるが、この生産減は、どの程度現実の問題として出てきたのか。この点の調査は、どの程度できておりますか。

○渡辺説明員 話がちょっとこまかいことになりましたので、担当課長の私から、今の御質問にお答え申し上げます。労務費は、昨年の十月です、約二千万のアップをしておりま

す。これは従来のベースが、かなり安かったということ、それから……。

○横銭委員 従来は幾らですか、総支出でいいです。

○渡辺説明員 原価計算の中に入れておきます。労働賃の平均ベースは、基準内一万九千五百九十五円、基準外九百一十一円、賞与手当が二・六カ月分というふうにはじいておきます。

それから兼業部門の圧縮ガスの販売収益であります。その原価計算は、一応都市ガス事業といいますが、導管で供給する部分だけ抽出しまして、原価計算をし、附帯事業部門は別に考えまして、圧縮ガス部門の売り上げが今後減退するであろうということによる減収というものを、都市ガスの料金原価にはね返すことはいたしてありません。ただ、会社全体の収益の見直しを検討する上には、兼業部門の収益というものも、一応考慮に入れているわけであります。

○横銭委員 私が今答弁を求めたのは、圧縮ガスの市況が暗くなったというところが、値上げの申請を受け付けた要件の一つになっておる。従って、その一つであるところの要件の内容を、具体的に述べてもらいたい、こういうことで、今答弁を求めた。これがわかっていないはずはないわけですから、その点を示して下さい。

○渡辺説明員 兼業部門の減収が、直接の値上げの原因ということではありません。会社の収支に影響があるという点で、われわれは兼業部門の販売見直しも検討をしたわけでありまして、

〔委員長退席、阿左美委員長代理着席〕

三十二年の圧縮ガスの売り上げは、約三百万立米くらいの上り上げがあったのですが、三十二年は東京瓦斯の千葉工場とか葛飾瓦斯、あるいは近くの成田天然瓦斯というところに圧縮ガスの供給をして、ボンベで販売をしていました。東京瓦斯の千葉工場なり葛飾瓦斯あるいは成田天然瓦斯は、それぞれ自分のところで天然ガスの井戸を掘って、三十二年以降は、三十二年で大幅にふえた売り上げが期待できない。それでいわゆる原価計算の期間の三十二年は、圧縮ガスの販売量というものは、約一割減の二百八十万立米を見込んでおられます。それから、圧縮ガスの単価であります。これは最近のプロパンの進出によりまして、大

多喜天然の販売しております。メタンというものは、酸欠ボンベに充填して運搬するために、運搬費が非常にかさむというところ、プロパンに奪食されつつあるというところで、販売量の減退も一応見込まれます。また価格も軟調を示すというようなことが予想されますが、売り値は、一応横ばいというふうには推定して、収支見直しを立てておきます。

○横銭委員 あなたの方で値上げを認めた一つの理由としての、圧縮ガスの市況が暗くなったというところは、これによって死命を制されるというだけの条件ではない。従って、この程度のもので値上げの申請の中に入ったという点は、これは、いわば刺身のつまのようなものであつて、取り上げる段階ではないはず。そして、そのほかに問題となるのは、それならば天然ガスの湧出量は、一体減つておるのか

えておるか。湧出量といつても、これは売った湧出量でなければ何にもならぬわけですが、売った湧出量は、年間ごとにふえておるのか減つておるのか、この点の調査はいかがですか。

○渡辺説明員 圧縮ガスの販売の軟調といいますが、それが今度の料金改訂の原因にはなっていない。これは、先ほど説明が不十分だったかと思いますが、会社の収支見直しを立てる上には、一応参考になりましたが、料金算定の上では、全然別個に考えております。それは、天然ガスの採取量ですが、これは関東天然瓦斯開発という会社が、開発部門を担当しております。大多喜天然瓦斯という会社から卸売を受けているわけでありまして、必要量を、

○横銭委員 質問の要点に、よく答えてもらいたい。私の言うておるのは、湧出量をどの程度売つておるかということなのです。関東天然瓦斯から受けたのならば受けた量というものが、昨年幾らくらい受けた、今年幾らくらい受けたと、漸次ふえていくような数字を示しておるか、あるいはまた、年ごとにだんだん減つておるような経営状態なのか、その点を聞いておる。この点を答えてもらいたい。

○渡辺説明員 ガス事業部門の三十二年における販売量は約四百九十万立米であります。それが三十二年は五百八万立米、これは概数を申し上げます。

○横銭委員 三十年、三十二年は……。

○渡辺説明員 三十年は四百五十五万立米でございます。三十二年は四百二十万立米、三十年よりも三十二年の販

売量が減つておるのは、大口の工業用の需要が減退したということによつてでありまして、三十二年は、またそれがさらに増加している、こういうふうになっております。

○横銭委員 あなたのその答弁は、まことに奇々怪々である。先ほどの値上げの理由として、圧縮ガスの市況が暗くなつてきたというものをその中に認めたのは、あなたの上司であるところの次長が、田中委員の質問に対してやつた。それをあなたが否定することはない。一体何事か。こういうふうなことは別個の問題である、改定の理由になつていないというふうなことで、あなたが否定するということとは、両者の間に、意見の食い違いがあるのじゃないか。それから、もう一つの年々市況が悪くなることを言うておるが、具体的な数字をただしてみれば、余つていないじゃないですか。三十二年四百二十万立米、三十二年四百九十万立米、三十二年の見込みが五百八万立米、三十二年の見込みが五百八万立米。経営状況は、年々上り上り上つておる。こういうふうな状況において、この経営状態が悪いというふうな点は、一体どこからくるのですか。この値上げになつておる理由は、こんなところにあるのじゃないはず。この点の問題がわからなかつたならば、この役所としての役が勤まらぬですよ。

○東説明員 先ほど、私が圧縮ガスについて申し上げましたのは、申請の際の営業の収支についての方に載つております。ために、私が申請理由として御説明を申し上げましたけれども、ガス課長の言う方が、ほんとうでございまして、訂正をさせていただきます。それから、一般都市ガスの販売量の

推移でございまして、先ほどガス課長が申し上げましたのは、多少あつちこちになりましたので、もう一度申し上げますと、三十二年が四百五十五万、三十二年が四百二十万、三十二年が四百九十万、これに對しまして需用家戸数が三十二年が三千五百、三十二年が三千三百六十六、三十二年が三千七百二十八、三十二年が三千九百戸でございまして、従いまして過去の実績から見ますと、需用家戸数が伸びております。割合には、ガスの販売量そのものは伸びておらないという結果になつておりますが、将来につきましては、さらにガスの需用家戸数の販売量も伸びるものとして、計算をいたしておるわけでございます。もとよりその計算は、会社からの申請に記載をされておるものでございまして、私どもが査定をいたします場合には、またその実情等をよく見まして、査定を加えることになるのでございまして。

○田中(武)委員 先ほど私が質問したときの次長の答弁、これを横銭委員が質問をいたしました。ガス課長の答弁、これが食い違つて、次長は訂正せられた。そうすると、値上げの理由は、設備の改修、改善、新設と若干の労働費、こういうことでですね。われわれがこういうことについて質問すると、賃金の値上げだといへば、社会党は若干はこ先をゆるめるだろう、こういうこととかしらぬが、いつでもそういうことを言われるのですが、これは設備の改修、改善、新設ということが、大きな値上げの理由のファクターであることだけは、明らかであると思ふ。そこで、お伺いしたいのですが、先ほどの次長の御答弁等から考えてみますと、そう

するならば、会社が設備を新設し、これを改善することは、すべて需用者の、いわゆる消費者の負担において行われる。これを通産省の公益事業局は、若干の理由ありということは、とりもなおさず消費者の負担、消費者の犠牲において会社が設備を改善し、新設をすることを、認められるということになるのですが、そうですか。

○東説明員 会社が設備をいたしまして、消費者が負担をするという結果には、なるわけでございますが、安定した供給あるいはサービスの改善、たとえば、圧力が、御飯どころでも落ちないようにするというようにすることをするためには、やはりその新設を認めなければなりませんし、それによつて生じた増加経費が妥当でありますれば、やはりある程度消費者に負担をしていただきますことが、将来、また結局は消費者のためになるものと考えまして、通常一般の場合には、そういう考え方で査定をいたしております。もとより、会社が健全経営でなければならぬ。そのために、不当な利益を得ること、法外な配当をするとかいうようなことになりますれば、これは、はなはだ問題でございますけれども、そういう法外な利益、法外な利益といふと語弊がございますが、適当以上の利益は、われわれの方は考えない。それで、健全な経営をしていただく、設備の改修をしてもらう、それによつて供給の安定を期し、サービスの改善をはかつていく、こういうことが、結局消費者の利益にもなるのではないか、こういうふうにかえるわけでござい

○田中(武)委員 大多喜天然瓦斯は、資本金は二千万円、この従業員は、先ほどおっしゃったように九十六名。三十二年の決算の結果は、約六百万円の黒字を出しております。これは御調査になったから、わかると思ひます。二千万円の資本金で、年額純益六百万円の黒字を出しておられることは、決して経理内容は、悪いとはいへないと思ひます。

○東説明員 三十二年の決算について、われわれが調べたところによりまして、御指摘の通り、会社全体としては五百九十万円の利益を計上をいたしております。この内容を見ますと、これは先ほど申しました値上げの理由とは、別個にいたしましてお聞きを願いたいと思ひますが、圧縮ガス部門で九百八十万円の利益を計上いたしております。その反面、ガス事業部門では、先ほど申し上げましたような導管の新規延長や、あるいは改良、取りかえ等の償却費が入りましたために、そのほかの理由もございまして、四百八十万円の赤字を出しております。差し引き、事業税を含めて五百九十万円の利益を計上し得た。従つて、会社経理といつたしましては、圧縮ガス部門で黒字、ガスの一般供給部門では赤字を出しておる。その結果、事業税等を支払いますと、

従来は一割の配当をいたしておりましたが、三十二年度は五分配当の決算をいたした模様でございます。

○田中(武)委員 特別な日の当る産業は別として、五分配当ならけつこうじやないかと思ひます。このような状態ならば、決して会社経理が悪いとは思わぬ。二千万円の会社で、まあ資本金です。それで、直ちに五千万円の資本投下をやる、こういうことでなければ、消費者にいわゆるサービスの万全が期せられないということならば、今までは会社それ自体は、設備の改善、いろいろことを怠つておつた、こういうことにもなるかと思ひますが、過去の経理の状況、今までは一割だった五分だといふことならば、過去はなおよかつた、こう言わざるを得ないの。そういつた過去において、ガスの供給業者としては、当然なすべき修理修繕、そういうものは常時なされなければならぬ。それを怠つておつて、今直ちに固めてそれをやるために五千万円の金が必要、だから値上げをさせとくれ、こういうことが、理論的に、あるいは公益性という上から立つて、筋が通るかどうかということが問題だと思ひます。

それから、もう一つは、これはガスの供給をやつてゐるわけですが、いわゆる会社が関東瓦斯から受けて、その配給をする。それでは、会社の受ける天然ガスの料金は、変つてゐるのか変つてゐないのか。それから天然ガスの料金が、たとえば、先ほど話がありました今度の値上げといふことで、家庭用が一立方メートル十一円三十五

銭が一円九十銭上つて十三円二十五銭になる、こういうことは、一般ガスと比べて、料金の点について、どういふことになるのか。それらの点について、御見解を伺ひます。

○東説明員 今まで改修すべきものを怠つておつて、一挙にやつて、それをおぼせるのはおかしいじやないかという御指摘でございますが、これは、会社経営のやり方等にも関連がございまして、また、そういうような悪い設備で細々出しても、安い方がいいじやないかという考え方と、また、多少は上りサージのいい方がいいじやないかという考え方とございまして、いろいろむずかしいと存じますけれども、われわれといたしましては、規定の圧力でコンスタントに供給ができるという態勢の方が、ほんとうの態勢ではないかと考へるわけでござい

それから、会社の買ひます料金、これは、実は御存じの通り、大多喜天然瓦斯は、在来、採掘をする会社であると同時に、一般供給をする二つの性格を兼ねておつたわけでござい

す。それまでは、自分のところで作りまして、自分で供給をしておつたわけでございます。

それから、ほかの料金との関係でございますが、これは天然ガスでござい

○田中(武)委員 いろいろと、もっと詳細に伺ひたいのですが、まだ多賀谷委員の御質問もあるやうであります。それから、私よりも事情のよくわかつてゐる横銭委員がおられるので、私の時間の関係もあるから、あまり深

くは言わないつもりですが、話を聞いておきますと、どうもわれわれ、この申請を直ちに取上げて検討するということについて、若干納得いかない点が多々あります。というのは、先ほどの資本金と、この会社の一番近い期末における純益の問題、あるいは、この値上げによって年間一千万円近い利益が上がる。これら資本金の関係、あるいは理由が、どうも新設とか修理とかいうことで、それを直ちに需用者に負担をしわ寄せするというような問題等々いろいろあるし、ことに、最初私がお伺いして、若干会社側にいわゆる P R その他の手抜きがあったというように、それに従って地元、御承知と思いますが、猛烈な反対、ことにほとんど全戸が反対署名をしていると聞いております。こういうような中にあるって、直ちに考えられるということとは、私はどうかと思う。私としては、こういう問題については、十分考えてやってもらいたい、このように思いますが、なお横銭委員から質問がせられるそうですから、あとは横銭君に譲ります。

○横銭委員 値上げの理由については、経理も見、内容も見、いろいろさ
れて申請を受け付けているわけだが、
実態をほんとうに知っていないのじゃ
ないか、こう思うのです。というの
は、この大多喜天然瓦斯が、資本金二千
万円、それから従業員九十六人という
ようなことは、これはいわるかつて
の姿であつて、今日では、日本におけ
る独占資本の雄といわれた三井系の東
洋高圧が実体なんです。この実体が
移っていること、これを考えずに、こ
の問題を表面だけ見て、値上げがやむ

を得ないであらうというようなことを考えるのは、これは通産行政として、最もきらいべきところだと思ふ。なぜならば、この実権が東洋高圧に移つておつて、東洋高圧の工場がここにできて、メタノール、硫安、こういったものの生産にかかつている。その方面にこの会社から流れていくところの料金というものは、これは大体キロ四円程度で流している。しかも、大多喜天然瓦斯の九〇％を越えるものが、東洋高圧の会社に、キロ当り四円程度で流れている。残りの一〇％程度を、その他の工業用、消費者用に回されている。そうして、その面の値段というものが実に十一円三十五銭で、そこにさらに申請一円九十銭、合計十三円二十五銭というよりな、こういう高いものを押しつけて、そうして、この独占資本の東洋高圧だけは、その三分の一に足りないところの料金でこの供給を受ける、こういうような芝居がここにある。これを知らないで、値上げの申請を受け付けるとか、経理内容がともた、こんなことでもって、この役が勤まりますか。問題はここにある。この点の検討を、あなたの方ではされたかどうか。

○東説明員 東洋高圧は、最近進出をいたしました、ガス化学をやることになりましたことは、ただいま仰せの通りでございますが、一般供給に充てておりました、従来の大多善天然瓦斯が持つておった井戸のものは、従来通り、全部市販に回すわけでございます。それから東洋高圧に關東天然瓦斯が回しますものは、新しく井戸を開発しまして、それを東洋高圧が原料として使つておるわけであります。従いま

して一般供給のものは、従来から
ざいまずものをそのまま使いまする
し、東洋高圧の方への供給は、新しい
ものでございまして、地域的にも、
違つた場所から採掘したガスで、それ
ぞれ別個の計算になるわけでございま
す。それから、その掘ります会社と、
それから受けて売ります会社とは、別
の会社になっておるわけでございまし
て、これはやはり、適正報酬というも
のは認めていかなければならないので
はないかと考えます。

○横銭委員 東洋高圧には、キロ当り幾らで売っていらつしやるのですか。

○東説明員 新しい井戸を掘りました、この分を原料用として東洋高圧に供給するわけでございますが、これについては、まだ料金が決定をしておらない。関東天然瓦斯から供給する料金でありますから、これが決定をしていないで、まあこれが、かりに四円なり五円ときまるといたしまして、供給の場所、供給の態様というものが違ひますので、そういったものをそれぞれ原価計算をして、高い低いということを考えてなければならぬと思います。が、この場合には、一応別個の井戸になっておりまして、東洋高圧の方は、全部新しい井戸からのガスになっております。

○横銭委員 井戸は別個であらうと別個でなかろうと、天然ガスは、井戸を方々に掘らなければならぬのです。早いものは三月くらいで使えなくなるし、長いものでは三年も使える。こういうように、いろいろ井戸によって違う。さっきあなたが、全国で一番安いと言ったけれども、茂原というところは、土地からガスが湧出しておる。歩

が燃える、こういふような所です。あの辺の農家は、みな、土を少し掘ってはドラムカンをかぶせて、これでガスを利用しておるといふような、地下が非常に浅い所です。全国で、こんな井戸の浅い所はない。そのさく井の費用がかからないといふことが、値段の安い理由です。全国で一番安いなんといふ、そういうような答弁で、ごまかすことはできない。しかも、東洋高圧の場合において、メタノールを生産すると、この原料は天然ガスである。これがキロ幾らにつくかといふことが、実は問題になってくる。これが高ければ生産ができない、安ければ利益が出てくる。この観点から、キロ四四程度にして、そのしわ寄せが、一般工業と家庭用に向いてきたわけです。この事実を地元の者が知っておって、それでよろしゅうございますなどと受けるばかりがありますか、いるわけがない。そのところを、あなたの方が判定しなければいけない。これは単なる一事業会社の仕事とは違ふのである。ガスの供給は、少くとも公共性を大きく取り上げなければならぬはずだ。この公共性という理由から、今まで国としても、県としても、この茂原の天然ガスのさく井に当っては、ずいぶん援助をしてきたはずだ。これは大多喜天然瓦斯の時代から、営々として今日まで発展をさしてきて、そして茂原を中心として、天然ガスを利用するところの工場を誘致しようといふことが、地元の一体となつての念願なのです。そこに幾つもの工場ができてきた。それは、安いがほとんど供給される。従つて、工場を持つておるものは、自分のところ

ろで掘つてもいいのだが、掘るよりも、やはり大多喜天然瓦斯というものを置いて、ここから供給される。それけれどもこの会社に対しては、同じようなエネルギー原価主義に基くところの考え方によつて提供されるということを条件として、工場を持つてきておる。それが、独占資本であるところのものを買取して、大多喜天然瓦斯そのものを買取して、まづ、そうして、自分のところで使うところのものは一立方メートル四円くらいで、ほかの方に提供するものは、資材の値上りだの、あるいは設備の改修だの、あるいは労賃だの、そういうふうなことを理由として、大幅な値上げをして、向うに犠牲を転嫁させよう。こういふようなばかげた申請を、受け付けるといふことがありますか、これは出直して考えるべき問題である。ましてや、あなたの方では、公聴会を開いたというが、公聴会とは、一体いかなる精神で、どういふふうなおつもりでお開きになっているのですか、これはまことに奇々怪々である。あなたの方の先ほどの答弁を聞けば、公聴会のメンバーは大多喜天然瓦斯、いわゆる会社側の代表を出して、その他市会の者多数が傍聴に見えましたとあるが、少くとも公聴会というのは、この値上げに伴つて利害関係相対立するものの声を聞いてこそ、公聴会でしょう。それを、申請しているところの会社側だけ呼んで、どうしてほんとうの公聴会ができるのですか。こんな八百長の公聴会をあなたの方はやっているのですか、これは大問題ですよ。通産省として、監督官庁として、こんな公聴会を、あなたの方は今までやっているのか。この天然ガスの問

題だけに限って、こういう変なやり方をなさったのか、あるいはいつでもこいうやり方をしているのか。

○東証説明員 一番最初に御説明を申し上げましたように、今回は、公証人が、会社側の人しか出なかった。それは一般に知られておらなかったというところは、遺憾であると申しました通りでございます。なお、公証会のいかににかかわりませず、地元の意見は、十分これを拝聴すべきものと考えまして、公証会にお出しになると同じ程度のウエイトを持って、御提出を願いました意見書につきましては、十分われわれの方で趣旨を尊重いたして、今後の検討に資したいと考えておる次第でございます。

○横銭委員 ばかかことを言いなさる。一月の十七日に正式の申請書を受け付けて、受け付けるまでには、相当の理由ありと認めてこれを受け付けておるということ、あなたはさつき言っておる。その上に、三月の十八日に官報で公示をして公証会を開いて、その公証会のメンバーには申請者だけが入っている。こういうようなやり方で、このときに、三日前に、茂原の市会、茂原の消費者、茂原の関係者というようなものが気がついたから、そこで異議を申し込んで、市会の全員の決議によって反対陳情が出たから、今日のような状態にとどまったのです。その反対の陳情がなかったら、あなたの方はすらすら通った。通さない理由は、何もないでしょう。書類は受け付けた、公証会は開いた、反対はなかった、みな申請者の方だけなんだから、満場異議なしで通ってしまった。そういふうなことをやったら、その次に

は、あなたの方では、この値上げを制限する、あるいは値上げを認めないというふうな理由は、何一つとしてないでしょう。これに待ったをかけたならば、おかしいでしょう。当然これは、あなたの方では、これだけのものをやっけて通してしまおうというだけの考え方をもち、やっけておったのでしょ。これはおかしい話です。行政として、これが正しいと、あなたは考えられておられますか。あなたの方は、初めから公証会に、利害関係相対立すると予想される者を呼ばないで公証会をやるようなやり方をしているのですか。その点、もう少しはっきりと聞きます。

○東証説明員 公証会の趣旨は、御指摘の通りでございます。官報に告示をいたしますのも、利害関係者の皆さんが出てこられて、それぞれの御意見を、それぞれの立場からお述べになる機会を与えるということでございます。これにつきましては、先般来申し上げましたように、一般的には、会社側に大いにPRをせよ、こういう申請があることを、地元の有力者等に話をし、一般の理解を得るようによせよ、そういうことが普通に行われておりました。そのために、一般の新聞等にも報道をせられ、告示は官報だけでございまして、一般の新聞にも出るのが普通でございました。それによつて、法律的手続、これはガス事業法によつて定められた手続でありまして、意見をお述べになりたい人は、しかるべき書面をしかるべき日にちまでに提出するという手続をとっておるの、一般でございまして、私も、大多喜天然瓦斯に対しまして、

その他の会社と同じように、やはり地元の御理解を得るよう努力をせよというところは、かねがね申し上げておりました。一般の方が御存じないというところ、予想をいたしておらないこと、やっけておいたして、従いまして、市会の方もおいでになり、公証会には御出席にならないけれども、同じようなウエイトをもつて取り扱われる、意見書を提出していただくという、またそれについては、十分な御説明を承わらしていただくというところ、やっけておりましたわけでありまして、それからまた、そういうことになつておりましたために、本件につきましては、別に市会にも特別委員会が設置せられたこととさせていただきます。会社側にも、その委員会に、いろいろ会社側の立場というものをよく御説明申し上げ、なおかつ、われわれの方といたしましては、お出し願いました意見書も、公証会でお聞きしたと同じ程度にしんしゃくをいたしまして、慎重な検討を今後加えていき、こう考えておる次第でございます。

○小平委員長 横銭君にちよつと申し上げますが、二、三十分という約束で始めたのですから、なるべく簡単にお願いいたします。

○横銭委員 あなたの方で、公証会における重大なる手落ちをされたというところは、お認めだと思ふ。これは、当然聞くべき人の意見を聞かなかった。しかも、ガス料金の値上げという問題に關して、しかも、これは茂原市を中心とするところのガス料金の値上げであつて、一般の多くの人に供給されているものではない。従つて、これを

官報に告示した、読んだのは申請者側だけ、公証会の場所は東京、こいういうようなことで、地元における消費者の意見が反映されないというところは、あなたの方として、百も承知だと思ふ。しかも、承知のはずでありながら、これをやらないというのは、故意にやつたか、あるいはまたほんくらであつて、うかつであつたか、そのどちらかにおける重大なるあなたの方の手落ちだ。こいういうような手落ちのままに申請書を受け付けて、これでもって料金の値上げを進めているならば、大問題です。従つて、この問題は、もとに返してやり直すべきである。しかも、申請の理由となつておるものは、一つとして納得のできないものばかりである。もし、設備の改善、あるいは新設、あるいはこいうような点で、ほんくらにこうしなればガス事業が発展しない、消費者に対して、より多くのよりよいガスを供給することができない、こいういうような正当な理由があるならば、堂々とそれを出して、そして検討させて、地元の消費者の納得の上にこれをさせるべきである。これがガス事業における公共性のゆえんです。これをやらなかったら、どうしてほかの会社が安心して茂原地帯に、ガスを原料とするところの工場を持つていくことができませんか。三井系の系列産業だけは、三分の一足らずの安い料金を、その他の企業を受けることができて、その他の企業といふものは全部三倍以上の料金をとられる。こいういうような不公平なことをされて、工場を持つていくばかがあるか。持つていったならば、その会社は、必ず競争に負けて、つぶれ

てしまふ。これでは、あなたの方として、大事なガスの公共性というものを守ることができない。ガスの公共性を守るからには、この東洋高圧に対する供給も、これは別個の意図でやるのか、なんとかいふ逃げ言葉でごまかすのでなく、ほんくらにガスをエネルギーとして使つていくもの、立場、今後工場をこに持つていくもの、立場、こいうものを十分に考えて、あなたの方が大事な判定をされなかつたら、これは大へんなことになりまして、その点を、一つ十分に考えられて、この問題は、申請の理由については、この書類を関係会社に却下をして、そして地元の方で十分なる納得の上に立つてこの問題を考へてもらいたい。このことをあなたの方に強く要望しておいて、私のきょうの質問を終わりたいと思ひます。

○小平委員長 再び、石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を継続いたします。多賀谷眞稔君。

○多賀谷委員 未開発炭田の開発について、鉱区の調整について、特別規定が設けられておるようでありまして、この特別規定によつて、果して適正規模の鉱区ができるかどうか。なるほど、錯綜した鉱区は正は、若干可能であるかもしれませんが、果して、それで適正規模の鉱区になり得るかどうかが、これをどのようにお考えですか。

○村田(恒)政府委員 適正規模の鉱区を何とか造出いたしますために、まず基本的な調査を実施しまして、その中において鉱区の調整を必要と認める場

合には、当然適正な規模の鉱区を造出するといふことを勘案いたしまして、鉱区の調整に関する勧告等も行つてございまして、全部が全部適正な規模の鉱区ができるというわけには、個々の企業が、個々の鉱区を持つております現状のもとにありましては、なかなか一時には理想ではないかと思ひますけれども、一歩々々その理想の方に近づいていくことは、可能であると考へております。

○多賀谷委員 未開発炭田の開発というものは、やはり処女地でありますから、鉱区の適正規模の配置ということ、一番必要ではないか。ただ錯綜せる部分だけを正したとしても、根本において、鉱区が十分適正規模に置かれておるかどうかが問題です。そこで、適正規模の鉱区にするには、どうしたらいいか、この点が検討されなければならぬ。せつかくあなたの方で、錯綜鉱区の一部について、いろいろ鉱業法より一歩乗り出した前進の規定がありますけれども、肝心の点が抜けておる。ドイツの石炭事業の、最も合理化の進んだといわれます一九三〇年代を見ましても、切羽の集約、抗口の集約というのが、最も合理化の形式として行われておる。フランスの戦後の合理化も、結局は集約合理化であります。そこで、ドイツの場合は、一九二七年から一九三四年までに、切羽の数は五分の一に減つて、そして切羽単位の出炭は四倍にふえておる。フランスにおいても、御存じのように、フランスは、現在鉱区は固有になつておりますから、最も適正単位の規模において開発が進められておる。要するに、炭鉱の合理化というものは、集約合

理化であるといわれておる。でありますから、処女地である未開発地域においては、やはり適正規模の鉱区を造出するといふのが、最も必要である。ただ部分的に錯綜しておる部分だけを直すといふことでは、完成しないのではないかと、私はさういふふうに考へますが……

○村田(恒)政府委員 ただいま多賀谷委員の御指摘の通りであります。従来は錯綜の觀念からいたしまして、いつても、この錯綜するといふ言葉に、とらわれがちなわけでございますが、今度改正いたしましたところには「さくそうする地域において採掘権の譲渡又は採掘鉱区相互間の鉱区の増減を行うことによつてその地域の鉱床の急速かつ計画的な開発を行うことができる」と認めるときは「云々」という規定になつておりました。この中に重点があるかと申しますと、「その地域の鉱床の急速かつ計画的な開発を行う」というところが、ねらいになつておるわけでございます。これは、法制局の解釈といたしまして、非常に小さい規模の鉱区が隣接して点在しておるという場合も、鉱区の錯綜するといふ中に、広い意味においてこれを包含する、こういう法制局の解釈でございます。従いまして、今後の運用におきましては、あえて錯綜するといふ言葉にとらわれることなく、あくまで「鉱床の急速かつ計画的な開発を行う」ということに重点を置いて、この運用を実施する方針でございます。

の位置、形状が、鉱床の位置、形状と異なつておつて、そのために合理的な開発ができない場合に、その鉱区の位置、形状が、自分の持つておる鉱床の位置、形状と異なつておるということを中心としておるわけでございます。しかるに、本法におきましては、さういふ条件をはずしまして、単に、急速かつ計画的な開発を行うために必要なるという、非常にゆるい条件でもつて鉱区の調整を行う、こういう規定になつておるわけでございます。

以上申し上げましたように、錯綜するといふことは、ただいままでは、きわめて小規模のものをまとめていくという場合も、広い意味において含むという法制局の解釈と、さらに、その鉱業法において、鉱区調整を適用する条件がさらに緩和されておるという二つの点において、今申しましたお示しのような方向においてこれを運用することが可能である、またさういふ趣旨によつて運用したい、こういうふうに考へております。

○多賀谷委員 この六十八条の七で、果して小さな鉱区は全部譲渡命令ができる、一本にし得る、こういう解釈が出来ますか。これは大丈夫ですか。

○村田(恒)政府委員 仰せの通り、錯綜するといふ意味を特に広義に解釈するといふ法制局の解釈でありますから、それは可能だと思ひます。

なお、新しい処女地でありますが、これにつきましては、租鉱権等の設定は一切認めない、こういう方針でございます。

○多賀谷委員 採掘権の譲渡だけを隔離することはできますか。これは当事者がだれかなくても、できますか。

Aという者に譲渡せよという場合、そのAという譲渡を受ける側がいなくて、譲渡命令ができますか。率直に言いますと、A、B、C、Dという小さな鉱区がありまして、これを一本にするためには、だれか主体がなければならぬでしよう。この主体は、どうして作るのですか。

○村田(恒)政府委員 その場合におきましては、主体はないと申されますけれども、ともかくA、B、C、Dという鉱区が存在するわけでございます。従いまして、そのA、B、C、Dのいずれれかにくつつけていくことをやるより、しよがないと思ひます。

○多賀谷委員 いろいろ小さな鉱区が散在する場合も、一体にできるということですから、それに期待をしておくわけですが、これはきわめてむづかしいと思ひます。

それからA、B、Cでなくとも、だれか全然別個のXという人に対して、譲渡命令ができますか。

○村田(恒)政府委員 全然鉱業権を持つていない者には、それは不可能であります。

○多賀谷委員 この問題は、先ほど伊藤委員からもお話がありました。既に設けられた鉱区にも、やはり大きな問題があると思ひます。むしろ未開発鉱区の場合には、それが行われなければ、その炭鉱が命脈が絶つて全部閉山のうき目にあるといふことは、未開発炭田ですから、ありません。ところが、既設鉱区においては、その点が今非常に問題であります。現実に、一方の炭鉱では二百年もの鉱区をかかえておる、一方はもうここの五、六年しかない、あるいは明年の三月に切れるのだ、こういった切

迫した状態にある。一方は、今申しましたように、百年も二百年もの鉱区を持つていて、もういつた場合こそ、かなり必要ではないか。しかも、その炭脈のないといふ鉱区の施設が、老朽化しておるかといふと、必ずしもさうでない。まだその炭鉱に、三二十年ぐらいの鉱区を分かち与えれば、さらに隆々とする、生きかえる、こういう事情にもある。しかも、その場合には、多くの鉱区を持つておる側からはとてもとれない。ところが、隣接鉱区からは容易に採掘し得る、こういう場合がかなりあると思ひます。ですから、未開発鉱区においてそれだけ踏み切られるならば、既設鉱区にも、なぜ踏み切られないのか。この点どういふようにお考えですか。

○村田(恒)政府委員 仰せの通り、現在あります既設の鉱区につきましても、このような鉱区の調整というものを、事実上行なつていかないと、非常な不都合を生ずるという場合が多々あることは、御指摘の通りでございます。しかしながら、法律の建前といたしましては、本法は、あくまで鉱業権といふものを扱うのでございまして、鉱業権の基本をなしておりますのは、もちろん鉱業法でございます。ところが、この鉱業法で課しておる鉱区の調整ができる適用条件、それを、よりゆるめておるわけでございますから、鉱業法以上にさらに強い規定を適用し得るようになつておるわけには、特別に、そのために公益上の強い理由がなければなりません。その公益上の強い理由というものは、未開発炭田を、國家の要請に基いて積極的に開発していくという、公益上の強い要請がありまうために、これだけのゆるい条件でもつ

て、鉄区の調整を一定の地域内に限ってできるという、こゝまで現在の鉄業法の権利そのものに対する修正と申しますか、いろいろ今後の観念の整理というものをいたさない限り、法律の建前としては、一般地域につきましては、鉄業法をさらに進めるといふことは不可能である、こゝいう観点に立つて、こゝいう指定地域に限ったわけでありませう。しかしながら、既存の鉄区におきましても、今申し上げましたように、こゝいう必要があることは、多々ありますので、これは現行の鉄業法の適用を、できるだけうまく運用いたしまして、支障のないように運営していきたい、こゝ考えております。

○多賀谷委員 未開発炭田においてできるならば、既存の炭田においても、できないというわけはないのです。公益上の点をおっしゃるならば、同じです。その点からいふならば、石炭が出さなければいけませんから、増産ということは、何も未開発地域だけではなく、いのです。ただ未開発地域には、総合的にできやすいというだけであつて、そのほかに廃山防止とか、あるいは失業者の防止とか、雇用の維持、そういう面からいふならば、むしろ既存鉄区の方が、より重大で緊急性がある。しかも、増産という面から見れば同じです。ですから、公益性を言われるならば、あなた方が法律に書きさすれば、できるのです。あなた方が踏み切れば、できるのです。こゝおっしゃれば、できるのです。なぜおやりにならないのか。先ほど申しておりましたように、万トンしか計画できない隘路がある、かように考えるわけです。

○村田(恒)政府委員 指定地域についてだけ適用いたしましたのは、法律的には、現在鉄業法で規定しております以上には強い規定を、指定地域外に及ぼすというところは、鉄業法の建前上むづかしいということ、いま一つは、この指定地域につきましては、国が、まづ基本となりまして計画を策定して、その計画に準拠して事業計画の届出をさせますし、さらに、事業着手の義務も負わして、こゝいう強い要請がありますので、この点において、鉄区の調整を実施していくというところは、当然であると思ひます。既存鉄区におきましては、既存地域としての総合的な計画を急速に立てるといふ段階に、まだ至っておりません。そのために、既存鉄区につきましては、これを適用することは、まだ時期尚早である、こゝいうような考え方から、今回はこれを規定に入れなかったわけでありませう。

○多賀谷委員 時期尚早というものは、逆じゃありませんか。既存鉄区の関係の方が、緊急性を持っておるわけですから、ただ、あなたの方は、やりやすいところからやろうと言われるならば、わかりませう。着手義務があるといひましても、新たに譲渡したところには、着手義務を書けばいいのですから、何も問題はない。ただ石炭局の方々が踏み切れないから、できないだけであつて、法律上も、未開発地点ができれば、既存地域においてできないはずは、理論的にはないのです。ただし、ないだけです。ですから、こゝまであなたの方が鉄業法を一步踏み込んで前進してきたのですから、私は当然——今非常に問題になっている廃山のうき

目にあおるとしている炭鉄は、幾らもありません。そして率直に言つて、最近も上京しております佐賀のある炭鉄のごときは、もう来年しかない。しかも、あなたの方が今考えられております未開発炭田の新しい鉄区を持つておるところの、時間的なずれをどうするかという問題ですね。一回首を切つて、二、三年たつてやつと開発されたものでは、だめなんです。一日もその間をブランクにするわけにはいけません。こゝいうものこそ緊急性があるのではないか、かように考えるわけですから、こゝから、せつかく臨時措置法の一部改正をなさつて、こゝまで未開発炭田について踏み切られたならば、もう一步前進をされたらどうですか。局長が、法律的にこゝまで前進をされるならば、私は、もう一步既存鉄区についても、前進をしたらどうかと思ひます。これはきつめて重大な問題ですよ。それは、もう両方とも石炭がないという事柄なら、別ですよ。一方においては、五十年から百年の埋蔵量を持つておる。一方においては明年あふないといふ、こゝいう事情ですから、私はこゝを解決してやるのが、政治ではないかと思ひます。今までは、鉄業法をたてておつた、しかも、鉄業法に規定されておる鉄区といふものは、本来国民のもので、先ほどお話がありましたように、従来は国有とするという条項が、はつきり入つておつたわけですから、やはり国民の手に返す。何かこれは一回出願して権利をとつたら、永久に自分の私有物であるというふうな考え方、また鉄区といふものが最も大事だ、これはまあそでしよう。私有経済、あるいは現在の私企業の間においては、鉄区

が最も大事なものでしうけれども、これを不可侵的に考えておる。そこで、私は、不可侵的に考えておるならば、まあやむを得ぬと思ひますけれども、こゝであなたが一步踏み出したならば、なぜ既存鉄区のところまでお考えにならないか。現在、日本の政治の中で、一番重要であるのは、やはり雇用の維持というものが最も重大ですよ。その点から見れば、これは相当解決しますよ。こゝいう点は、どういふふうにお考えですか。

○村田(恒)政府委員 今御指摘の佐賀県の場合、あるいは宇部、沖宇部等の例を見ましても、これは明らかに何らかの調整措置を、行政指導によるなり——当面行政指導を第一段階としたしますが、あるいはさらに鉄業法の幅の広い運用によりまして、これを何とか解決しなければならぬ問題を控えておることは、事実であります。ただ、今回の改正は、あくまで新長期経済計画を背景といたしまして、特に新しい炭田の総合的な開発をやつていこうといふことをねらひましたので、その地域に限定した次第であります。その地域を総合的に開発するためには、鉄区調整が必要だから、鉄区調整をやつていこうといふ建前で、出発いたしておりますので、今後、さらにその他の地域につきましても、いろいろな調整問題については、今後の研究をさらに進めていきたい、こゝいうふうにお考えしております。

○多賀谷委員 もう研究は十分進んでおるのだけれども、決断ができないというのが実情でしう。何ももう研究することないでしう。もうだれが考

えても、同じであります。あなたの方で法律をさへ作つておやりになれば、りっぱにできる。今から調査して研究しうといふ性質のものではありません。その事実が起きたときに、初めてその事実をどうするかという具体的な問題なのです。しかし、それは調整機関でおやりになればけっこうです。そこで、休眠鉄区については、どういふふうにお考えられておるか。ことに、休眠鉄区の場合は、こゝいうことは可能ではないか。もつとも、休眠鉄区と既存鉄区との関係といふと、既存鉄区は、隣接が稼働しておるの、これはあまり例がないかもしれませんけれども、休眠鉄区についてはどういふふうにお考えであるのか、お聞かせ願ひたい。

○村田(恒)政府委員 休眠鉄区につきまして、御承知のように、この合理化法は、三十年に制定されました当時、鉄業法に規定されております着手義務は、石炭鉄業については、片方において坑口の開設の方を制限し、しかも、反面において着手義務を負わせるというところは、矛盾でありますので、全面的に着手義務をはずしたわけでございます。しかしながら、こゝにまた国としての新しい要請が起りました、特に総合炭田開発地域におきましては、本法の改正によつて、着手義務を復活しております。従つて、この場合には、その地域が総合炭田開発地域として指定されましたから、六カ月以内に着手しなかつた場合には、鉄業法の取り消しを行ひ、こゝいう規定が適用されるわけでございます。

○多賀谷委員 従来の既存炭田は、どうですか。

○村田(恒)政府委員 既存炭田については、さしあたり今回は、その範囲まで全部広げておりません。これはまだ依然として合理化を促進し、坑口開設許可を残してありますので、特に積極的に力が注いで解決していこうという指定地域以外の場合に、着手義務を復活することは、時期尚早であるというので、これは復活していません。

○多賀谷委員 私は、休眠鉱区の問題も、徹底的に考えていかなければならないと思います。

日本の、今、確定炭量と言われているのは、何億トンですか。

○村田(恒)政府委員 端数は覚えておりませんが、約五十七億かと思えます。

○多賀谷委員 その五十億億トンの中で、三井、三菱、北炭が持つておるのは大体その半数、二十四億三千万トン。これはおそろく財産目録として、株主総会に出したのでしょう。私、日本経済新聞の上場会社要覧から、ずっと各炭田別に集めてみたのですが、二十四億三千万トンの確定炭量があるといわれておる。ですから、この数字はきわめて大きいものだと思う。大体半分持つておる。これは別のことでありますが、こういうように鉱区が独占的に扱われておる。ほかの炭鉱は、なかなか鉱区を得ることができない。これが埋蔵炭量になると、さらに大きな数字になるわけですね。要するに、確定炭量もその程度であります。それで、これらの休眠鉱区を含めての炭田に、やはりメスを入れていかなければ、結局七千二百万トン以上は出ないということになるわけですね。

さらに、一体日本の資本家というの

は、日本の経済界というのは、炭鉱に投資をする意欲があるのかないのか。炭鉱自体は、その気持を持つておるでしょうが、日本の経済界は、一体、炭鉱に資本を投下する気持があるのかどうか、これを疑わざるを得ない点を、いろいろ聞いておるのであります。日本の経済界、ことに日本の財界は、炭鉱開発に熱意があるのかどうか。この点、石炭局長は、どういうようにお考えになっておられますか。

○村田(恒)政府委員 先ほど申し上げましたように、過去におきます短期的な景気の変動によりまして、石炭鉱業は、しばしばその根柢からゆすぶられてきております。従って、石炭鉱業が、ある程度危険を伴うリスクな産業であるということについて、みな不安を持つておることは、事実だろうと思えます。しかしながら、それも、国の政策が、あくまで日本の国内炭の増産を考へ、国内の民族産業を盛り立てていくのだという建前がはつきりいたしました現在においては、御心配のような点は解消している。むしろ、石炭鉱業に対する投資意欲というものは、現在石炭鉱業に従事しておる経営者のみならず、それ以外の部門からの投資意欲というものが今後増大していく、こういうふうに見ております。

○多賀谷委員 投資意欲が増大してはおると言いますが、平均利潤率はだんだん下つておるのですよ。これは客観的に見まして、炭鉱の平均利潤率は、世界的に下つておる。ですから、平均利潤率が下つておるに、投資意欲が起るはずはありません。これは、純経済的に私は話しておる。炭鉱は、平均利潤率がずっと下つておる。

炭鉱だけではありません、下つてくる企業もある。しかし、第二次加工、第三次加工の企業というのは、非常に利潤率が高い。ところが、炭鉱のようないくつかの基礎産業で、しかも、今申しましたようないろいろな制約の条件がある産業は、平均利潤率は低下している。日本の各産業の利潤率の不均衡が、だんだん出てきておる。ですから、局長が、いかに投資意欲が盛んだと言いましても、現実、投資意欲は、ないです。それは、平均利潤率の下つておる産業に、どんどん投資をする人があります。一体、こういう点、どういうふうにお考えですか。

○村田(恒)政府委員 ただいま私どもでちょっと調査いたしました炭鉱の利益率を、ほかの産業と比較いたしますと、たとえば、昭和三十一年上期に、総資本利益率は、石炭鉱業二・八％、下期は三・四％でありましたが、これに對しまして、一般製造工業は三十一上期が七・二％、三十一下期が八・四％、こういうような具合で、明らかに一般製造工業に對しましては非常に――また、従業員一人当りの純収益率というものは、低くおる。しかも、しなながら、それは今までの姿でございまして、石炭鉱業というものが、単に燃料としての石炭を掘っていくのだ、こういう姿である限りにおいては、なかなかいろいろな問題があると思えます。しかしながら、石炭鉱業も、現在の産業資本の中において生きていくためには、このような状態をいつまでも継続するということは、自己防衛の点でも、できないのであります。その意味におきまして、たとえば、低品位炭を利用いたします発電の問題でありま

すとか、あるいは、流動乾溜によりましていろいろな豆炭、あるいはガスの製造というより広い意味におきます石炭化学というものは、今非常な発展を見せておる段階でございまして、さらに、これにあわせて、今回のような措置によりまして、法律の裏づけまで持つて徹底的な増産態勢をとり、あるいは徹底的な合理化施策を講じていく、それによって次第にコストを低減していくのだ、こういう方策が打たれる場合におきましては、今、御心配のようないくつかの問題は、何年かたちますうちにいたしまして、何年かたちますうちに、この問題は逐次解決されるもの、こういうふうな期待をいたしております。

○多賀谷委員 局長が、企業家のような話をしても、いかぬと思う。行政府は、やはり行政府らしい解決の方向を見出さなければ、いかぬのです。それは企業家の言うことです。いわば自己の企業の安定を保つために、あるいは石炭化学をやつたり、あるいはまた低品位炭利用をやつたり、工場を起してやつたり、それは日本経済から見れば、確かに、産炭地においてそういうことが行われるならば、あるいは損失が少い、輸送費が要らないという面があるでしょう。しかし、それは、日本経済全般から見ると、むしろ企業家の立場から見ると、企業が安定するわけですね。しかし、政府から考へるならば、この傾向というものは、やはり簡単にもとに戻るといふ状態にはないわけですね。この傾向は、世界的にだんだんひどくなってきておる。ですから、この傾向をどういうふうに調整するかというものが、やはり政策です。そこで、結局この利潤率の問題が、一方において低下する企業があり、産業があり、一方においては、ずっと上昇のカーブをたどつていく産業がありますから、この調整はどこでやるかといへば、これは財政でやるのです。結局、財政を通じて再配分をする以外にないのです。石炭局長がその気持でない、なかなか融資はとれません。ですから、これは財政を通じて再配分をするという制度を確立しなければ、一方においては平均利潤率が下る企業、一方においては非常に上る企業、この調整はできないと思う。これをどういうふうにお考えであるか、これをお聞かせ願いたい。

○村田(恒)政府委員 先ほど申し上げたのは、企業自体が、自分が生き抜いていくためには、どういうような企業努力を続けていくかということについて、申し上げた次第でありまして、石炭のようないくつかの地下資源に對する国の立場というものは、これに對するいろいろな監督なり干渉というものは、国としてもだんだん強くなると同時に、また一面、今お示しのよう、国はその発展のために、徹底的なしろだてになつてやる。裏づけとして財政投融資等についても、大幅な援助を与えていくということは、当然必要とされるわけでありまして、特に七千二百万トンある以上はそれ以上の出炭を考へていくという場合には、大幅な財政投融資というものを継続していかなければ、国の要望するようないくつかの点、これはとれないというところは、明白でございまして、その意味におきまして、今までより飛躍的に、三十三年度におきましては、開発銀行の融資は百億に達するわけでございます。また明

年度以降も、こういう法律があります以上、こういう法律の力を背景として出炭態勢を脅かす、同時に、大幅な財政投融資というものを継続していきたいというふうに考えております。

○多賀谷委員 炭価は、世界的に見ますと、生活水準の上昇に比例して上って行っているのです。これは実は労務費が、どの国の労務費を見ても六〇％から七〇％。日本は、労務費が多い、多いというけれども、率は西ドイツと大体同じくらいで、決して西欧諸国やアメリカなどの国に比べて、多くないのです。労務費のコストに占める割合というのは、アメリカあるいはイギリス、フランスに比べて、日本はドイツと同じくらいに低いのです。そこで、石炭産業の場合、炭価と申ししますのは、生活水準の上昇と大体比例して、遺憾ながら上っている。これは長期計画を組まれる場合に、長期計画の方は消費水準をずっと上げておいて、炭価の労賃だけを下げようといったって、下らないですね。ただ、コストに占める割合を、増産して補う以外にないわけですから、やはり消費水準、生活水準が一般に上れば、一般に上るだけの労賃を上げてやらなければならぬ、ここに大きな悩みの点がある。そこで、今申しましたように、どの国でも、この悩みが、現実には平均利潤率の低下という形で現われておる。これは、現実の姿です。ですから、これを解決するためには、今申しましたように、石炭だけではございませぬけれども、財政を通じての再配分ということが、最も必要ではないか、こういうことを考えるわけですか。そこで、一つ、一そり局長に努力してもらいたい、かように思います。

そこで、次に、私は、需給の調整について、お尋ねをいたしたいのです。先ほどから、需要に対する生産の弾力性の乏しいということが、かなり言われた。そこで、需要期に對しても生産が伸びないと同様に、また需要が減退をいたしたとしても、生産の縮小といふものは事実上困難である。これは、単に石炭だけでなくして、労働賃金でも同じです。労働賃金の実質低下というものは、非常に困難です。これは、労働賃金というものは、固定化しますから、なかなか困難である。昔のように、需要と供給とでバランスがとれるという状態には、ないのです。そこで、一体、需要に對する生産の弾力性のない企業、しかも生産の縮小がきわめて困難なこの企業について、需給調整をどういふようにお考えであるか。これは、やはり制度的に考えなければだめだと思ふのです。糊塗的に考ええになつても、私は解決しないと思ふのです。これは、局長は、どういふようにお考えですか。

○村田(恒)政府委員 基本的な態度としましては、先ほど来御指摘のありましたように、あくまで国の要請にいたします。所要エネルギーと供給は、まず国内の石炭を主体として供給の確保は、その足りない分について、輸入エネルギーによって補足していく、こういう建前をとることが、根本であると思ひます。それが第一であり、第二には、そういうことをやりましても、なお、このような長期増産態勢をとりまします場合には、短期的な景気変動に伴います貯炭の増加といふものを、見ざるを得ない場合が考えられます。それに対しては、石炭の

一番大きな消費部門であります電力部門を中心として、年間約百万トンの貯炭設備を増強してもらいたい。御承知のように、現在の電力部門の貯炭能力は、全国で三百十万吨ほどの能力を持っております。このキャパシティを、さらに百万トン引き上げたいというのが、われわれの考え方です。この考え方の具体的な方法といたしましては、九州地区に、とりあえず今年から手をつけまして、約五十万トンの貯炭場を作りたい。さらにそれにおかけまして、北海道の地域に五十万トンの貯炭場を増設したい、こういうふうに考えております。それと、また同時に並行いたしまして、制度的なものとしては、これはまだ具体化したしておりませんけれども、石炭業界の方で、一種の買取機関と申ししますか、不況対策、中小の中でも、特に小炭鉱が、一時需給のアンバランスが起りました場合に、投げものを、非常にダンピングを行う、これをある程度防

止いたし、これを考えるために、一種の買取機関といふものを考えようという案が、今研究されております。私もこの案に賛成しては、これら石炭業界の貯炭対策、電力業界を中心とした貯炭対策、この両方の制度をあわせまして、制度的な運用をはかつていきたい、こう考えております。

ていきたい。現在、開銀融資は、平均七年程度でございますが、これをマキシマム十五年まで持つていってほしい、こういう交渉を、開銀及び大蔵省と折衝中でございます。それと同時に、金利の問題につきましても、事業団が三十五年八月に、なくなりまして、一応現在の納付金の規定はなくなり、わけございしますが、約定金利が九分、実際上石炭鉱業に對しては六分五厘でございます。整備事業団の納付金を納めさせることが取りやめになりました後におきましても、なおかつ六分五厘程度の金利は継続してほしい。これも金融当局と、折衝をずっと続けておる段階でございます。これをつけ加えていただきたいと思います。

○多賀谷委員 かつて石炭合理化法案が出たときに、われわれは別の案を出したのですが、どうもその案にだんだん近づいてきつた、そういう感じを持つわけですか。ここに、当時の参考資料がありますが、われわれの提案をした通りに、だんだんできてきて、これは、政策がだんだん一致してきて、政権の授受が容易にできることを意味しておると思つて、喜ばしく思つておるわけでありまして。そこで、当時非常に問題になりました豊満水の場合、石炭の需給がぐずれるという問題ですが、四〇％という豊満水を当時に見られておった。これは町田さん、よく御存じで、あなたの方が四〇％という豊満水を見られておったのですが、そこで私は、年間を通じて、三十年、三十二年、三十二年と、大体何％ぐらいの豊満水になつておるか、これをお聞かせ願ひたい。

○村田(恒)政府委員 説明員より補足説明をすることをお許し願ひます。

○町田説明員 私から御説明を申し上げます。三十年の出水率は一〇五％でございます。三十二年は一〇六％、三十二年は上期が一二％、三・四半期は九七％、こういうことになっております。

○多賀谷委員 年間を通じて三十二年は……

○町田説明員 年間を通じては、まだ計算できておりません。

○多賀谷委員 大体年間を通ずると、一〇五％ぐらいになるわけですか。

○町田説明員 さうでございます。

○多賀谷委員 そりすると現在、電力に湯水準備金という制度があるわけですか。

○町田説明員 ございます。

○多賀谷委員 そりいたしますと、湯水準備金の方は、もう是正をする時期に来ておるわけですね。

○町田説明員 湯水準備金につきましては、是正と申ししますか、電力会社によりまして、非常にアンバランスになつておまして、湯水準備金が非常にないところと、それから非常にあるところ、こういうふうな状態になっております。

○多賀谷委員 各社において、水火力の割合が違ひますし、また自流水力の場合と、大容量の場合は違ひますから、おのずからさういふ点が出てくると思ひます。そこで、最初一〇四％の豊満水を見られたというのが卓見であるならば、湯水準備金の方の一〇〇％というの、やはり是正をすべき段階に来ておるのではないか、こういうふうに考えるわけですが、これは石炭局

長に質問しても、所管外の質問ですか
ら、お答えを願うというわけにいきま
せんから御遠慮申し上げますが、こ
ういふ点も、やはり政策は統一的に行
うべきである、こういうふうに考えま
す。

そこで、炭鉱の場合は、局長十分御存じのように、供給が非常に過剰になりました。またあるいは需要が供給を上回りましたが、すぐ両方とも投機の対象になる。一方においては値上りの投機の対象になり、一方においてはダンピングの対象になる。それが投機を伴って、さらにダンピングがひどく行われる、こういう状態にあるわけです。そこで、今、買取機関の問題が出ましたが、これは具体的にかなり進んでおるわけですか、実際どういう構想を持って行われておるわけですか。

○村田恒雄 政府委員　これはまだ具体的にには進んでおりません。ただ、そういうふうな考え方を業界として持つておるが、政府としてはどう思ふかということより、もう一步進みまして、大いにこりいう考え方を支持してもらいたいという申し出がある段階でございます。大よその考え方といいたしましては、非常に投げものが出るおそれが予想されます場合に、別会社を一つ各炭鉱で出資して作りまして、その会社が、一定の基準を設けて、ダンピングをするおそれのある石炭を一定量買い取りまして、これを凍結しておく、こういうふうな考え方でございます。ただ、これに關しましては、公正取引の法律との関係がございますので、一体、会社組織というものが妥当であるか、あるいは組合のような組織を持つていくのがいいか、あるいは全然これ

を離れまして、特に関係の深い中小炭鉱と、買い取りを今後行おうというよう
うな希望を持っております会社との、
個別な取引にこれをまかせるか、これ
は今後さらに研究を進めたいと考えて
おります。

○多賀谷委員 販売の面で、各社とも、それぞれ出張所ないし支店を持つておるわけです。しかも、炭鉱の石炭の成品というものは、質的競争というものにはあまりないわけです。若干選炭をよくしてアッシュをなくするという程度で、質的な競争というものはないわけです。一種の運搬業で、下にあるものを上に出すのですから、物を作つて製品をよくするということよりなことは、あまり考えられないわけです。ですから、普通の電気器具のメーカーとかその他のように、競うて製品を作る

このことについては、どういふふうにお考えですか。

○村田(恒)政南委員　これは中小企業
の協同組合の場合に、一般の場合にはは
三百人でございますが、炭鉱の場合には
は、それを引き上げまして、千人を単位
として組合の結成、協同行為を得る
ようなあれを認めております。この規定
をフルに活用することによりまして、次
第に販売面におきますそういうロスをな
くしていきたい、このように考えており
ます。

さらに、これはまだ先の問題でござ
いますけれども、たとえば、共同貯炭
場というふうなものが実現いたしまし
た場合には、次第々々に現在の販売形
態というものにも、ある程度の修正が
加えられてくるだろう。と同時に、現
在二千七百以上ありますところの炭の
銘柄という、非常に複雑をきわめてお
ります銘柄充炭というものに関しまし
ても、次第にこれは規格充炭的な性格
のものに修正されていくだろう、こう
いうふうな見通しを持っております。

○多賀谷委員 今の中小企業の協同化の話ですが、よくわからなかったの
で、もう一度説明していただきたい。
○町田説明員 今度、中小企業団体法

に基きまして、石炭の販売業者の組合を作りたという機運がございまして、中小企業安定法におきましては、三百人以下のものが作るということでございますが、それを石炭の販売業につきましては、もう少し人員をふやしたい、こういうふうに考えております。

○多賀谷委員　こういう協同組織の問題は、私的独占の問題と非常に関連があり、こういう問題点があるわけで

す。そこで、私利私欲と結びつくところに、非常に問題があり、われわれも、私利私欲の追求の場合には、制約せざるを得ない面が出てくるわけです。これは大きな政治問題ですから、一応フランクに議論してみたいと思います。

ますけれども、ドイツは、御存じのように、連合企業体制というのが非常に強い。これは協同体の觀念というのが、非常に伝統的に強い面もあります。そこで、輸送とか、汚水の処理とか、鉱害とか、販売というものは、石炭価格の共同研究というものは、全部一致してやっておるわけです。そうして、むだなく行われておる。日本は企業が小さいせに、競争はものすごくやつて、そうして販売費をすいぶん使っておる、こういうむだがある。あるいは輸送でも、もう少し、私は、港における荷役施設なんかは共同してやつたらいいじゃないか、何もAの会社もBの会社も、別個にやる必要もないだらうということも、考えられるわけです。あるいは、さらに一歩進んで、鉱害の賠償なんかにいたしまして、もう少し組織的にあれをやれば、あれほど混乱をしなくてもいいのじゃないか。被害者の面からいいますと、大企業から損害を受けた場合と、中小企業から損害を受けた場合、これは、大企業であるから十分賠償をもらえ、中小企業であるからもらえないというようなばかな話はない。これは純然たる第三者ですから、これも一つ何らか制度的に考えれば、できぬことはないと思うのです。労災保険などというのは、その一例です。これは保険制度ですけれども、それをメリットにして、そうして行えば、できぬことはな

○村田(恒)政府委員 たいだいまお話にありましたが、炭鉱業界におきましては、整備事業団にいたしまして、鉱害復旧の事業団等にいたしまして、比較的炭鉱業界、一つの産業全体のために、出炭トシ当り幾らの金を納めようというふうな、共同してその産業全体の起してきたところの問題を解決して、こうという空気が、相当出ていると考えられるわけでございます。そこで、たいだいまお話し、この次の問題として、何といつても、コストの中に非常に大きな比率を占めております輸送費の軽減ということが、重要な問題でございます。これは、まず積み出しの方の施設を、できるだけ整備していくこと、それから、積み出しの施設が整備され、港が整備されていくと同時に、そこに一つの共同貯炭場というものを持つていく。そういったしますと、どうしてもいい条件の港のところへいきますれば、そこで、従来の機帆船で何回もやっていたよりも、もっと大容量の輸送が可能になり、それによる輸送費の低減というものは、非常に大きなものと考えられます。ただ、これを一挙に、今出炭を行なっております全部の炭鉱業者の共同行為として実施させるかどうかというところは、今すぐには、そこまでは進み得ないと思いたしまして、共同貯炭場の思想、あるいは買取り会社の思想というものが出てきておるといふことは、そこまでは次第々に、一歩々々進みつつある、そういうことを立証し得るのではないか、そういうことを考えております。

○多賀谷委員 方向としては、漸次進んでおりますから、私はそれを推進していただきたいと思いますが、やはり流通機構の問題は、きわめて大きな問題だと思えます。

次に、低品位炭利用ですが、これは不況時代には、非常に叫ばれたわけですが、好況になりますと、あまりその声を聞かなくなりますが、不況のときに低品位炭利用を呼びますと、考え方によれば、逆に供給をふやすことになるのですから、これは一面において、石炭はますます要らなくなるんじゃないかという面も出てくる。しかし、炭鉱企業自体を見ますと、今まで売れないものが売れるようになったのですから、企業の安定にはなる。しかし、全般的な需給関係から見ますと、今までの石炭でなかったものが、石炭になるのですから、これは需給関係を大へん乱すことになる。しかし、その当時は、低品位炭利用が非常に叫ばれたところ、今日炭界が好転をしたときにおきましては、ちょっとわれわれから見ると、逆のような状態になっておるよに感ずる。むしろ石炭の需要が増大しておるときにこそ、低品位炭利用を叫ぶべきじゃないだろうか。どうも低品位炭利用が叫ばれたのが、炭鉱の企業の安定のみをねらって、大きな声として出たのか、あるいは国全般の方が見れば、現在こそ低品位炭利用の方が叫ばれてしかるべきだ、こういうふうに考えておられるわけですか。自家発電の問題にしまして、炭鉱で自家発電が増設されたというところは、あまり聞かない。若干ありますけれども、あまり聞かない。それは、結局大容量のものが作れないから、効率が悪いからできないのか、あるいは負荷が悪いからできないのか、あるいは良質の水質がとれないからできないのか、一体どういふ点に原因があるのか、これをお聞かせ願いたいと思えます。

○村田(恒)政府委員 低品位炭利用といふのは、この低品位炭を利用して、技術と、一番深い関係を持つていふと思われ、要は、ほんとうに低品位炭を利用して、あくまでその事業を伸ばして、こうという気持ちに、その会社がついていくかどうかということに、関連するわけでございますが、われわれの考え方としては、決して、それは単に石炭業界の利益のためとか、安定のためとか、そういうために低品位炭利用といふものを考えているわけではございません。こういふ国家の貴重な未利用資源が、むざむざと捨てられていく。しかも、それを呼びに利用すれば、昭和五十年におきましては、百五十万キロワットにのぼる電力の供給が可能だといふような理論的な数字も出ておられますので、そういう国家的な見地から、この低品位炭利用の問題を、非常に推進している段階でございます。と同時に、今後機械化が進みますと、また次第に自然条件も悪くなつて参りますれば、どうしても低品位炭の副次的に出てきます数量が、ふえるわけでございます。そういうふうなふえて参りますと、これは先ほどの企業の安定にも関係いたしますけれども、どうしてドイツやベルギー等でもやっておりますように、自分の炭鉱に近い所で、兼営の事業として何らかの仕事をして、低品位炭利用をやつていくことが必要になるわけでございます。そこで、自家発電があまり進んでいないといふお話でございますけれども、最近では一つの新しい方向をいたしまして、常磐共同火力といふものが、常磐地帯の炭田を背景としてスタートしております。これは四十万トンの石炭で、七万五千キロワットの出力を持つ第一次計画を完成して、非常に成績がいいのであります。さらに、そのほかに、三井、三菱、住友も行なっております。例の製塩、塩を作っております事業がございまして、それから、現在計画中のものといつたしましては、三菱では高島、古河の好間、やはり低品位炭を使つて自家発電をやろうという計画がございまして、それから北炭の夕張が、コークスの製造に低品位炭利用を考へておる。さらに、太平洋の都市ガスの利用、雄別が低品位炭地区でございまして、豆炭を作つて、豆炭を作るというものは、ちょっと誤解を招きやすいのでございまして、コークスを作つてやろうという例の流動乾溜のシステムをここに持つてくるという計画でございます。さらに大きなものといつたしましては、北海道及び九州、さした地域において、大規模な低品位炭の発電を興したいというふうな計画を持つております。このために、電力会社の調査が相当程度進んでおまして、やがて北九州におきまして、低品位炭を利用した大規模な発電が実現するもの、遠くないというふうな考えております。

もう一つは、この低品位炭利用といふものを、最近近いうちに、ブラッセルで、国際選炭会議が開かれます。その国際選炭会議にも、リポートが出されておりますけれども、超音波による回収というものが、技術的に成功いたしております。これは非常に回収率もよろしゅうございまして、危険もない。もちろん、山々によって事情が違いますから、全部が全部、超音波による回収ができるとは申せません。浮遊選鉱によるやり方がいふのだといふところもありましようし、それだけの山々によつて、やり方が違ふと思ひますが、少くとも超音波の利用によりまして低品位炭回収というものが、非常に成功を取れたといふことは、画期的なことであると考えております。これに五千カロリーのものを取り出してありますが、これは同時に、こういふふうな沈澱バッグを増設し、そうして回収をよくやつていくといふことは、結局、鉱害問題として非常にやかましく言われております水質汚濁という問題を防止し得るという、副次的な、しかも、きわめて大きな効果を持つていふという意味におきましても、国家的に今後大いに奨励しなければならぬ事業だといふふうに考えております。

○多賀谷委員 強粘結とか弱粘結の原料炭の使用を、節約するといひますか、こゝろに意味を置いて、どういふ手が打たれておるか。これも、当時かなり問題になったわけですが、日本の、ことに鉄鋼その他は、大体欧米の炭鉱と見合つた様式をやつておるんじゃないか。だから、原料炭をかなり使つたのだ。であるから、もう少し原料炭といふものについて考える必要があるのではないか。要するに、日本式の鉄鋼、あるいはガスでもそうですが、ガス会社でも、原料炭を使われないでやる必要があるのではないか、こゝろに言ひたい。あるいは鉄鋼の

どときは、なかなか困難かもしれませんけれども、ガスにつきましては、御存じのように、当時は、コークス市況が非常に悪かった。石炭の市況が悪いときには、コークスの市況が悪いもので、それから、ガス会社自身も、当時原料炭を使うことを考えたわけでした。ところが、その後は、コークスの市況も非常によくなったものですから、この問題も、あまり大きな問題としてその後は進んでいないようであります。先ほど天北の炭田の問題から、ルルギー方式というものが出ましたけれども、当時の水準からいいますと、かなり推進されると思われるのは期待しておったのですが、残念ながら、やはりこの原料炭を使ってコークスを出して、そうしてガスを売り、コークスを売っておる、こういう方式が圧倒的に出てきておる。こういった問題については、どう

いうようにお考えであるか。

○村田(恒)政府委員 これも広い意味におきます新しい石炭化学、流動乾溜とかあるいは水素添加、フィッシャー法、そういった一連の技術の推進に待つわけでありまして、たとえば、鉄鋼の部門にいたしまして、原料炭節約の一つの方法として、今、大いに補助金を出して研究しております問題として、弱粘結炭を強粘結炭に変えていく。これもコークスの形式をとるわけでございますが、そういった研究を進めております。これは現在のところ、轉物用のコークスとして、非常に固いものができておまして、いま一歩歩を進めますと、冶金用のコークスに使えないのではないかとというような研究を進めておるわけでございます。

たけれども、今お話しのように、ルルギーに送り出したのは、天北炭のような粉化しやすいものを、あそこでもってガスができるかどうかという研究をしております。そういう意味で、天北炭のガス化をはかりたい。そのほか、いろいろあるようでございますが、極力粘結炭、原料炭の消費を節約するという方向における技術改善を、今奨励している段階でございます。

○多賀谷委員 坑内ガスの、いわゆるガス抜き問題は、大体成功しておるのですか。最近、天然ガスその他が多く出て、坑内ガスの抜き問題は、少し低調になったように見受けられますが、これは推進されておるのですか。

○村田(恒)政府委員 実はむしろ逆でありまして、天然ガスの問題が盛んに推進されるのに伴いまして、今まで、どちらかといえば、あまり一生懸命でなかった炭田ガスのガス抜きというものが、今真剣に取り上げられて、進められております。昨年の十二月現在でガス抜きを実施しておりますのは、北海道で十三、常磐地区で三、九州で十一、合計二十七の炭鉱でやっておりますが、そのガス抜きの量を申し上げますと、毎分三百二十五立米になっております。これは三十年に比較いたしますと一・八倍の増加でございます。この三百二十五立米のうち、二百十八立米が現実に利用されております。この利用されておりますのを、三十年度の利用率に比較いたしますと、三・六倍、こういう数字になっております。

○多賀谷委員 率からいえばいいですが、量からいえば至って少ないので、これは今後ぜひ伸ばしていただきたいと思っております。どうもこういったものが、割合に恒久的に推進されない。線香花火的に終るといふ可能性が、従来非常に強いものですから、これは一つ積極的に指導していただきたいと思っております。

非常におそくなりまして、関係者に御迷惑と思いますが、最後に一、二点質問させていただきます。このことと関係は、非常にけっこうなことである、かように考えるわけですが、坑口開設許可というものがなかったら、神武景気という時代には、かなり安易に坑口が開設されて、そしてさらに現在のようないわば若炭を持った時代になつてきますと、ダンピングという状態が深刻に現れてくるのではないかと思っております。その点、貯炭がかなりありまして、ダンピング的な動きがなおります。この点は非常にけっこうであると思っております。そこで、坑口開設許可制度というものが持続されることは、けっこうですけれども、今まで許可基準に

つきましては、審議会の方で常に運営されておった。ところが今度は、基準は省令でやって、そして実際は行政官庁が、その具体的な問題については処分をされ、運用される、こういうことになっておりますが、これは、一体どうしてこういうふうに変えられたのか。現実に事務的に非常に複雑で自由にならなかつた、こういうふうな事情があったわけでしょうか。

○村田(恒)政府委員 昭和三十年にこの合理化法が制定されましたときに、坑口開設許可制度を設けましたときには、むしろ極力出炭を制限するという主張が、非常に強くこの法律を支配し

ておったわけでございますが、今回の改正によりまして、ある特定地域を限りましては、むしろ増産に転じていくのだ、こういうふうな基礎的な考えを背景にいたしまして、坑口開設許可制度の運用を、それほど厳格でないように、少し運用を変えたわけでありまして、厳格でないと思つたのは、今までの行き方は、法律の中に一定の基準をきめまして、その基準に合致しないものは、一切許可しないのだというやり方を取つておりました。これを、今度は省令にゆだねたわけでございますが、省令にゆだねましたけれども、決してルーズな運用をするわけではございませんので、ただ法律で、たとえば独立坑については一五〇％、特設坑については一〇〇％というふうな、あまり弾力性のない規定をするというふうなことを避けまして、若干その運用をゆるめたわけでございます。同時に、行政官庁だけでやるのではないかと、行政官庁だけでやるのは、これは、行政官庁だけでやるのは、これは、行政官庁

だけでは、地方別にそれぞれ坑口開設の専門分科会がございまして、ここに学識経験者が入つていただいて、その専門分科会で、それぞれ独立坑、一般坑あるいは特設坑、そういうふうな坑口の許可をみな処分をいたしまして、これをもう一回東京の中央審議会に上げて参りまして、青山先生を委員長とします審議会にかけているのでござい

ますが、この二重の手間は、あまりに繁文縟礼に過ぎる。従いまして、中央におきましては、基本となる厳格な基準だけをきめていただきまして、一件一件許可するとか不許可にするとかいう処分は、地方の専門分科会の意見を

聞いて、地方の通産局がきめる、こういうふうな運用を改めた次第であります。これは行政の簡素化といえますか、そういう形の改善でございます。

○多賀谷委員 そういたしますと、地方の専門分科会には、おかけになるわけですね。

○村田(恒)政府委員 地方の坑口開設の専門分科会には、これをかけます。

○多賀谷委員 実はこの点を、審議会の委員に聞いてみたわけですが、なかなか複雑で、一々持つてこれらも困るという話でありましたので、一応了承したいと思つたのですが、一つこういった点も、ルーズにならないように気をつけていただきたい、こう思います。

そこで、最後にお尋ねしたいのですが、それは中小炭鉱の運営といいますが、中小炭鉱問題というものは、やはり今後真剣に扱わなければならないと思うのです。それは、だんだん炭区がなくなり、しかも、現在未開発の炭区を持つている炭鉱は、いわゆる財閥系の炭鉱でございます。独占資本なのです。ですから、中小企業がだんだん衰微をしていく。これは炭鉱だけの問題ではないでしようけれども、ことに炭鉱には、埋蔵量という宿命的なものが大きく制約をされている。でありますから、この要素をわれわれは考慮するを得ない。ましてや、適正規模の単位にするということになりますと、だんだん中小炭鉱というものはなくなる。そこで、中小炭鉱には共同開発とか、あるいは、何か協同組織的な方向で開発させてやる、あるいは代替炭鉱も見つけてやる、こういう方式をとらざるを得ないのではないかと、またとらなければならぬのではないかと、こういう

ように考えるのですが、これについてはどういふようにお考えですか。

○村田(恒)政府委員 一口に中小炭鉱と申しましたが、A、B、Cくらいのクラスがございまして、中小炭鉱の非常に上位のものは、大手と十分匹敵するようなものもあるわけでございます。また生産規模の非常に少ないものになりますと、全く、ことしやつたら来年はやめてしまいかもしれないというよりなものも含んでおりまして、一口に中小炭鉱と申しましたが、その業態というものは、非常に複雑多岐を占めてゐるわけでございます。従いまして、これらの中小炭鉱に向つて、一つの統一的な、形式的な制度をもつてこれに當つていくということは、今の大手に一つの統一的な方式を当てはめるよりも、もつとむずかしいものを含んでゐるのではないかと考えられますけれども、これはむずかしいからといって、何もやらないわけにはいきませんので、今後、中小炭鉱が次第にあがり山になつてなくなつていきます場合には、労務対策を含めました一連の施策とか、ただいまお示しの方向において、研究を進めていきたいと考えております。さしあたって、われわれの今やつておりますことは、主として中小炭鉱に対する技術指導——これは巡回して技術指導をやつてゐるわけでありますが、その技術指導を行なつております。これは政府予算をもつて行なつておるのであります。

○多賀谷委員 長期計画の見通し、あるいは輸入エネルギーへの依存度、さらに現在の時点における炭界の見通し、生産調整の問題との関連、こゝういふ点は、大臣がお見えになつたとき

に、別の機会に質問を保留したいと思ひます。

○小平委員長 本日はこれをもつて終りたいと思ひます。

○小平委員長 本日はこの程度にとどめます。

次会は明四日午前十時十五分より開會することとし、これにて散會いたします。

午後六時四十一分散會

昭和三十三年四月九日印刷

昭和三十三年四月十日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局